

有価証券報告書

(金融商品取引法第24条第1項に基づく報告書)

事業年度 自 平成27年4月1日
(第16期) 至 平成28年3月31日

株式会社ソケッツ

東京都渋谷区千駄ヶ谷四丁目23番5号

(E22461)

目次

頁

表紙

第一部 企業情報	1
第1 企業の概況	1
1. 主要な経営指標等の推移	1
2. 沿革	3
3. 事業の内容	3
4. 関係会社の状況	6
5. 従業員の状況	6
第2 事業の状況	7
1. 業績等の概要	7
2. 生産、受注及び販売の状況	8
3. 対処すべき課題	9
4. 事業等のリスク	9
5. 経営上の重要な契約等	13
6. 研究開発活動	14
7. 財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析	15
第3 設備の状況	18
1. 設備投資等の概要	18
2. 主要な設備の状況	18
3. 設備の新設、除却等の計画	18
第4 提出会社の状況	19
1. 株式等の状況	19
2. 自己株式の取得等の状況	50
3. 配当政策	51
4. 株価の推移	51
5. 役員の状況	52
6. コーポレート・ガバナンスの状況等	54
第5 経理の状況	59
1. 財務諸表等	60
(1) 財務諸表	60
(2) 主な資産及び負債の内容	84
(3) その他	86
第6 提出会社の株式事務の概要	87
第7 提出会社の参考情報	88
1. 提出会社の親会社等の情報	88
2. その他の参考情報	88
第二部 提出会社の保証会社等の情報	89
[監査報告書]	

【表紙】

【提出書類】	有価証券報告書
【根拠条文】	金融商品取引法第24条第1項
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	平成28年6月22日
【事業年度】	第16期（自 平成27年4月1日 至 平成28年3月31日）
【会社名】	株式会社ソケット
【英訳名】	Sockets Inc.
【代表者の役職氏名】	代表取締役 兼 社長執行役員 浦部 浩司
【本店の所在の場所】	東京都渋谷区千駄ヶ谷四丁目23番5号
【電話番号】	03-5785-5518
【事務連絡者氏名】	コーポレートマネジメント室チームリーダー 西城 淳二
【最寄りの連絡場所】	東京都渋谷区千駄ヶ谷四丁目23番5号
【電話番号】	03-5785-5518
【事務連絡者氏名】	コーポレートマネジメント室チームリーダー 西城 淳二
【縦覧に供する場所】	株式会社東京証券取引所 （東京都中央区日本橋兜町2番1号）

第一部【企業情報】

第1【企業の概況】

1【主要な経営指標等の推移】

(1) 連結経営指標等

回次	第12期	第13期	第14期	第15期	第16期
決算年月	平成24年3月	平成25年3月	平成26年3月	平成27年3月	平成28年3月
売上高 (千円)	—	2,499,448	2,197,203	1,830,397	—
経常利益又は経常損失 (△) (千円)	—	218,983	△135,858	△440,644	—
親会社株主に帰属する当期純利益又は当期純損失 (△) (千円)	—	126,636	△758,674	△514,178	—
包括利益 (千円)	—	121,211	△762,079	△514,178	—
純資産額 (千円)	—	2,054,649	1,408,242	902,740	—
総資産額 (千円)	—	2,554,205	1,847,218	1,747,112	—
1株当たり純資産額 (円)	—	900.90	579.74	363.27	—
1株当たり当期純利益金額又は当期純損失金額 (△) (円)	—	56.99	△322.58	△212.76	—
潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額 (円)	—	54.51	—	—	—
自己資本比率 (%)	—	78.7	74.8	50.6	—
自己資本利益率 (%)	—	6.3	—	—	—
株価収益率 (倍)	—	17.4	—	—	—
営業活動によるキャッシュ・フロー (千円)	—	435,661	△9,526	△210,616	—
投資活動によるキャッシュ・フロー (千円)	—	△437,378	△418,658	△158,015	—
財務活動によるキャッシュ・フロー (千円)	—	△12,092	109,652	461,832	—
現金及び現金同等物の期末残高 (千円)	—	791,107	472,575	565,776	—
従業員数 (人)	—	118	110	73	—
(外、平均臨時雇用者数)	(—)	(37)	(28)	(17)	(—)

(注) 1. 当社は、第13期より連結財務諸表を作成しているため、第12期は連結財務諸表を作成しておりません。

2. 売上高には、消費税等は含まれておりません。

3. 第13期の自己資本利益率は、連結初年度のため期末自己資本に基づいて計算しております。

4. 第14期及び第15期の潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額については、潜在株式は存在するものの1株当たり当期純損失金額であるため、記載しておりません。

5. 第14期及び第15期の自己資本利益率及び株価収益率については、当期純損失であるため記載しておりません。

6. 平成27年10月1日付で当社連結子会社である、株式会社T. C. FACTORYを吸収合併したことにより連結子会社が存在しなくなったため、第16期より連結財務諸表を作成しておりません。

(2) 提出会社の経営指標等

回次		第12期	第13期	第14期	第15期	第16期
決算年月		平成24年 3月	平成25年 3月	平成26年 3月	平成27年 3月	平成28年 3月
売上高	(千円)	2,440,016	2,414,017	2,121,672	1,801,069	1,756,857
経常利益又は経常損失 (△)	(千円)	233,247	234,016	△126,304	△426,709	△67,748
当期純利益又は当期純損失 (△)	(千円)	115,266	136,376	△743,511	△536,592	△91,380
持分法を適用した場合の投資損失(△)	(千円)	—	—	—	—	△763
資本金	(千円)	388,317	391,367	490,847	496,982	496,982
発行済株式総数	(株)	2,195,000	2,231,000	2,424,000	2,458,000	2,458,000
純資産額	(千円)	1,897,570	2,028,256	1,419,670	905,228	821,478
総資産額	(千円)	2,422,741	2,498,806	1,862,512	1,754,991	1,400,518
1株当たり純資産額	(円)	861.47	905.26	590.18	364.30	326.74
1株当たり配当額 (うち1株当たり中間配当額)	(円)	5.00 (—)	5.00 (—)	5.00 (—)	— (—)	— (—)
1株当たり当期純利益金額 又は当期純損失金額(△)	(円)	53.02	61.37	△316.13	△222.04	△37.55
潜在株式調整後1株当たり 当期純利益金額	(円)	48.90	58.71	—	—	—
自己資本比率	(%)	78.0	80.8	75.5	50.5	56.8
自己資本利益率	(%)	6.3	7.0	—	—	—
株価収益率	(倍)	20.5	16.1	—	—	—
配当性向	(%)	9.4	8.2	—	—	—
営業活動によるキャッシュ・フロー	(千円)	57,007	—	—	—	152,128
投資活動によるキャッシュ・フロー	(千円)	△309,037	—	—	—	19,173
財務活動によるキャッシュ・フロー	(千円)	△3,893	—	—	—	△153,076
現金及び現金同等物の期末 残高	(千円)	804,917	—	—	—	582,293
従業員数 (外、平均臨時雇用者数)	(人)	116 (13)	109 (37)	101 (28)	65 (17)	65 (9)

(注) 1. 売上高には、消費税等は含まれておりません。

2. 第14期から第16期にかけての潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額については、潜在株式は存在するものの1株当たり当期純損失金額であるため、記載しておりません。

3. 第13期から第15期にかけて連結財務諸表を作成しているため、持分法を適用した場合の投資損失(△)及びキャッシュ・フロー計算書に関する数値を記載しておりません。

4. 第14期から第16期にかけての自己資本利益率、株価収益率及び配当性向については、当期純損失であるため記載しておりません。

2 【沿革】

年月	事項
平成12年6月	東京都港区港南において、携帯電話向け通信アプリケーションの開発及びサービスの提供を目的として、株式会社メディアソケットを設立（資本金50百万円）
平成12年8月	携帯電話向けサービスの提供を開始（注1）
平成13年3月	本社を東京都千代田区一番町に移転
平成14年12月	米国向け携帯電話アプリケーション開発・提供を目的とした、MEDIA SOCKET US, INC. を設立
平成15年9月	モバイルゲームアプリケーションの提供を開始
平成17年3月	本社を東京都港区虎ノ門に移転
平成17年6月	KDDI株式会社へ携帯電話音楽検索サービス「聴かせて検索」をサービスアプリケーション・プリセットモデルにて提供（注2）
平成18年1月	KDDI株式会社の総合音楽サービス対応端末向けアプリケーションの開発、サーバー及びサービスの運営を開始
平成19年4月	米国向けサービスの終了により、MEDIA SOCKET US, INC. を清算
平成19年8月	商号を株式会社ソケットに変更
平成21年4月	東京証券取引所マザーズに株式を上場
平成21年6月	株式会社エヌ・ティ・ティ・ドコモへ「コミック検索」の提供を開始
平成21年8月	本社を東京都渋谷区千駄ヶ谷一丁目に移転
平成22年10月	楽天株式会社へ「メディア商品のナビゲーションサービス」の提供を開始
平成23年1月	KDDI株式会社との協業による音楽ストリーミングサービス「LISMO WAVE」の提供を開始
平成24年9月	株式会社T. C. FACTORYを株式取得により連結子会社化
平成25年10月	株式会社CSマーケティングをカルチュア・コンビニエンス・クラブ株式会社と合併により設立
平成27年4月	本社を東京都渋谷区千駄ヶ谷四丁目に移転
平成27年5月	株式会社NTTドコモ（以下ドコモ）と株式会社レコチョクが提供するスマートフォン向け定額制音楽配信サービス「dヒッツ®powered byレコチョク」（以下dヒッツ）にパーソナライズレコメンドの提供を開始
平成27年10月	連結子会社である株式会社T. C. FACTORYを吸収合併

(注) 1. 携帯電話で、画像と音楽とテキストを同期したデータを送付するサービスを開発し、主にKDDI株式会社や株式会社エヌ・ティ・ティ・ドコモ等の通信事業者を通じ、メールサービスを中心としたモバイルサービスを提供いたしました。

2. プリセットモデルとは、アプリケーションをユーザーが携帯電話端末購入後に、任意にダウンロードするのではなく、ソフトウェアが携帯電話端末の工場出荷時に既に搭載されていることを指します。ここでは、当社開発の音楽検索用のソフトウェアが、あらかじめ携帯電話に内蔵された状態で、提供されたことを指しております。

3 【事業の内容】

当社の現在の主力サービスは、作品（音楽・映像・書籍等）に特化した主にインターネット上での「検索サービス」「おすすめ作品紹介（レコメンド）サービス」「ストリーミング関連サービス」「データ提供サービス」であります。

1つ目の「検索サービス」とは、音楽や映像、書籍等の作品を知る・探す・購入するために最適化された専門的な検索サービスを指し、一般の総合検索サービスに比べてその情報量は限られるものの、より詳細にこだわった情報（例えば音楽であればあるアーティスト名・曲名を検索した場合、基本情報のみならず本人が影響を受けたアーティストや演奏されている楽器の種類、声質、歌唱方法、リズム、歌詞の内容など関連情報から感性情報までアーティストや作品を特徴づける詳細なデータ）の体系的なデータ開発によりユーザーが音楽や映像、書籍等の購買やレコメンド（おすすめ）情報を、より分かりやすく、簡単にかつジャンル横断的に（例えば「恋の始まり」というテーマで音楽・映画・アニメ・書籍などを横断的に）知ることを可能とします。これらはユーザーが興味を持った作品を購入するためのサイトに誘導し、結果として購入率が高まるという特徴があります。

2つ目の「おすすめ作品紹介（レコメンド）サービス」とは、ユーザーのサービス利用履歴を分析し、各ユーザーにあったおすすめ作品の紹介（例えば、そのユーザーの嗜好性が、ギャング映画でかつ車が特徴的に活用されていて恋人と一緒に旅をする、などであれば、そのような類似作品群を紹介する）を行います。

3つ目の「ストリーミング関連サービス」とは、インターネットを活用した放送型サービスを指し、ユーザーの気分やシチュエーション等に合わせて選曲された曲を、いつでもどこでも聞くことができるサービスの提供をして

おります。さらに、全国のFMラジオや世界中のインターネット上でのラジオサービスをスマートフォンで検索し、聴くことができるサービス等を実現しております。

最後に「データ提供サービス」とは、当社が体系化したデータ（例えば、作品ごとの詳細ジャンル情報やテレビタイアップ情報や出演している俳優自身が影響を受けた映画の情報など）の提供を行います。

当社のこれらのサービスは、現在、KDDI株式会社及び株式会社NTTドコモ、株式会社楽天、株式会社TSUTAYAに提供しており、ユーザーに対してはこれらの企業を通じたサービスとして提供されております。

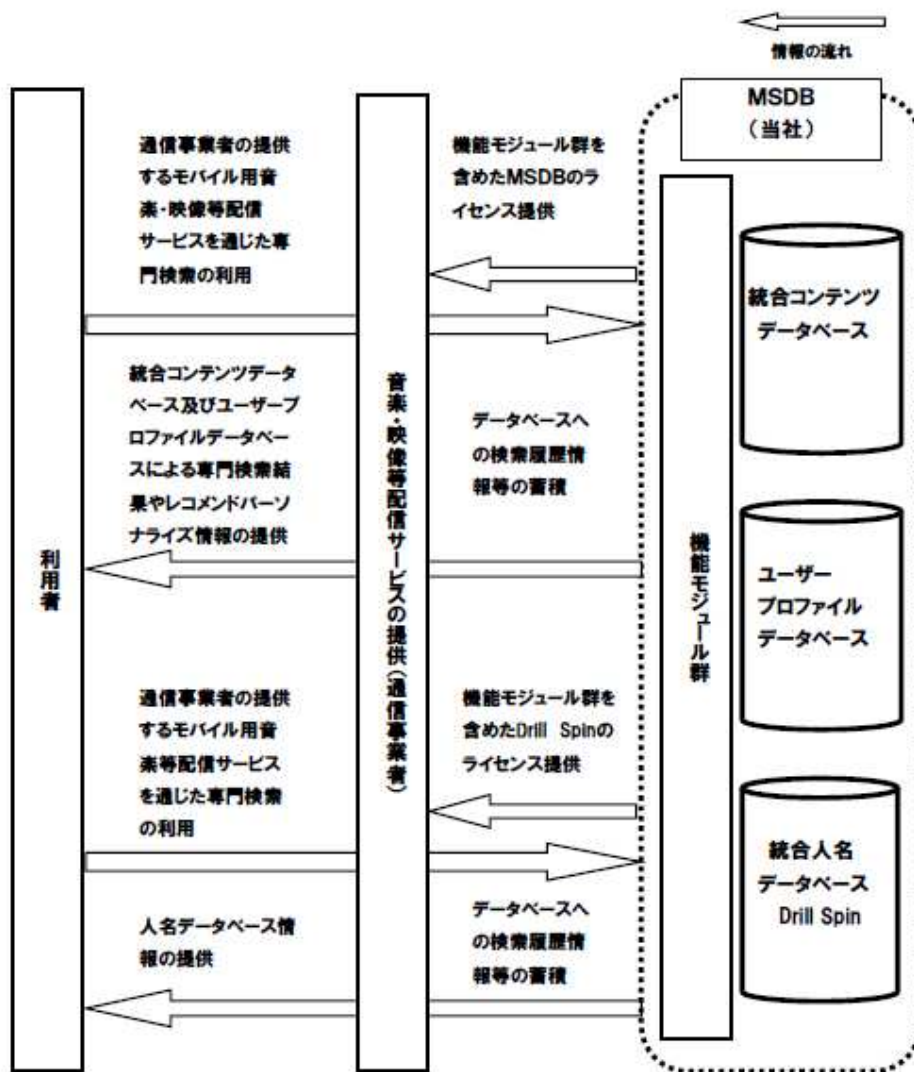
また、売上構成比率は7.6%となりますが、当社サービスラインとして、株式会社NTTドコモのiモード・SPモード、KDDI株式会社のEZWeb及びauスマートパス、ソフトバンクモバイル株式会社のYahoo!ケータイの有料公式コンテンツとして提供されるコンテンツサービスがあります。これらはユーザーへの課金、情報料の回収代行は各通信事業者が行っており、当社は各通信事業者へ回収代行手数料を支払っております。

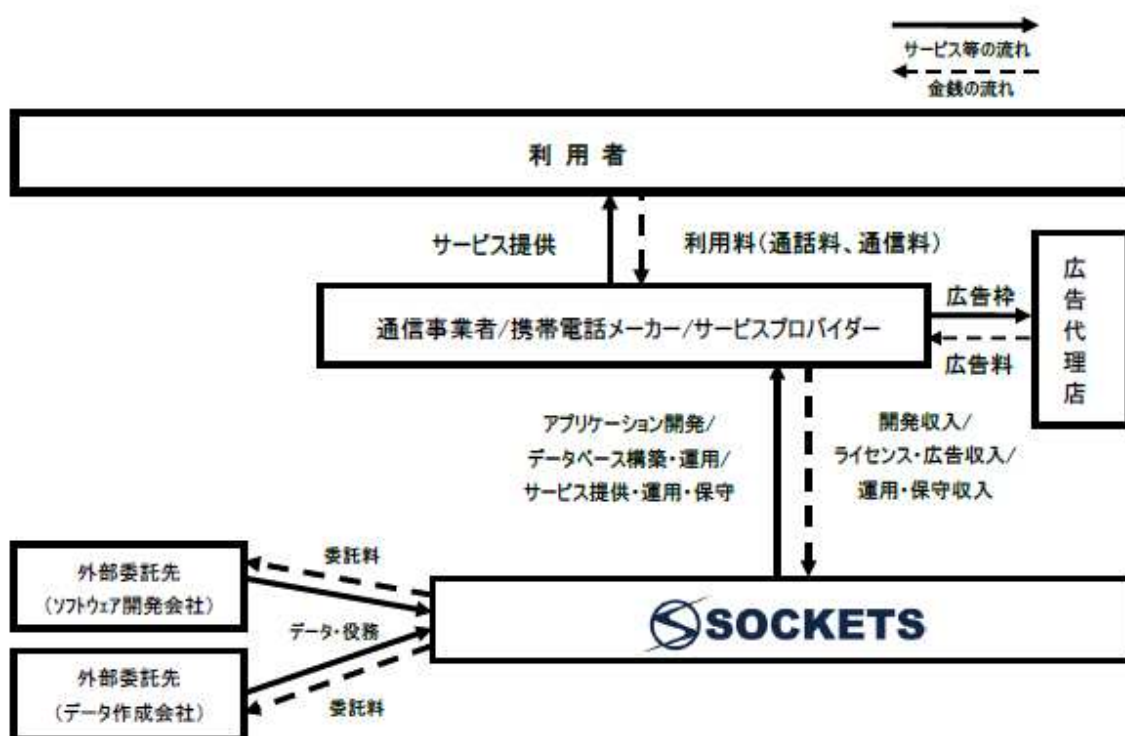
(注) 「MSDB」(メディアサービスデータベース)

MSDBは、以下の要素にて構成されております。

1. 音楽・映像・書籍等の作品(コンテンツ)のメタデータとして、特徴情報を当社独自に付与し、当社で独自ID(作品毎の固有識別コード)である「MSID」で整理した「統合コンテンツデータベース」
2. 当社開発のアプリケーションやウェブブラウザを通じた検索機能やレコメンド機能、広告機能等を実現するための「機能モジュール群」
3. サービス利用履歴の蓄積・解析による「ユーザープロファイルデータベース」
以上によって構成された音楽・映像・書籍等の作品を検索やレコメンドなどでユーザーに紹介するサービスのためのサーバー側フレームワークの総称であり、当社のMSDBをライセンス提供することにより、通信事業者やメディアサービス企業は、サイトの魅力を向上させ、購買機会を増加させる効果があります。
4. APIの提供等、マルチサービス、マルチデバイスへの展開と、特定のサービスに依存しないための仕組みとしてサービス基盤であるコア部分とインターフェース側部分をより意識した構成となっております。
5. ユーザーが通信事業者等の提供するサービスを利用する際の、ユーザーと当社MSDBの関係をイメージ図にすると以下ようになります。

[ユーザーと当社MSDBの関係図]





4 【関係会社の状況】

名称	住所	資本金 (百万円)	主要な事業 の内容	議決権の所有 割合(%)	関係内容
株式会社C Sマーケティング	東京都目黒区	50	情報処理サービス事業及び 情報提供サービス事業等	49.0	データベースの開発 委託等 役員の兼任

(注) 1. 有価証券届出書又は有価証券報告書を提出している会社はありません。

5 【従業員の状況】

(1) 提出会社の状況

当社は、単一セグメントであるため、セグメント区分別の従業員数は記載しておりません。

平成28年3月31日現在

従業員数(人)	平均年齢(才)	平均勤続年数(年)	平均年間給与(千円)
65(9)	38.1	3.6	4,913

(注) 1. 従業員数は就業人員であり、臨時雇用者数(パートタイマーを含む)は、年間の平均人員を()外数で記載しております。

2. 平均年間給与は、賞与及び基準外賃金を含んでおります。

(2) 労働組合の状況

労働組合は結成されておりませんが、労使関係は円満に推移しております。

第2【事業の状況】

1【業績等の概要】

(1) 業績

当事業年度におけるわが国経済は、依然伸び悩み内需がありながらも、貿易収支や雇用の改善、物価の下落などを背景に、緩やかな景気回復基調が続いております。

このような経済環境の中、インターネットサービスを取り巻く環境は、通信速度の高速化が一層進むことが予想されるとともに、大量データがインターネット上に保管されるクラウド環境のさらなる進展、及びそれら大量データの高速処理環境の発展が予想されます。そのなかでスマートフォンのみならず、インターネットにつながるデバイスが、家電、テレビ、自動車等生活に密着した機器により広がるIoT（Internet of Things）は進み、情報の流通経路並びにビジネスモデルの多様化は進み、スマートフォンとのあらゆる機器が連携することとあわせ、収益機会の増加が予想されます。また人工知能（AI）技術の進展の中で、AIの性能を高めるためにも求められるデータの質や量が飛躍的に増大するなかでデータベース関連の事業機会の増加も予想されます。

このような環境のもと、当社は、「データベース・サービスカンパニー」として、人の想像力を広げることをミッションとし、人と音楽や映画、書籍などとの作品との出会いによる「気づき」「興味」「共感」をつなぐことを目的とした当社の特徴となるメディアサービスデータベース（以下、「MSDB」といいます）（注）を開発し、通信会社及びインターネットサービス事業者向けを中心に、それらを活用したサービス開発及びデータ提供を行っております。

具体的には、音楽・映像・書籍に関連した大量かつ詳細な「基本情報」や「関連情報」と人の感性を分類した「感性情報」によって体系化された当社オリジナルデータベースを活用した検索サービス、商品・作品のおすすめ紹介（レコメンド）サービス、サービス利用者の一人ひとりの嗜好性を分析し、サービス利用者の好みにあわせた情報を提供するパーソナライズサービス、インターネットを活用した放送型のストリーミングサービスを展開しております。また、当期より従来の音楽・映像・書籍などの関連情報に留まらず、食品、飲料、衣料、家電などの一般商材へのオリジナルデータベース化も始めております。

当社は、課題である大型開発収入による売上依存を下げつつ、オリジナルデータベース開発及びそれらを活用した分析技術を強化し、ユーザーベースを軸とするビジネスモデルの開発に取り組んで参りました。選曲エンジンや配信プラットフォームについては、ユーザーベースをもつ特定のパートナー企業へのライセンス提供として、提携先である株式会社レコチョクを通じ株式会社NTTドコモの音楽サービスでの活用が当事業年度から開始されております。

また、資本・業務提携先であるカルチュア・コンビニエンス・クラブ株式会社（以下、「CCC」といいます）とは、業務提携の一環としてCCCグループが有する会員基盤及びマーケティング・データベースと、作品データベースを有する当社MSDBの連携も進めております。具体的には、CCCグループが保有するデータベースと当社のMSDBが保有する作品に付与した感性的な特徴情報を活かした独自の感性マーケティングエンジンを組み合わせ、新たなマーケティング事業への取り組みを推進して参ります。

（注）MSDB（メディアサービスデータベース）とは、音楽、映像、書籍、人名情報を体系的かつ作品の特徴情報を詳細に整理したデータベース

さらに、従来の検索やレコメンドなどサービス機能提供のみならず、新たなビジネスモデルである当社開発データ本体のライセンス提供である「データサービス」事業も当事業年度に開始し、順調に立ち上がりつつあります。

当事業年度は、検索サービス、商品・作品おすすめ紹介（レコメンド）サービス及びストリーミング関連サービスにおいて、当社サービス及びデータベースを利用するユーザー数は堅調に推移し、月間1,500万人を突破し過去最高となりました。しかしながら、当第4四半期に計画しておりましたパートナー企業との協業開始が翌期に延期になったことや、今期初期開発売上として見込んでいた案件がライセンス提供によるランニング収益型の取引に変更になったことを受け、当事業年度の売上高は前期比97.5%の1,756,857千円となりました。

売上原価は、前期より開発収入が減少したことに伴う原価の減少や、前事業年度から実施しておりました構造改革による外注費・労務費等の削減により、前期比80.8%の1,330,370千円となりました。

販売費及び一般管理費は、こちらも売上原価と同様に前事業年度から実施しておりました構造改革による販管コストの削減により、前期比85.1%の489,338千円となりました。

特別損失としては、連結子会社の吸収合併に伴う抱合せ株式消滅差損19,119千円の計上、減損損失2,221千円を計上いたしました。

これらの事業活動の結果、当事業年度の経営成績は、売上高1,756,857千円（前年同期比97.5%）、営業損失62,851千円、経常損失67,748千円、当期純損失91,380千円となりました。

(2) キャッシュ・フローの状況

当事業年度末における現金及び現金同等物（以下「資金」という）は前事業年度末に比べ、68,514千円増加し、582,293千円となりました。前事業年度は、連結キャッシュ・フロー計算書を作成しておりますが、キャッシュ・フロー計算書を作成していないため、前年同期との比較を行っておりません。

事業年度における各キャッシュ・フローの状況とそれらの要因は次のとおりであります。

(営業活動によるキャッシュ・フロー)

営業活動の結果獲得した資金は、152,128千円となりました。主な収入要因としては、減価償却費202,420千円、たな卸資産の減少123,322千円の計上がありました。一方で、主な支出要因としては、税引前当期純損失89,090千円の計上、受注損失引当金の減少131,479千円、仕入債務の減少52,383千円がありました。

(投資活動によるキャッシュ・フロー)

投資活動の結果獲得した資金は、19,173千円となりました。主な収入要因としては、保証金の回収による収入95,050千円の計上がありました。一方で、主な支出要因としては、新オフィスの環境整備等に係る有形固定資産の取得13,350千円、自社利用ソフトウェアの開発等に係る無形固定資産の取得62,505千円がありました。

(財務活動によるキャッシュ・フロー)

財務活動の結果使用した資金は、153,076千円となりました。主な支出要因としては、長期借入金の返済152,381千円です。

2 【生産、受注及び販売の状況】

(1) 生産実績

当社は、生産実績を定義することが困難であるため、生産実績の記載はしていません。

(2) 受注状況

当社は、受注生産を行っておりませんので、受注実績の記載はしていません。

(3) 販売実績

当事業年度の販売実績において、当社は単一セグメントとしているため、サービスライン別に示すと次のとおりであります。

名称	当事業年度 (自 平成27年4月1日 至 平成28年3月31日)	
	金額 (千円)	前年同期比 (%)
メディアビジネス	1,623,159	—
コンテンツビジネス	133,697	—
合計	1,756,857	—

(注) 1. 当事業年度の主な相手先別の販売実績及び当該販売実績に対する割合は次のとおりであります。

なお、KDDI株式会社に対する販売実績は、各通信事業者の情報料回収代行サービスを利用して、一般ユーザーに有料情報サービスを提供するものが含まれております。

2. 前事業年度については、連結財務諸表を作成しているため、前年同期比については記載していません。

相手先	当事業年度 (自 平成27年4月1日 至 平成28年3月31日)	
	金額 (千円)	割合 (%)
KDDI株式会社	1,156,964	65.85

3. 上記の金額には、消費税等は含まれていません。

3 【対処すべき課題】

携帯電話、スマートフォン及びインターネット関連の技術進化、ユーザー嗜好の変化、他分野の事業会社の新規参入及び新しいサービスの増加等、変化の激しい事業環境の中で、当社が長期的に持続可能な成長を見込み、経営戦略を確実に遂行していくために、以下のような課題に対処して参ります。

(1) 優秀な人材の確保、育成

継続的な成長の原資である人材は、当社にとって、最も重要な経営資源と認識しております。当社の技術開発力やサービス企画力及びサービス制作・運営力を維持し、継続的に発展、強化していくために、優秀な社員を継続的に雇用し、その成長の機会を提供し、かつ、事業規模を拡大させていくための人材を獲得する必要があります。

人的基盤を強化するために、専任者を設ける等採用体制の強化、教育・育成、研修制度（新入社員向け、中堅社員向け、管理職向け）、人事評価制度の充実等の各種施策を進める方針であります。

(2) 開発・品質管理体制の強化

当社が開発を手掛ける携帯電話、スマートフォン及びPC向けを中心としたアプリケーション、データベース及びサービスは、端末機能等と密接に結びついていることから、開発内容が複雑化する傾向があります。また、通信事業者等顧客が開発スピードのさらなる向上や開発コストの軽減を求めてくることが想定されるため、これらへの対応力の強化が必要となります。

このため当社では、企画営業部門と開発部門の組織体制の見直し、開発・運用ルールの一貫化、ツールの構築と活用、外部検証専門会社の活用等及び専任の品質管理者の選任・拡充等を行う等、開発管理体制を強化する方針であります。

(3) 収入モデルの多様化

現在の当社の主な収入モデルは、開発収入モデル、運営収入モデル、ライセンス・広告収入モデル等であります。しかしながら、昨今のスマートフォンの急速な普及により、携帯電話関連市場における各種無料サービスの広がりや、インターネットサービスとのより一層の連携等により、従来の携帯電話関連サービスのビジネスモデルは、大きな変化の時期を迎えております。そのため、比較的規模の大きい新しいサービスにおける開発収入の規模及び時期が従来より流動的になってきていることから、当該会計年度の経営成績に与える影響が大きくなっております。

このため、当社では、従来の上記収入モデルに加え、サブスクリプション型モデル、広告及びマーケティング型モデル並びに自社サービス運営から派生する新たな収入モデルへの取り組みを進めております。

(4) 内部管理体制、コーポレート・ガバナンスの充実

当社では継続的な成長を実現していくために、事業規模に応じた内部管理体制の充実が不可欠であると認識しております。金融商品取引法に基づく財務報告に係る内部統制の評価へ対応すべく、業務の適正性や効率性、財務報告の信頼性の確保に努める必要があります。

今後も事業規模の拡大に合わせ、管理部門の一層の強化による内部管理体制の整備を図るとともに、会議体及び職務権限の見直しや各種委員会の設置等、コーポレート・ガバナンスの充実に取り組む方針であります。

(5) インターネット関連技術・サービス等他企業との連携

今後、携帯電話、スマートフォン及びPC等における国内外のインターネット技術やサービスは、ますます連携や融合していくことが予想され、当社は、この流れへの対応力の強化が必要となります。

このため、当社では、データベース、アプリケーションそしてストリーミング開発を通じ、引き続き、通信事業者、デバイス（通信機器）メーカーやインターネット関連企業及びサービス提供企業との連携や著作権元との調整等アグリゲーション力を強化していく方針であります。

4 【事業等のリスク】

当社の経営成績、財政状態及び株価に影響を及ぼす可能性のあるリスク要因について次のとおり記載しております。なお、以下の記載事項は、本書提出日現在において当社が判断したものであり、不確実性を内在しているため、実際の結果とは異なる可能性があります。

(1) 事業環境について

① インターネットに関する技術及びサービスの変化

当社は、スマートフォン及びPCを含むインターネット関連技術に基づいて事業を展開しております。インターネット関連業界では、新技術や新サービスが相次いで開発されており、技術及び顧客ニーズ等の変化の速度が速いという特徴があります。

このため、当社は積極的な研究開発において当社オリジナルデータベース関連技術開発を推進して、新たな技術やサービスの開発を進めております。しかし、研究開発の遅れ、顧客ニーズの見誤りや優秀な人材の確保

の遅れ等により市場の変化に合った技術革新のスピードに適切に対応できない場合には当社の技術及びサービスが陳腐化し競争力が低下することが考えられ、当社の事業展開及び経営成績に影響を及ぼす可能性があります。

②競合について

当社に関連した分野においては、通信速度の高速化、スマートフォン端末の高機能化、定額制ストリーミングサービスの普及、作品（コンテンツ）の流通経路及び流通量の増加を背景として、スマートフォン等のモバイル端末用アプリケーション及びシステム開発を手掛ける企業が、当社以外にも存在しております。また、モバイルインターネットにおける通信速度の更なる高速化や開発環境のオープン化の流れも受け、今後ますます新規参入企業が増加することが予想されます。

当社では、アプリケーションと当社オリジナルデータベースを連携させるビジネスモデルの構築をより強化し、他企業との差別化を図っております。また、同時に、サービスに関連する企画・開発・運用を一貫して行うことによって、サービスの質を確保するとともに、新規サービスの提供や新機能の実装を、効率的に実現しております。しかしながら、競合会社が当社を上回る開発スピードやサービスの質を実現した場合、当社のメディアビジネスにおける事業展開及び経営成績に影響を与える可能性があります。

③特定の取引先への依存について

当社の当事業年度における全社売上高に占めるKDD I株式会社の割合は、下表の通り高い水準にあります。KDD I株式会社に対してはサービス開発・運営、アプリケーション開発、データベースの運用・保守等の売上を計上しております。当社はKDD I株式会社にデータベース、アプリケーション、システム開発・運用サービスを提供し、同社を通じてユーザーに提供しているなかで同社の事業方針や意向が当社に与える影響は大きくあります。なお、同社に対する販売実績は、各通信事業者の情報料回収代行サービスを利用して、ユーザーに有料情報サービスを提供するものが含まれております。

現状においては、主要販売先と良好な取引関係の維持に努めるとともに、新規データサービス事業の拡大を進めた新たなライセンス提供先との取り組みを進めておりますが、何らかの要因による取引関係の悪化による契約解除となった場合、あるいはインターネット接続サービスに関する主要販売先の事業方針変更等があった場合、当社の事業展開及び経営成績に影響を及ぼす可能性があります。

相手先	当事業年度 (自 平成27年4月1日 至 平成28年3月31日)	
	売上高 (千円)	全社売上高に占める割合 (%)
KDD I株式会社	1,156,964	65.85

(注) 上記の金額には、消費税等は含まれておりません。

(2)事業内容について

①外注先の確保について

当社では、システム開発及び運用業務を一部外部に委託しております。

開発スピードの向上や開発コストの削減、またユーザーの嗜好性に合致した画像を継続的に提供するためには、今後も優秀な外部委託先を安定的に確保する必要があります。その確保のため、当社では既存の外注先のみならず、新規外注候補先の選定を継続的に行っておりますが、今後優秀な外部委託先が安定的に確保できない場合、当社の開発・制作スケジュールに支障を来し、当社の事業展開及び経営成績に影響を及ぼす可能性があります。

②プログラム等のバグ（不良箇所）について

当社のアプリケーション及びデータベースの開発に関しては、社内の検証専門チームに加えて、外部の検証専門企業も活用することにより、納品する際のテスト・検証について専用の体制を構築し、開発・品質管理体制の強化を図っております。

しかしながら、完全にプログラム等のバグを排除することは難しく、プログラム等に重大なバグが生じた場合、当該プログラム等を使用したソフトウェア等によるサービスの中断・停止等が生じる可能性があります。この場合、当社の信用力低下や取引先あるいはユーザーからの損害賠償の提起等により、当社の事業展開及び経営成績に影響を及ぼす可能性があります。

③ソフトウェア資産の減損について

当社では、アプリケーション、データベース及びエンジンを開発し、それらを活用したデータベースサービスを推進しております。それらの開発に係るコストについては、資産性のあるものについては自社サービス用

ソフトウェアとして無形固定資産に計上し、費用化すべきものは各事業年度において研究開発費として費用化しております。

自社サービス用ソフトウェアの開発及び研究開発については、プロジェクト推進体制を整備し、慎重な計画の立案・遂行に努めております。しかしながら、当該開発及び研究開発が市場のニーズと合わないことにより利用価値が低下する場合や、重大なバグ（不良箇所）等の発生によりソフトウェアとして機能しなくなる場合には、これらを減損処理する可能性があります。その場合、一時に多額の費用が発生するため、当社の経営成績に影響を与える可能性があります。

④システム障害・通信トラブルについて

当社では、主にサーバーを利用し、機能やサービス提供をしております。サーバー運用に際しては、国内大手データセンターへホスティングを中心とした業務を委託し、安全性を重視したネットワーク及びセキュリティシステムを構築し、24時間のサーバー監視をはじめ、セキュリティ対策ソフト及びシステムの導入を積極的に行っております。

しかしながら、自然災害、火災、コンピュータウイルス、通信トラブル、第三者による不正行為、サーバーへの過剰負荷等あらゆる原因によりサーバー及びシステムが正常に稼働できなくなった場合、当社のサービスが停止する可能性があります。この場合、当社のサービス提供先である通信事業者等との契約に基づき損害賠償の請求を受ける等、当社の経営成績に影響を与える可能性があります。

(3)組織体制について

①人材の確保や育成について

当社において優秀な社内の人材の確保、育成及び定着は最重要課題であり、将来に向けた積極的な採用活動、人事評価制度の整備や研修の実施等の施策を通じ、社内リーダー層への幹部教育、新入社員及び中途入社社員の育成、定着に取り組んでおります。

しかしながら、これらの施策が効果的である保証はなく、また、必要な人材を確保できない可能性があります。また、必ずしも採用し育成した役職員が、当社の事業に寄与し続けるとは限りません。このような場合には、当社の事業展開及び経営成績に影響を及ぼす可能性があります。

②特定の役員への依存について

当社創業者である代表取締役社長浦部浩司は、当社の最高の経営責任者であり、事業の立案や実行等会社運営において、多大な影響を与えて参りました。

現在当社では、事業規模の拡大にともなった権限の委譲や業務分掌に取り組み、同氏への依存度は低下しつつありますが、今後不慮の事故等何らかの理由により同氏が当社の業務を継続することが困難になった場合には、当社の事業展開及び経営成績に影響を及ぼす可能性があります。

(4)法的規制等について

①法的規制について

現時点で、今後の当社事業そのものに対する法的規制はないと認識しておりますが、インターネット、スマートフォン中心に活用したサービスに関しては、その歴史が比較的浅いこともあり、不正アクセス対策、電子商取引におけるトラブル対策、知的財産権の保護等、今後新たな法令等の整備が行われる可能性があります。

例えば、平成20年6月に「青少年が安全に安心してインターネットを利用できる環境の整備等に関する法律」が成立し、同法では、関係事業者の責務として青少年有害情報の閲覧をできるだけ少なくするための措置を講ずるとともに、青少年のインターネットを適切に活用する能力の習得に資するための措置を講ずるよう努めることが課されました。

当該責務に基づく通信事業者の行うフィルタリングサービスによる、現在の当社事業への影響は、当社の提供するサービスの主なユーザーが18歳以上であることから軽微であります。同法を始めとする今後の法令等の制定、改正あるいは社会情勢の変化によって既存の法令等の解釈に変更がなされ、当社の事業分野において新たな法的規制が発生した場合、当社の事業展開に制約を受けたり、対応措置をとる必要が生じる可能性があります。

②個人情報の取り扱いについて

当社が開発・提供する各種サービスの利用者は、主にスマートフォン等のデバイスを利用した個人であり、当社が運営を行うサービスにおけるユーザーサポート等において、氏名・電話番号等の当社サービスの利用者を識別できる個人情報を取得する場合があります。また、通常取引の中で、業務提携先や業務委託先等取引先についての情報を得ております。

当社は、個人情報の管理強化のため、個人情報保護マネジメントシステムマニュアルの制定、役職員への周知徹底を図るとともに、これらの個人情報は、契約先である外部の大手データセンターへ格納し、高度なセキュリティ体制のもとで管理しております。

なお、平成22年6月16日に財団法人日本情報処理開発協会より個人情報の適切な取り扱いを実施している事業者であることを認定する「プライバシーマーク(R)」使用許諾事業者の認定を受けております。

今後につきましても、社内体制整備とともに、外部のデータセンターと継続的にセキュリティ対策強化を行い、いかなる個人情報も流出しないよう細心の注意を払って参ります。しかしながら、当社の管理体制の問題、または当社外からの不正侵入及び業務提携や業務委託先等の故意または過失等により、これらのデータが外部へ漏洩した場合、当社の信用力低下やユーザーからの損害賠償の提起等により、当社の事業展開及び経営成績に影響を及ぼす可能性があります。

③知的財産権について

当社は、知的財産権の保護については、会社のコンプライアンス及び社会的責任において重要な課題であると認識しております。

開発、コンテンツの提供、日常業務でのソフトウェアの使用等の中で、当社の従業員による第三者の知的財産権の侵害が故意または過失により起きた場合、当社は損害賠償の提起等を受ける可能性があります。

(5) 継続企業の前提に関する重要事象等

当社は、前々事業年度に126,304千円、前事業年度に426,709千円、また当事業年度において67,748千円と、3期連続の経常損失を計上していることから、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせる事象又は状況が存在しております。

しかしながら、当社では前事業年度の期中より、原価率低減を主とした構造改革に取り組み、目標水準を達成いたしました。

また、当期よりデータサービス関連事業が順調に立ち上がりを見せ、当事業のさらなる拡充を行い、来期は黒字転換を計画しております。

具体的には当第4四半期より開始したメタデータ（作品・商品・人物の基本情報を体系的に網羅した情報）の提供事業により、第4四半期においては64,067千円の営業黒字を計上しております。来期におきましても年度を通じ拡大させることで、通期黒字計画に寄与する見込みです。

前事業年度9%、当事業年度24%と改善傾向にある粗利率を、利益率の高いデータサービス関連事業をより拡大することにより来期粗利率30%以上を目標にさらに改善させ、収益体質の一層の強化が進む見込みです。

また、事業資金面につきましても、当事業年度の営業キャッシュ・フローが152,128千円のプラスであり、取引金融機関とも良好な関係にあることから、当面の事業資金の確保はなされていると判断しております。

以上により、継続企業の前提に関する重要な不確実性は認められないと判断し、「継続企業の前提に関する注記」の記載はしておりません。

(6) その他

ストック・オプション行使による株式価値の希薄化について

ストック・オプション制度は、会社の利益と、役員個々の利益とを一体化し、ビジョンの共有や目標の達成等、職務における動機付けをより向上させること、また監査役においては適正かつ厳格な監査による企業価値向上の意欲を高めることを目的として導入したものであり、今後も資本政策において慎重に検討しながらも、基本的には継続的に実行していく考えであります。

新株予約権には一定の権利行使条件がついており、原則として当社株式上場日より1年間経過した日よりまたは上場後に付与したものについては、2年を経過した日より5年間をかけた段階的な行使としておりますが、これらの新株予約権が行使された場合には、当社の1株当たりの株式価値が希薄化することになり、将来における株価へ影響を及ぼす可能性があります。また、当社では今後もストック・オプションの付与を行なう可能性がありますので、この場合には更に1株当たりの株式価値が希薄化する可能性があります。なお、本書提出日現在、これらのストック・オプションによる潜在株式数は120,000株であり、同日現在の発行済株式総数2,458,000株の4.9%に相当しております。

ストック・オプションの詳細については「第4 提出会社の状況 1 株式等の状況 (2) 新株予約権等の状況」に記載のとおりであります。

5 【経営上の重要な契約等】

契約会社名	相手方の名称	契約の名称	契約内容	契約期間
株式会社メディアソケット（注）1	第二電電株式会社、日本移動通信株式会社（注）2	コンテンツ提供に関する契約書、EZインターネット情報提供契約書	第二電電株式会社、日本移動通信株式会社に対するコンテンツ提供に関する契約	平成12年8月1日から平成13年3月31日まで（以降1年毎自動更新）
株式会社メディアソケット（注）1	日本移動通信株式会社、関西セルラー電話株式会社等（注）2、4	情報料回収代行サービスに関する契約書	当社が提供するコンテンツの情報料を左記が当社に代わって利用者より回収することを目的とする契約	平成12年8月1日から平成13年3月31日まで（以降1年毎自動更新）
株式会社メディアソケット（注）1	株式会社エヌ・ティ・ティ・ドコモ	iモード情報サービス提供者契約書	株式会社エヌ・ティ・ティ・ドコモに対するコンテンツ提供に関する契約	平成13年11月30日から平成14年3月31日まで（以降1年毎自動更新）
		iモード情報サービスに関する料金収納代行回収契約書	提供コンテンツの情報料を株式会社エヌ・ティ・ティ・ドコモが当社に代わって回収することを目的とする契約	iモードサービス開始日から平成14年3月31日まで（以降1年毎自動更新）
株式会社メディアソケット（注）1	ボーダフォン株式会社（注）3	オフィシャルコンテンツ提供規約	ボーダフォン株式会社に対するコンテンツ提供に関する規約	別途定める承諾通知書による。（以降6ヶ月毎自動更新）
株式会社メディアソケット（注）1	KDD I 株式会社	取引基本契約書	KDD I 株式会社との取引に関する基本契約	平成18年5月19日から1年間（以降1年毎自動更新）
株式会社メディアソケット（注）1	KDD I 株式会社	au移動機向けソフトウェアに関する取引契約書	KDD I 株式会社とのau移動機に実装されるアプリケーション等の開発委託、利用許諾その他の取引に関する契約	平成19年6月29日から1年間（以降1年毎自動更新）
株式会社ソケット	カルチュア・コンビニエンス・クラブ株式会社他2社（注）5	データベースの構築・利用等に関する業務提携契約書	カルチュア・コンビニエンス・クラブ株式会社他2社との業務提携に関する契約（注）5	契約締結日 平成25年9月30日
株式会社ソケット（注）6	株式会社T. C. FACTORY	合併契約書	当社を存続会社、株式会社T. C. FACTORYを消滅会社とする吸収合併に関する契約	取締役会決議日並びに締結日 平成27年5月22日 第15回定時株主総会 平成27年6月22日 効力発生日 平成27年10月1日

- (注) 1. 当社は平成19年8月1日付で、株式会社ソケットに商号変更をしております。
2. 第二電電株式会社、KDD株式会社、日本移動通信株式会社が平成12年10月1日で合併し、社名は株式会社ディーディーアイになりました。その後、平成13年4月1日付でケイディーディーアイ株式会社に、平成14年11月1日付でKDD I 株式会社に商号変更しております。
3. ボーダフォン株式会社は平成18年10月1日付で、ソフトバンクモバイル株式会社に商号変更しております。
4. 関西セルラー電話株式会社等とは、関西セルラー電話株式会社、九州セルラー電話株式会社、中国セルラー電話株式会社、東北セルラー電話株式会社、北海道セルラー電話株式会社、北陸セルラー電話株式会社、四国セルラー電話株式会社、沖縄セルラー電話株式会社、株式会社ツアーセルラー東京、株式会社ツアーセルラー東海及び株式会社ツアーホン関西であります。
5. 他2社とは、株式会社T-MEDIAホールディングス(平成28年4月1日付で株式会社TSUTAYAに吸収合併)、株式会社CSマーケティングになります。本契約は4社間での業務提携になります。

6. 当社連結子会社の吸収合併

当社は、平成27年5月22日開催の取締役会において、データベースサービスの品質向上及び企画提案の強化、新しいサービスの創出、また、より一層の経営資源の効率化等を推し進めるため、当社の連結子会社である株式会社T. C. F A C T O R Yを吸収合併することを決議し、平成27年10月1日付けで吸収合併を実施しました。

吸収合併の概要は、次のとおりであります。

①合併の方式

当社を存続会社とする吸収合併方式で、株式会社T. C. F A C T O R Yは、解散致しました。

②合併に係る割当ての内容

本合併は、当社100%出資の連結子会社との合併であるため、本合併による新株式の発行及び合併交付金の支払は行いません。

③合併の期日

平成27年10月1日

④引継資産・負債の状況

当社は、平成27年9月30日現在の株式会社T. C. F A C T O R Yの貸借対照表その他同日現在の計算を基礎とし、これに合併に至るまでの増減を加除した一切の資産、負債及び権利義務を合併期日に引継ぎ致しました。

資産	金額（千円）	負債	金額（千円）
流動資産	66,526	流動負債	26,376
固定資産	2,513	固定負債	2,171
資産合計	69,040	負債合計	28,547

⑤吸収合併存続会社となる会社の概要

商号	株式会社ソケット
本店所在地	東京都渋谷区千駄ヶ谷四丁目23番5号
代表者の役職及び氏名	代表取締役 兼 社長執行役員 浦部 浩司
事業内容	インターネットを活用したサービス、アプリケーション、データベースの開発及び提供
資本金	496,982千円(平成28年3月31日現在)

6 【研究開発活動】

当社は、競争力の源泉であるMSDBの利用範囲を拡大し、収益モデルの多様化を実現していくためのデータベース強化と関連技術の研究、新しいサービスに向けた調査研究などに取り組んでおります。

以上から、当事業年度における研究開発の総額は、29,097千円となっております。

7【財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

当社の財政状態及び経営成績の分析は、以下のとおりであります。なお、文中の将来に関する事項は、本書提出日現在において当社が判断したものであります。

(1) 重要な会計方針及び見積り

当社の財務諸表は、わが国において一般に公正妥当と認められている会計基準に基づき作成されております。これらの財務諸表の作成にあたっては、経営者による会計方針の選択・適用、資産・負債及び収益・費用の報告数値に影響を与える見積りを必要とします。経営者は、過去の実績等を勘案して合理的な見積りを行っておりますが、見積り特有の不確実性があるため、実際の結果は、これらの見積りと異なる場合があります。

なお、当社の財務諸表の作成に際して採用している重要な会計方針は、第5経理の状況(1)財務諸表〔注記事項〕(重要な会計方針)に記載しております。

(2) 財政状態の分析

当事業年度末における総資産は、1,400,518千円(前事業年度末比354,472千円減)となりました。流動資産につきましては933,376千円(同77,842千円減)となりました。増減の主な要因としましては、連結子会社との合併による現金及び預金の増加等(同68,514千円増)があった一方、開発案件の完成品による仕掛品の減少(同114,743千円減)があったことによります。固定資産につきましては、本店移転等による有形固定資産の増加(同12,566千円増)、自社サービス用ソフトウェアの減価償却等による無形固定資産の減少(同129,951千円減)により、467,142千円(同276,630千円減)となりました。

負債は、579,039千円(同270,722千円減)となりました。主な減少要因としましては、開発案件に係る外注費等の買掛金の減少(同47,350千円減)、借入金の減少(同149,964千円減)、受注損失引当金の減少(同131,479千円減)があったことによります。

以上の結果、純資産は、821,478千円(同83,750千円減)となり、自己資本比率は、前事業年度末の50.5%から56.8%となりました。

(3) 経営成績の分析

当事業年度は、検索サービス、商品・作品おすすめ紹介(レコメンド)サービス及びストリーミング関連サービスにおいて、当社サービス及びデータベースを利用するユーザー数は堅調に推移し、月間1,500万人を突破し過去最高となりました。しかしながら、当第4四半期に計画しておりましたパートナー企業との協業開始が翌期に延期になったことや、今期初期開発売上として見込んでいた案件がライセンス提供によるランニング収益型の取引に変更になったことを受け、当事業年度の売上高は前年同期比97.5%の1,756,857千円となりました。

売上原価は、前期より開発収入が減少したことに伴う原価の減少や、前事業年度から実施しておりました構造改革による外注費・労務費等の削減により、前年同期比80.8%の1,330,370千円となりました。

販売費及び一般管理費は、こちらも売上原価と同様に前事業年度から実施しておりました構造改革による販管コストの削減により、前年同期比85.1%の489,338千円となりました。

特別損失としては、連結子会社の吸収合併に伴う抱合せ株式消滅差損19,119千円の計上、減損損失2,221千円を計上いたしました。

これらの事業活動の結果、当事業年度の経営成績は、売上高1,756,857千円(前年同期比97.5%)、営業損失62,851千円、経常損失67,748千円、当期純損失91,380千円となりました。

(4) キャッシュ・フローの分析

当事業年度末における現金及び現金同等物(以下「資金」という)は前事業年度末に比べ、68,514千円増加し、582,293千円となりました。前事業年度は、連結キャッシュ・フロー計算書を作成しておりますが、キャッシュ・フロー計算書を作成していないため、前年同期との比較を行っておりません。

当事業年度における各キャッシュ・フローの状況とそれらの要因は次のとおりであります。

(営業活動によるキャッシュ・フロー)

営業活動の結果獲得した資金は、152,128千円となりました。主な収入要因としては、減価償却費202,420千円、たな卸資産の減少123,322千円の計上がありました。一方で、主な支出要因としては、税引前当期純損失89,090千円の計上、受注損失引当金の減少131,479千円、仕入債務の減少52,383千円がありました。

(投資活動によるキャッシュ・フロー)

投資活動の結果獲得した資金は、19,173千円となりました。主な収入要因としては、保証金の回収による収入95,050千円の計上がありました。一方で、主な支出要因としては、新オフィスの環境整備等に係る有形固定資産の取得13,350千円、自社利用ソフトウェアの開発等に係る無形固定資産の取得62,505千円がありました。

(財務活動によるキャッシュ・フロー)

財務活動の結果使用した資金は、153,076千円となりました。主な支出要因としては、長期借入金の返済152,381千円であります。

(5) 経営戦略の現状と見通し

携帯電話関連業界及びインターネット関連業界は、通信速度の高速化、通信料の定額化、プラットフォームのオープン化、スマートフォンの急速な普及が進んでおり、スマートフォンやPC、タブレットのみならず家電や自動車、ロボット、産業機械などあらゆる端末機器がインターネットに接続されるIoT (Internet of Things) の進展も進んでおります。

また、クラウドコンピューティングの発展及びビッグデータの活用、また大量の行動データの超高速処理環境の発展も進んでいきます。

そのような環境の中で、当社は独自データベースの提供事業であるデータサービスにより音楽映像書籍データ分野の事実上の標準化を目指します。具体的には、KDDI株式会社、株式会社NTTドコモ、株式会社T S U T A Y Aなど現在の提供先を飛躍的に増やすことを目指します。そのうえで、インターネットサービス分野に限らずカラオケ業界や流通小売業界や映画業界など店舗施設運営企業へのデータ提供も進めて参ります。また、データ開発分野を音楽映像書籍分野のみならず飲料、食品、生活雑貨、家電など一般商材まで広げ、データ提供先をエンターテインメント分野以外の製造メーカーや小売関連業界にも拡大して参ります。

さらに、機械学習や深層学習などの分析技術の開発・活用を進め、レコメンデーション、パーソナライズサービスの進化、分析サービスや予測サービスや開発支援などの当社独自データベースならではの付加価値型データベースマーケティング事業を広げていきます。

当社のデータ関連サービスの提供機器は、スマートフォンやパソコン・タブレットのみならずIoTとして連携し得る自動車や家電、店舗管理端末などに広がっていきます。そのうえで、中長期的には自社にてユーザーベースを持ち得る当社独自のデータベース活用サービスを展開し、国内外で一人でも多くの利用者を増やしていくことで、当社ミッションである世界中の「人間の想像力を広げる」ことに寄与していきます。

それらの実現のために、当社独自の人の感情や感性を体系的に情報化したオリジナルデータベースの開発を進めて参ります。

(6) 経営者の問題意識と今後の方針について

スマートフォン及びインターネット関連の技術進化、ユーザー嗜好の変化、他分野の事業会社の新規参入及び新しいサービスの増加等、変化の激しい事業環境の中で、当社が長期的に持続可能な成長を見込み、経営戦略を確実に遂行していくために、以下のような課題に対処して参ります。

①優秀な人材の確保、育成

継続的な成長の原資である人材は、当社にとって、最も重要な経営資源と認識しております。当社の技術開発力やサービス企画力及びサービス制作・運営力を維持し、継続的に発展、強化していくために、優秀な社員を継続的に雇用し、その成長の機会を提供し、かつ、事業規模を拡大させていくための人材を獲得する必要があります。

人的基盤を強化するために、専任者を設ける等採用体制の強化、教育・育成、研修制度（新入社員向け、中堅社員向け、管理職向け）、人事評価制度の充実等の各種施策を進める方針であります。

②開発・品質管理体制の強化

当社が開発を手掛ける携帯電話、スマートフォン及びPC向けを中心としたアプリケーション、データベース及びサービスは、端末機能等と密接に結びついていることから、開発内容が複雑化する傾向があります。また、通信事業者等顧客が開発スピードのさらなる向上や開発コストの軽減を求めてくることが想定されるため、これらへの対応力の強化が必要となります。

このため当社では、企画営業部門と開発部門の組織体制の見直し、開発・運用ルールの一統化、ツールの構築と活用、外部検証専門会社の活用及び専任の品質管理者の選任・拡充を行う等、開発管理体制を強化する方針であります。

③収入モデルの多様化

現在の当社の主な収入モデルは、開発収入モデル、運営収入モデル、ライセンス・広告収入モデル等であります。しかしながら、昨今のスマートフォンの急速な普及により、携帯電話関連市場における各種無料サービスの

広がりや、インターネットサービスとのより一層の連携等により、従来の携帯電話関連サービスのビジネスモデルは、大きな変化の時期を迎えております。そのため、比較的規模の大きい新しいサービスにおける開発収入が規模及び時期が従来より流動的になってきていることから、当該事業年度の経営成績に与える影響が大きくなっております。

このため、当社では、従来の上記収入モデルに加え、サブスクリプション型モデル、広告及びマーケティングモデル並びに自社サービス運営から派生する新たな収入モデルへの取り組みを進めております。

④内部管理体制、コーポレート・ガバナンスの充実

当社では継続的な成長を実現していくために、事業規模に応じた内部管理体制の充実が不可欠であると認識しております。金融商品取引法に基づく財務報告に係る内部統制の評価へ対応すべく、業務の適正性や効率性、財務報告の信頼性の確保に努める必要があります。

今後も事業規模の拡大に合わせ、管理部門の一層の強化による内部管理体制の整備を図るとともに、会議体及び職務権限の見直しや各種委員会の設置等、コーポレート・ガバナンスの充実に取り組む方針であります。

⑤インターネット関連技術・サービス等他企業との連携

今後、携帯電話、スマートフォン及びPC等における国内外のインターネット技術やサービスは、ますます連携や融合していくことと予想され、当社は、この流れへの対応力の強化が必要となります。

このため、当社では、データベース、アプリケーションそしてストリーミング開発を通じ、引き続き、通信事業者、デバイス（通信機器）メーカーやインターネット関連企業及びサービス提供企業との連携や著作権との調整等アグリゲーション力を強化していく方針であります。

(7)重要事象等及び当該事象を解消し又は改善するための対応策

「4 [事業等のリスク] (5) 継続企業の前提に関する重要事象等」に記載のとおり、当社は、前々事業年度に126,304千円、前事業年度に426,709千円、また当事業年度において67,748千円と、3期連続の経常損失を計上していることから、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせる事象又は状況が存在しております。

しかしながら、当社では前事業年度の期中より、原価率低減を主とした構造改革に取り組み、目標水準を達成いたしました。

また、当期よりデータサービス関連事業が順調に立ち上がりを見せ、当事業のさらなる拡充を行い、来期は黒字転換を計画しております。

具体的には当第4四半期より開始したメタデータ（作品・商品・人物の基本情報を体系的に網羅した情報）の提供事業により、第4四半期においては64,067千円の営業黒字を計上しております。来期におきましても年度を通じ拡大させることで、通期黒字計画に寄与する見込みです。

前事業年度9%、当事業年度24%と改善傾向にある粗利率を、利益率の高いデータサービス関連事業をより拡大することにより来期粗利率30%以上を目標にさらに改善させ収益体質の一層の強化が進む見込みです。

また、事業資金面につきましても、当事業年度の営業キャッシュ・フローが152,128千円を獲得しており、取引金融機関とも良好な関係にあることから、当面の事業資金の確保はなされていると判断しております。

以上により、継続企業の前提に関する重要な不確実性は認められないと判断し、「継続企業の前提に関する注記」の記載はしていません。

第3【設備の状況】

1【設備投資等の概要】

当事業年度において実施いたしました当社の設備投資の総額は84,670千円であり、その主なものは、自社使用ソフトウェア及びアプリケーションへの投資であります。

なお、当事業年度において重要な設備の除却、売却等はありません。

2【主要な設備の状況】

当社における主要な設備は、以下のとおりであります。

平成28年3月31日現在

事業所名 (所在地)	設備の内容	帳簿価額						従業員 数 (人)
		建物 (千円)	工具、器具 及び備品 (千円)	リース資産 (千円)	ソフトウェア (千円)	ソフトウェア 仮勘定 (千円)	合計 (千円)	
本社 (東京都渋谷 区)	全社業務 施設	15,110	6,610	2,920	258,648	43,041	326,331	65 (9)

(注) 1 上記の金額には消費税等は含まれておりません。

2 従業員数は就業人員であり、臨時雇用者数の年間平均人員を()内に外書で記載しております。

3 本社の建物は賃借中のものであり、設備の内容は以下のとおりであります。

事業所名 (所在地)	設備の内容	年間賃料 (千円)
本社 (東京都渋谷区)	本社事務所	53,777

3【設備の新設、除却等の計画】

該当事項はありません。

第4【提出会社の状況】

1【株式等の状況】

(1)【株式の総数等】

①【株式の総数】

種類	発行可能株式総数(株)
普通株式	7,420,000
計	7,420,000

②【発行済株式】

種類	事業年度末現在発行数 (株) (平成28年3月31日)	提出日現在発行数(株) (平成28年6月22日)	上場金融商品取引所名 又は登録認可金融商品 取引業協会名	内容
普通株式	2,458,000	2,458,000	東京証券取引所 (マザーズ)	単元株式数 100株
計	2,458,000	2,458,000	—	—

(注) 「提出日現在発行数」欄には、平成28年6月1日からこの有価証券報告書提出日までの新株予約権の行使により発行された株式数は含まれておりません。

(2) 【新株予約権等の状況】

会社法第236条、第238条及び第239条の規定に基づき発行した新株予約権は、次のとおりであります。

第3回新株予約権（平成19年3月12日臨時株主総会決議）

	事業年度末現在 (平成28年3月31日)	提出日の前月末現在 (平成28年5月31日)
新株予約権の数（個）	3	3
新株予約権のうち自己新株予約権の数（個）	—	—
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式（注1）	同左
新株予約権の目的となる株式の数（株）	3,000（注2、4、8）	3,000（注2、4、8）
新株予約権の行使時の払込金額（円）	500（注3、8）	同左
新株予約権の行使期間	自 平成21年4月1日 至 平成29年2月21日	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額（円）	発行価格 500（注8） 資本組入額 250（注8）	同左
新株予約権の行使の条件	（注5）	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	（注6）	同左
代用払込みに関する事項	—	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	（注7）	同左

（注）1. 株式の内容は「(1) 株式の総数等 ②発行済株式」の内容と同一であります。

2. 新株予約権発行日以降、当社普通株式につき株式分割（当社普通株式の株式無償割当てを含む。以下、株式分割の記載に同じ。）又は株式併合を行う場合、次の算式により付与株式数を調整し、調整による1株未満の端数は切り捨てるものとします。

$$\text{調整後付与株式数} = \text{調整前付与株式数} \times \text{分割・併合の比率}$$

また、上記のほか、新株予約権発行日後、付与株式数の調整を必要とするやむを得ない事由が生じた場合、合理的な範囲で適切に付与株式数を調整するものとします。

3. 新株予約権発行日以降、下記の事由が生じた場合は、行使価格を調整します。

- (1) 当社が、株式分割又は株式併合を行う場合、次の算式により行使価額を調整し、1円未満の端数は切り上げるものとします。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

- (2) 当社が、新株予約権の行使時の払込価額を下回る払込価額で新株の発行又は自己株式の処分をするときは、次の算式により新株予約権の行使時の払込価額を調整し、調整により生ずる1円未満の端数は切り上げるものとします。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times \text{1株当たり払込金額}}{\text{1株当たり時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

上記算式において、「既発行株式数」とは、発行済株式総数から当社が保有する自己株式数を控除した数とし、自己株式の処分を行う場合には、「新規発行」を「自己株式の処分」、「1株当たり払込金額」を「1株当たり処分金額」と読み替えるものとします。

- (3) 当社が、他社と吸収合併若しくは新設合併を行い、本新株予約権が継承される場合、又は当社が新設合併若しくは吸収合併を行う場合、その他これらの場合に準じて行使価額の調整を必要とする場合には、当社は合理的な範囲で適切に行使価額の調整を行います。
4. 新株予約権の目的となる株式の数は、臨時株主総会決議における新株発行予定数から、権利の行使及び退職により権利を喪失した者の新株予約権の数を減じております。
5. 新株予約権の行使の条件に関する事項は次のとおりであります。

- (1) 新株予約権者は、権利行使時においても、当社又は当社子会社の取締役、監査役又は従業員いずれかの地位にあること、あるいは当社と顧問契約を締結していることを要します。ただし、新株予約権者の任期満了による退任等又は定年退職等後の権利行使につき正当な理由がある場合はこの限りではありません。

- (2) 新株予約権者が死亡した場合、新株予約権者の相続人は本新株予約権を行使することができます。

- (3) 本新株予約権は、上記の新株予約権の行使期間中において、当社の株式が東京証券取引所又はその他の株式市場（国内外問わず）に上場した日より1年経過したときより行使できるものとします。
- (4) 新株予約権者は、以下の区分に従って、各割当数の一部又は全部を行使することができます。なお、以下の計算の結果、行使可能な新株予約権が整数でない場合は、整数に切り上げた数とします。
- ① 当社株式上場日より1年間経過した日より1年間は、割当数の20%まで、新株予約権を行使することができます。
 - ② 当社株式上場日より2年間経過した日より1年間は、割当数の40%まで、新株予約権を行使することができます。
 - ③ 当社株式上場日より3年間経過した日より1年間は、割当数の60%まで、新株予約権を行使することができます。
 - ④ 当社株式上場日より4年間経過した日より1年間は、割当数の80%まで、新株予約権を行使することができます。
 - ⑤ 当社株式上場日より5年間経過した日より1年間は、割当数の100%まで、新株予約権を行使することができます。
- (5) その他の条件は、当社と新株予約権者との間で締結する新株予約権割当契約に定めるところによります。
6. 新株予約権の譲渡、担保権の設定をすることができません。
7. 当社が合併（当社が合併により消滅する場合に限る）、吸収分割、新設分割、株式交換又は株式移転（以上を総称して、以下「組織再編成行為」という。）をする場合において、組織再編成行為の効力発生の時点において残存する新株予約権（以下「残存新株予約権」という。）の新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号イからホまでに掲げる会社（以下「再編成対象会社」という。）の新株予約権を以下の条件に基づきそれぞれ交付することとします。この場合においては、残存新株予約権は消滅し、再編成対象会社は新株予約権を新たに発行するものとします。ただし、以下の条件に沿って再編成対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約又は株式移転計画において定めた場合に限るものとします。
- ① 交付する再編成対象会社の新株予約権の数
残存新株予約権の新株予約権者が保有する新株予約権と同一の数をそれぞれ交付するものとします。
 - ② 新株予約権の目的である再編成対象会社の株式の種類
再編成対象会社の普通株式とします。
 - ③ 新株予約権の目的である再編成対象会社の株式の数
組織再編成行為の条件等を勘案の上、決定します。
 - ④ 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額
交付される新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、組織再編成行為の条件等を勘案の上、調整した再編成後の払込金額に新株予約権の目的である株式の数を乗じて得られる金額とします。
 - ⑤ 新株予約権を行使することができる期間
当初権利行使期間の開始日と組織再編成行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から、当初権利行使期間の満了日までとします。
 - ⑥ 新株予約権の行使の条件
上記5. に準じて決定します。
 - ⑦ 譲渡による新株予約権の取得の制限
譲渡による新株予約権の取得については、再編成対象会社の承認を要するものとします。
 - ⑧ 再編成対象会社による新株予約権の取得事由及び取得の条件
当社は、新株予約権者又はその相続人が新株予約権の行使の条件に該当しなくなった場合は、当該新株予約権を無償で取得するものとします。
8. 平成20年11月30日付で普通株式1株につき500株の株式分割、平成22年1月1日付で普通株式1株につき2株の株式分割を行っており、上記の表に記載の「新株予約権の目的となる株式の数」、「新株予約権の行使時の払込金額」及び「新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額」は、調整後の数を記載しております。

第4回新株予約権（平成20年3月31日臨時株主総会決議）

	事業年度末現在 (平成28年3月31日)	提出日の前月末現在 (平成28年5月31日)
新株予約権の数（個）	8	8
新株予約権のうち自己新株予約権の数（個）	—	—
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式（注1）	同左
新株予約権の目的となる株式の数（株）	8,000（注2、4、8）	8,000（注2、4、8）
新株予約権の行使時の払込金額（円）	870（注3、8）	同左
新株予約権の行使期間	自 平成22年4月1日 至 平成30年3月31日	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額（円）	発行価格 870（注8） 資本組入額 435（注8）	同左
新株予約権の行使の条件	（注5）	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	（注6）	同左
代用払込みに関する事項	—	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	（注7）	同左

（注）1. 株式の内容は「(1) 株式の総数等 ②発行済株式」の内容と同一であります。

2. 新株予約権発行日以降、当社普通株式につき株式分割（当社普通株式の株式無償割当てを含む。以下、株式分割の記載に同じ。）又は株式併合を行う場合、次の算式により付与株式数を調整し、調整による1株未満の端数は切り捨てるものとします。

$$\text{調整後付与株式数} = \text{調整前付与株式数} \times \text{分割・併合の比率}$$

また、上記のほか、新株予約権発行日後、付与株式数の調整を必要とするやむを得ない事由が生じた場合、合理的な範囲で適切に付与株式数を調整するものとします。

3. 新株予約権発行日以降、下記の事由が生じた場合は、行使価格を調整します。

(1) 当社が、株式分割又は株式併合を行う場合、次の算式により行使価額を調整し、1円未満の端数は切り上げるものとします。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

(2) 当社が、新株予約権の行使時の払込価額を下回る払込価額で新株の発行又は自己株式の処分をするときは、次の算式により新株予約権の行使時の払込価額を調整し、調整により生ずる1円未満の端数は切り上げるものとします。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times \text{1株当たり払込金額}}{\text{1株当たり時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

上記算式において、「既発行株式数」とは、発行済株式総数から当社が保有する自己株式数を控除した数とし、自己株式の処分を行う場合には、「新規発行」を「自己株式の処分」、「1株当たり払込金額」を「1株当たり処分金額」と読み替えるものとします。

(3) 当社が、他社と吸収合併若しくは新設合併を行い、本新株予約権が継承される場合、又は当社が新設合併若しくは吸収合併を行う場合、その他これらの場合に準じて行使価額の調整を必要とする場合には、当社は合理的な範囲で適切に行使価額の調整を行います。

4. 新株予約権の目的となる株式の数は、臨時株主総会決議における新株発行予定数から、権利行使及び退職により権利を喪失した者の新株予約権の数を減じております。

5. 新株予約権の行使の条件に関する事項は次のとおりであります。

(1) 新株予約権者は、権利行使時においても、当社又は当社子会社の取締役、監査役又は従業員いずれかの地位にあること、あるいは当社と顧問契約を締結していることを要します。ただし、新株予約権者の任期満了による退任等又は定年退職等後の権利行使につき正当な理由がある場合はこの限りではありません。

(2) 新株予約権者が死亡した場合、新株予約権者の相続人は本新株予約権を行使することができます。

(3) 本新株予約権は、上記の新株予約権の行使期間中において、当社の株式が東京証券取引所又はその他の株式市場（国内外問わず）に上場した日より1年経過したときより行使できるものとします。

- (4) 新株予約権者は、以下の区分に従って、各割当数の一部又は全部を行使することができます。なお、以下の計算の結果、行使可能な新株予約権が整数でない場合は、整数に切り上げた数とします。
- ① 当社株式上場日より1年間経過した日より1年間は、割当数の20%まで、新株予約権を行使することができる。
 - ② 当社株式上場日より2年間経過した日より1年間は、割当数の40%まで、新株予約権を行使することができる。
 - ③ 当社株式上場日より3年間経過した日より1年間は、割当数の60%まで、新株予約権を行使することができる。
 - ④ 当社株式上場日より4年間経過した日より1年間は、割当数の80%まで、新株予約権を行使することができる。
 - ⑤ 当社株式上場日より5年間経過した日より1年間は、割当数の100%まで、新株予約権を行使することができる。
- (5) その他の条件は、当社と新株予約権者との間で締結する新株予約権割当契約に定めるところによりま
- す。
6. 新株予約権の譲渡、担保権の設定をすることができません。
7. 当社が合併（当社が合併により消滅する場合に限る）、吸収分割、新設分割、株式交換又は株式移転（以上を総称して、以下「組織再編成行為」という。）をする場合において、組織再編成行為の効力発生時点において残存する新株予約権（以下「残存新株予約権」という。）の新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号イからホまでに掲げる会社（以下「再編成対象会社」という。）の新株予約権を以下の条件に基づきそれぞれ交付することとします。この場合においては、残存新株予約権は消滅し、再編成対象会社は新株予約権を新たに発行するものとします。ただし、以下の条件に沿って再編成対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約又は株式移転計画において定めた場合に限るものとします。
- ① 交付する再編成対象会社の新株予約権の数
残存新株予約権の新株予約権者が保有する新株予約権と同一の数をそれぞれ交付するものとします。
 - ② 新株予約権の目的である再編成対象会社の株式の種類
再編成対象会社の普通株式とします。
 - ③ 新株予約権の目的である再編成対象会社の株式の数
組織再編成行為の条件等を勘案の上、決定します。
 - ④ 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額
交付される新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、組織再編成行為の条件等を勘案の上、調整した再編成後の払込金額に新株予約権の目的である株式の数を乗じて得られる金額とします。
 - ⑤ 新株予約権を行使することができる期間
当初権利行使期間の開始日と組織再編成行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から、当初権利行使期間の満了日までとします。
 - ⑥ 新株予約権の行使の条件
上記5. に準じて決定します。
 - ⑦ 譲渡による新株予約権の取得の制限
譲渡による新株予約権の取得については、再編成対象会社の承認を要するものとします。
 - ⑧ 再編成対象会社による新株予約権の取得事由及び取得の条件
イ. 当社は、新株予約権者又はその相続人が新株予約権の行使の条件に該当しなくなった場合は、当該新株予約権を無償で取得します。
ロ. 当社は、当社取締役会が取得する日を定めたときは、当該日が到来することをもって、当該新株予約権を無償で取得することができます。
8. 平成20年11月30日付で普通株式1株につき500株の株式分割、平成22年1月1日付で普通株式1株につき2株の株式分割を行っており、上記の表に記載の「新株予約権の目的となる株式の数」、「新株予約権の行使時の払込金額」及び「新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額」は、調整後の数を記載しております。

第5回新株予約権（平成20年11月13日臨時株主総会決議）

	事業年度末現在 (平成28年3月31日)	提出日の前月末現在 (平成28年5月31日)
新株予約権の数（個）	9	9
新株予約権のうち自己新株予約権の数（個）	—	—
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式（注1）	同左
新株予約権の目的となる株式の数（株）	9,000（注2、4、8）	9,000（注2、4、8）
新株予約権の行使時の払込金額（円）	980（注3、8）	同左
新株予約権の行使期間	自 平成22年11月15日 至 平成30年10月31日	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額（円）	発行価格 980（注8） 資本組入額 490（注8）	同左
新株予約権の行使の条件	（注5）	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	（注6）	同左
代用払込みに関する事項	—	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	（注7）	同左

（注）1. 株式の内容は「(1) 株式の総数等 ②発行済株式」の内容と同一であります。

2. 新株予約権発行日以降、当社普通株式につき株式分割（当社普通株式の株式無償割当てを含む。以下、株式分割の記載に同じ。）又は株式併合を行う場合、次の算式により付与株式数を調整し、調整による1株未満の端数は切り捨てるものとします。

$$\text{調整後付与株式数} = \text{調整前付与株式数} \times \text{分割・併合の比率}$$

また、上記のほか、新株予約権発行日後、付与株式数の調整を必要とするやむを得ない事由が生じた場合、合理的な範囲で適切に付与株式数を調整するものとします。

3. 新株予約権発行日以降、下記の事由が生じた場合は、行使価格を調整します。

(1) 当社が、株式分割又は株式併合を行う場合、次の算式により行使価額を調整し、1円未満の端数は切り上げるものとします。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

(2) 当社が、新株予約権の行使時の払込価額を下回る払込価額で新株の発行又は自己株式の処分をするときは、次の算式により新株予約権の行使時の払込価額を調整し、調整により生ずる1円未満の端数は切り上げるものとします。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times 1 \text{株当たり払込金額}}{1 \text{株当たり時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

上記算式において、「既発行株式数」とは、発行済株式総数から当社が保有する自己株式数を控除した数とし、自己株式の処分を行う場合には、「新規発行」を「自己株式の処分」、「1株当たり払込金額」を「1株当たり処分金額」と読み替えるものとします。

(3) 当社が、他社と吸収合併若しくは新設合併を行い、本新株予約権が継承される場合、又は当社が新設合併若しくは吸収合併を行う場合、その他これらの場合に準じて行使価額の調整を必要とする場合には、当社は合理的な範囲で適切に行使価額の調整を行います。

4. 新株予約権の目的となる株式の数は、臨時株主総会決議における新株発行予定数から、退職により権利を喪失した者の新株予約権の数を減じております。

5. 新株予約権の行使の条件に関する事項は次のとおりであります。

(1) 新株予約権者は、権利行使時においても、当社又は当社子会社の取締役、監査役又は従業員いずれかの地位にあること、あるいは当社と顧問契約を締結していることを要します。ただし、新株予約権者の任期満了による退任等又は定年退職等後の権利行使につき正当な理由がある場合はこの限りではありません。

(2) 新株予約権者が死亡した場合、新株予約権者の相続人は本新株予約権を行使することができます。

(3) 本新株予約権は、上記の新株予約権の行使期間中において、当社の株式が東京証券取引所又はその他の株式市場（国内外問わず）に上場した日より1年経過したときより行使できるものとします。

- (4) 新株予約権者は、以下の区分に従って、各割当数の一部又は全部を行使することができます。なお、以下の計算の結果、行使可能な新株予約権が整数でない場合は、整数に切り上げた数とします。
- ① 当社株式上場日より1年間経過した日より1年間は、割当数の20%まで、新株予約権を行使することができる。
 - ② 当社株式上場日より2年間経過した日より1年間は、割当数の40%まで、新株予約権を行使することができる。
 - ③ 当社株式上場日より3年間経過した日より1年間は、割当数の60%まで、新株予約権を行使することができる。
 - ④ 当社株式上場日より4年間経過した日より1年間は、割当数の80%まで、新株予約権を行使することができる。
 - ⑤ 当社株式上場日より5年間経過した日より1年間は、割当数の100%まで、新株予約権を行使することができる。
- (5) その他の条件は、当社と新株予約権者との間で締結する新株予約権割当契約に定めるところによりま
- す。
6. 新株予約権の譲渡、担保権の設定をすることができません。
7. 当社が合併（当社が合併により消滅する場合に限る）、吸収分割、新設分割、株式交換又は株式移転（以上を総称して、以下「組織再編成行為」という。）をする場合において、組織再編成行為の効力発生の時点において残存する新株予約権（以下「残存新株予約権」という。）の新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号イからホまでに掲げる会社（以下「再編成対象会社」という。）の新株予約権を以下の条件に基づきそれぞれ交付することとします。この場合においては、残存新株予約権は消滅し、再編成対象会社は新株予約権を新たに発行するものとします。ただし、以下の条件に沿って再編成対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約又は株式移転計画において定めた場合に限るものとします。
- ① 交付する再編成対象会社の新株予約権の数
残存新株予約権の新株予約権者が保有する新株予約権と同一の数をそれぞれ交付するものとします。
 - ② 新株予約権の目的である再編成対象会社の株式の種類
再編成対象会社の普通株式とします。
 - ③ 新株予約権の目的である再編成対象会社の株式の数
組織再編成行為の条件等を勘案の上、決定します。
 - ④ 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額
交付される新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、組織再編成行為の条件等を勘案の上、調整した再編成後の払込金額に新株予約権の目的である株式の数を乗じて得られる金額とします。
 - ⑤ 新株予約権を行使することができる期間
当初権利行使期間の開始日と組織再編成行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から、当初権利行使期間の満了日までとします。
 - ⑥ 新株予約権の行使の条件
上記5. に準じて決定します。
 - ⑦ 譲渡による新株予約権の取得の制限
譲渡による新株予約権の取得については、再編成対象会社の承認を要するものとします。
 - ⑧ 再編成対象会社による新株予約権の取得事由及び取得の条件
イ. 当社は、新株予約権者又はその相続人が新株予約権の行使の条件に該当しなくなった場合は、当該新株予約権を無償で取得します。
ロ. 当社は、当社取締役会が取得する日を定めたときは、当該日が到来することをもって、当該新株予約権を無償で取得することができます。
8. 平成20年11月30日付で普通株式1株につき500株の株式分割、平成22年1月1日付で普通株式1株につき2株の株式分割を行っており、上記の表に記載の「新株予約権の目的となる株式の数」、「新株予約権の行使時の払込金額」及び「新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額」は、調整後の数を記載しております。

第6回新株予約権（平成21年6月22日定時株主総会決議）

	事業年度末現在 (平成28年3月31日)	提出日の前月末現在 (平成28年5月31日)
新株予約権の数（個）	3	3
新株予約権のうち自己新株予約権の数（個）	—	—
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式（注1）	同左
新株予約権の目的となる株式の数（株）	600（注2、4、8）	600（注2、4、8）
新株予約権の行使時の払込金額（円）	3,500（注3、8）	同左
新株予約権の行使期間	自 平成23年7月1日 至 平成31年5月28日	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額（円）	発行価格 3,500（注8） 資本組入額1,750（注8）	同左
新株予約権の行使の条件	（注5）	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	（注6）	同左
代用払込みに関する事項	—	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	（注7）	同左

（注）1. 株式の内容は「(1) 株式の総数等 ②発行済株式」の内容と同一であります。

2. 新株予約権発行日以降、当社普通株式につき株式分割（当社普通株式の株式無償割当てを含む。以下、株式分割の記載に同じ。）又は株式併合を行う場合、次の算式により付与株式数を調整し、調整による1株未満の端数は切り捨てるものとします。

$$\text{調整後付与株式数} = \text{調整前付与株式数} \times \text{分割・併合の比率}$$

また、上記のほか、新株予約権発行日後、付与株式数の調整を必要とするやむを得ない事由が生じた場合、合理的な範囲で適切に付与株式数を調整するものとします。

3. 新株予約権発行日以降、下記の事由が生じた場合は、行使価格を調整します。

- (1) 当社が、株式分割又は株式併合を行う場合、次の算式により行使価額を調整し、1円未満の端数は切り上げるものとします。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

- (2) 当社が、新株予約権の行使時の払込価額を下回る払込価額で新株の発行又は自己株式の処分をするときは、次の算式により新株予約権の行使時の払込価額を調整し、調整により生ずる1円未満の端数は切り上げるものとします。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times \text{1株当たり払込金額}}{\text{1株当たり時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

上記算式において、「既発行株式数」とは、発行済株式総数から当社が保有する自己株式数を控除した数とし、自己株式の処分を行う場合には、「新規発行」を「自己株式の処分」、「1株当たり払込金額」を「1株当たり処分金額」と読み替えるものとします。

- (3) 当社が、他社と吸収合併若しくは新設合併を行い、本新株予約権が継承される場合、又は当社が新設合併若しくは吸収合併を行う場合、その他これらの場合に準じて行使価額の調整を必要とする場合には、当社は合理的な範囲で適切に行使価額の調整を行います。
4. 新株予約権の目的となる株式の数は、定時株主総会決議における新株発行予定数から、退職により権利を喪失した者の新株予約権の数を減じております。
5. 新株予約権の行使の条件に関する事項は次のとおりであります。

- (1) 新株予約権者は、権利行使時においても、当社又は当社子会社の取締役、監査役又は従業員いずれかの地位にあること、あるいは当社と顧問契約を締結していることを要します。ただし、新株予約権者の任期満了による退任等又は定年退職等後の権利行使につき正当な理由がある場合はこの限りではありません。

- (2) 新株予約権者が死亡した場合、新株予約権者の相続人は本新株予約権を行使することができます。

- (3) 新株予約権者は、以下の区分に従って、各割当数の一部又は全部を行使することができます。なお、以下の計算の結果、行使可能な新株予約権が整数でない場合は、整数に切り上げた数とします。

$$\text{割当日から2年間経過以降（3年目）} \quad 20\%$$

割当日から3年間経過以降（4年目）	40%
割当日から4年間経過以降（5年目）	60%
割当日から5年間経過以降（6年目）	80%
割当日から6年間経過以降（7年目）	100%

(4) その他の条件は、当社と新株予約権者との間で締結する新株予約権割当契約に定めるところによります。

6. 新株予約権の譲渡、担保権の設定をすることができません。
7. 当社が合併（当社が合併により消滅する場合に限る）、吸収分割、新設分割、株式交換又は株式移転（以上を総称して、以下「組織再編成行為」という。）をする場合において、組織再編成行為の効力発生の時点において残存する新株予約権（以下「残存新株予約権」という。）の新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号イからホまでに掲げる会社（以下「再編成対象会社」という。）の新株予約権を以下の条件に基づきそれぞれ交付することとします。この場合においては、残存新株予約権は消滅し、再編成対象会社は新株予約権を新たに発行するものとします。ただし、以下の条件に沿って再編成対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約又は株式移転計画において定めた場合に限るものとします。
 - ① 交付する再編成対象会社の新株予約権の数
残存新株予約権の新株予約権者が保有する新株予約権と同一の数をそれぞれ交付するものとします。
 - ② 新株予約権の目的である再編成対象会社の株式の種類
再編成対象会社の普通株式とします。
 - ③ 新株予約権の目的である再編成対象会社の株式の数
組織再編成行為の条件等を勘案の上、決定します。
 - ④ 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額
交付される新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、組織再編成行為の条件等を勘案の上、調整した再編成後の払込金額に新株予約権の目的である株式の数を乗じて得られる金額とします。
 - ⑤ 新株予約権を行使することができる期間
当初権利行使期間の開始日と組織再編成行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から、当初権利行使期間の満了日までとします。
 - ⑥ 新株予約権の行使の条件
上記5. に準じて決定します。
 - ⑦ 譲渡による新株予約権の取得の制限
譲渡による新株予約権の取得については、再編成対象会社の承認を要するものとします。
 - ⑧ 再編成対象会社による新株予約権の取得事由及び取得の条件
 - イ. 当社は、新株予約権者又はその相続人が新株予約権の行使の条件に該当しなくなった場合は、当該新株予約権を無償で取得します。
 - ロ. 当社は、当社取締役会が取得する日を定めたときは、当該日が到来することをもって、当該新株予約権を無償で取得することができます。
8. 平成22年1月1日付で普通株式1株につき2株の株式分割を行っており、上記の表に記載の「新株予約権の目的となる株式の数」、「新株予約権の行使時の払込金額」及び「新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額」は、調整後の数を記載しております。

第7回新株予約権（平成22年6月22日定時株主総会決議）

	事業年度末現在 (平成28年3月31日)	提出日の前月末現在 (平成28年5月31日)
新株予約権の数（個）	5	5
新株予約権のうち自己新株予約権の数（個）	—	—
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式（注1）	同左
新株予約権の目的となる株式の数（株）	500（注2、4）	500（注2、4）
新株予約権の行使時の払込金額（円）	2,110（注3）	同左
新株予約権の行使期間	自 平成24年7月1日 至 平成32年5月13日	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額（円）	発行価格 2,110 資本組入額1,055	同左
新株予約権の行使の条件	（注5）	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	（注6）	同左
代用払込みに関する事項	—	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	（注7）	同左

（注）1. 株式の内容は「(1) 株式の総数等 ②発行済株式」の内容と同一であります。

2. 当社が株式分割（株式無償割当てを含む。）又は株式併合を行う場合、次の算式により目的となる株式の数を調整するものとします。ただし、かかる調整は、新株予約権のうち、当該時点で権利行使されていない新株予約権の目的となる株式の数について行われ、調整の結果生じる1株未満の端数については、これを切り捨てます。

調整後株式数＝調整前株式数×分割・併合の比率

また、当社が合併、会社分割、株式交換又は株式移転（以下、総称して「合併等」という。）を行う場合、株式無償割当てを行う場合、その他目的となる株式の数の調整を必要とする場合には、合併等、株式無償割当ての条件等を勘案のうえ、合理的な範囲内で目的となる株式の数を調整することができます。

3. 新株予約権発行日以降、下記の事由が生じた場合は、行使価格を調整します。

(1) 当社が株式分割又は株式併合を行う場合、次の算式により行使価額を調整し、調整の結果生じる1円未満の端数は切り上げます。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

(2) 当社が時価を下回る価額で新株の発行又は自己株式を処分する場合（ただし、当社普通株式の交付と引換えに当社に取得される証券若しくは当社に対して取得を請求できる証券、当社普通株式の交付を請求できる新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。）及び商法等の一部を改正する法律（平成13年法律第128号）施行前の商法に基づき付与されたストック・オプションによる新株引受権の行使ならびに転換社債の転換の場合は除く。）は次の算式により行使価額を調整し、調整の結果生じる1円未満の端数は切り上げます。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times \text{1株当たり払込金額}}{\text{1株当たり時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

上記算式において「既発行株式数」とは、当社の発行済株式総数から当社が保有する自己株式数を控除した数とし、自己株式の処分を行う場合には「新規発行」を「自己株式の処分」、「1株当たり払込金額」を「1株当たり処分金額」と読み替えるものとします。

- (3) 当社が合併等を行う場合、株式無償割当てを行う場合、その他行使価額の調整を必要とする場合には、合併等の条件、株式無償割当ての条件等を勘案のうえ、当社は合理的な範囲内で行使価額を調整することができます。調整の結果生じる1円未満の端数は切り上げます。
4. 新株予約権の目的となる株式の数は、定時株主総会決議における新株発行予定数から、退職により権利を喪失した者の新株予約権の数を減じております。
5. 新株予約権の行使の条件に関する事項は次のとおりであります。

(1) 新株予約権の割当てを受けた者（以下、「新株予約権者」という。）は、権利行使時において当社の取締役、監査役又は従業員いずれかの地位を保有していること、あるいは、当社と顧問契約を締結してい

る場合に限り行使できます。ただし、定年退職その他取締役会が正当な理由があると認めた場合は、この限りではありません。

- (2)新株予約権者又はその相続人は、次の割合の数（ただし、計算した株式数が1単位の株式数の整数倍でない場合は、1単位の整数倍に切り上げた株式数とする。）を上回らない場合に行使できます。

割当日から2年間経過以降（3年目）	20%
割当日から3年間経過以降（4年目）	40%
割当日から4年間経過以降（5年目）	60%
割当日から5年間経過以降（6年目）	80%
割当日から6年間経過以降（7年目）	100%

- (3)その他の条件は、当社と新株予約権者との間で締結する新株予約権割当契約に定めるところによります。

6. 新株予約権の譲渡、担保権の設定をすることができません。
7. 当社が合併（当社が合併により消滅する場合に限る。）、吸収分割、新設分割、株式交換又は株式移転（以上を総称して以下、「組織再編成行為」という。）をする場合において、組織再編成行為の効力発生の直前において残存する募集新株予約権の新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号のイからホまでに掲げる株式会社（以下、「再編成対象会社」という。）の新株予約権を以下の条件に基づきそれぞれ交付することとします。この場合において、募集新株予約権は消滅するものとします。ただし、以下の条件に沿って再編成対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約又は株式移転計画において定めた場合に限るものとします。
- ①交付する再編成対象会社の新株予約権の数
組織再編成行為の効力発生の直前において残存する募集新株予約権の新株予約権者が保有する新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付するものとします。
 - ②新株予約権の目的である再編成対象会社の株式の種類
再編成対象会社の普通株式とします。
 - ③新株予約権の目的である再編成対象会社の株式の数
組織再編成行為の条件等を勘案の上、上記2. に準じて決定します。
 - ④新株予約権の行使に際して出資される財産の価額
交付される新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、組織再編成行為の条件等を勘案の上、調整した再編成後の払込金額に新株予約権の目的である株式の数を乗じて得られる金額とします。
 - ⑤新株予約権を行使することができる期間
当初権利行使期間の開始日と組織再編成行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から、当初権利行使期間の満了日までとします。
 - ⑥新株予約権の行使の条件
上記5. に準じて決定します。
 - ⑦譲渡による新株予約権の取得の制限
譲渡による新株予約権の取得については、再編成対象会社の承認を要するものとします。
 - ⑧再編成対象会社による新株予約権の取得事由及び取得の条件
イ. 当社は、新株予約権者又はその相続人が新株予約権の行使の条件に該当しなくなった場合は、当該新株予約権を無償で取得します。
ロ. 当社は、当社取締役会が取得する日を定めたときは、当該日が到来することをもって、当該新株予約権を無償で取得します。

第8回新株予約権（平成23年6月22日定時株主総会決議）

	事業年度末現在 (平成28年3月31日)	提出日の前月末現在 (平成28年5月31日)
新株予約権の数（個）	36	36
新株予約権のうち自己新株予約権の数（個）	—	—
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式（注1）	同左
新株予約権の目的となる株式の数（株）	3,600（注2、4）	3,600（注2、4）
新株予約権の行使時の払込金額（円）	1,785（注3）	同左
新株予約権の行使期間	自 平成25年7月1日 至 平成33年4月26日	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額（円）	発行価格 1,785 資本組入額 893	同左
新株予約権の行使の条件	（注5）	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	（注6）	同左
代用払込みに関する事項	—	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	（注7）	同左

（注）1. 株式の内容は「(1) 株式の総数等 ②発行済株式」の内容と同一であります。

2. 当社が株式分割（株式無償割当てを含む。）又は株式併合を行う場合、次の算式により目的となる株式の数を調整するものとします。ただし、かかる調整は、新株予約権のうち、当該時点で権利行使されていない新株予約権の目的となる株式の数について行われ、調整の結果生じる1株未満の端数については、これを切り捨てます。

調整後株式数＝調整前株式数×分割・併合の比率

また、当社が合併、会社分割、株式交換又は株式移転（以下、総称して「合併等」という。）を行う場合、株式無償割当てを行う場合、その他目的となる株式の数の調整を必要とする場合には、合併等、株式無償割当ての条件等を勘案のうえ、合理的な範囲内で目的となる株式の数を調整することができます。

3. 新株予約権発行日以降、下記の事由が生じた場合は、行使価格を調整します。

(1) 当社が株式分割又は株式併合を行う場合、次の算式により行使価額を調整し、調整の結果生じる1円未満の端数は切り上げます。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

(2) 当社が時価を下回る価額で新株の発行又は自己株式を処分する場合（ただし、当社普通株式の交付と引換えに当社に取得される証券若しくは当社に対して取得を請求できる証券、当社普通株式の交付を請求できる新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。）及び商法等の一部を改正する法律（平成13年法律第128号）施行前の商法に基づき付与されたストック・オプションによる新株引受権の行使ならびに転換社債の転換の場合は除く。）は次の算式により行使価額を調整し、調整の結果生じる1円未満の端数は切り上げます。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times \text{1株当たり払込金額}}{\text{1株当たり時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

上記算式において「既発行株式数」とは、当社の発行済株式総数から当社が保有する自己株式数を控除した数とし、自己株式の処分を行う場合には「新規発行」を「自己株式の処分」、「1株当たり払込金額」を「1株当たり処分金額」と読み替えるものとします。

- (3) 当社が合併等を行う場合、株式無償割当てを行う場合、その他行使価額の調整を必要とする場合には、合併等の条件、株式無償割当ての条件等を勘案のうえ、当社は合理的な範囲内で行使価額を調整することができます。調整の結果生じる1円未満の端数は切り上げます。
4. 新株予約権の目的となる株式の数は、定時株主総会決議における新株発行予定数から、退職により権利を喪失した者の新株予約権の数を減じております。
5. 新株予約権の行使の条件に関する事項は次のとおりであります。

(1) 新株予約権の割当てを受けた者（以下、「新株予約権者」という。）は、権利行使時において当社の取締役、監査役又は従業員いずれかの地位を保有していること、あるいは、当社と顧問契約を締結してい

る場合に限り行使できます。ただし、定年退職その他取締役会が正当な理由があると認めた場合は、この限りではありません。

(2)新株予約権者又はその相続人は、次の割合の数（ただし、計算した株式数が1単位の株式数の整数倍でない場合は、1単位の整数倍に切り上げた株式数とする。）を上回らない場合に行使できます。

割当日から2年間経過以降（3年目）	20%
割当日から3年間経過以降（4年目）	40%
割当日から4年間経過以降（5年目）	60%
割当日から5年間経過以降（6年目）	80%
割当日から6年間経過以降（7年目）	100%

(3)その他の条件は、当社と新株予約権者との間で締結する新株予約権割当契約に定めるところによります。

6. 新株予約権の譲渡、担保権の設定をすることができません。

7. 当社が合併（当社が合併により消滅する場合に限る。）、吸収分割、新設分割、株式交換又は株式移転（以上を総称して以下、「組織再編成行為」という。）をする場合において、組織再編成行為の効力発生の直前において残存する募集新株予約権の新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号のイからホまでに掲げる株式会社（以下、「再編成対象会社」という。）の新株予約権を以下の条件に基づきそれぞれ交付することとします。この場合において、募集新株予約権は消滅するものとします。ただし、以下の条件に沿って再編成対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約又は株式移転計画において定めた場合に限るものとします。

①交付する再編成対象会社の新株予約権の数

組織再編成行為の効力発生の直前において残存する募集新株予約権の新株予約権者が保有する新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付するものとします。

②新株予約権の目的である再編成対象会社の株式の種類

再編成対象会社の普通株式とします。

③新株予約権の目的である再編成対象会社の株式の数

組織再編成行為の条件等を勘案の上、上記2. に準じて決定します。

④新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

交付される新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、組織再編成行為の条件等を勘案の上、調整した再編成後の払込金額に新株予約権の目的である株式の数を乗じて得られる金額とします。

⑤新株予約権を行使することができる期間

当初権利行使期間の開始日と組織再編成行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から、当初権利行使期間の満了日までとします。

⑥新株予約権の行使の条件

上記5. に準じて決定します。

⑦譲渡による新株予約権の取得の制限

譲渡による新株予約権の取得については、再編成対象会社の承認を要するものとします。

⑧再編成対象会社による新株予約権の取得事由及び取得の条件

イ. 当社は、新株予約権者又はその相続人が新株予約権の行使の条件に該当しなくなった場合は、当該新株予約権を無償で取得します。

ロ. 当社は、当社取締役会が取得する日を定めたときは、当該日が到来することをもって、当該新株予約権を無償で取得します。

第9回新株予約権（平成24年6月22日定時株主総会決議）

	事業年度末現在 (平成28年3月31日)	提出日の前月末現在 (平成28年5月31日)
新株予約権の数（個）	7	7
新株予約権のうち自己新株予約権の数（個）	—	—
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式（注1）	同左
新株予約権の目的となる株式の数（株）	700（注2、4）	700（注2、4）
新株予約権の行使時の払込金額（円）	911（注3）	同左
新株予約権の行使期間	自 平成26年7月1日 至 平成34年4月25日	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額（円）	発行価格 911 資本組入額 456	同左
新株予約権の行使の条件	（注5）	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	（注6）	同左
代用払込みに関する事項	—	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	（注7）	同左

（注）1. 株式の内容は「(1) 株式の総数等 ②発行済株式」の内容と同一であります。

2. 当社が株式分割（株式無償割当てを含む。）又は株式併合を行う場合、次の算式により目的となる株式の数を調整するものとします。ただし、かかる調整は、新株予約権のうち、当該時点で権利行使されていない新株予約権の目的となる株式の数について行われ、調整の結果生じる1株未満の端数については、これを切り捨てます。

調整後株式数＝調整前株式数×分割・併合の比率

また、当社が合併、会社分割、株式交換又は株式移転（以下、総称して「合併等」という。）を行う場合、株式無償割当てを行う場合、その他目的となる株式の数の調整を必要とする場合には、合併等、株式無償割当ての条件等を勘案のうえ、合理的な範囲内で目的となる株式の数を調整することができます。

3. 新株予約権発行日以降、下記の事由が生じた場合は、行使価格を調整します。

(1) 当社が株式分割又は株式併合を行う場合、次の算式により行使価額を調整し、調整の結果生じる1円未満の端数は切り上げます。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

(2) 当社が時価を下回る価額で新株の発行又は自己株式を処分する場合（ただし、当社普通株式の交付と引換えに当社に取得される証券若しくは当社に対して取得を請求できる証券、当社普通株式の交付を請求できる新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。）及び商法等の一部を改正する法律（平成13年法律第128号）施行前の商法に基づき付与されたストック・オプションによる新株引受権の行使ならびに転換社債の転換の場合は除く。）は次の算式により行使価額を調整し、調整の結果生じる1円未満の端数は切り上げます。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times \text{1株当たり払込金額}}{\text{1株当たり時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

上記算式において「既発行株式数」とは、当社の発行済株式総数から当社が保有する自己株式数を控除した数とし、自己株式の処分を行う場合には「新規発行」を「自己株式の処分」、「1株当たり払込金額」を「1株当たり処分金額」と読み替えるものとします。

- (3) 当社が合併等を行う場合、株式無償割当てを行う場合、その他行使価額の調整を必要とする場合には、合併等の条件、株式無償割当ての条件等を勘案のうえ、当社は合理的な範囲内で行使価額を調整することができます。調整の結果生じる1円未満の端数は切り上げます。
4. 新株予約権の目的となる株式の数は、定時株主総会決議における新株発行予定数から、退職により権利を喪失した者の新株予約権の数を減じております。
5. 新株予約権の行使の条件に関する事項は次のとおりであります。

(1) 新株予約権の割当てを受けた者（以下、「新株予約権者」という。）は、権利行使時において当社の取締役、監査役又は従業員いずれかの地位を保有していること、あるいは、当社と顧問契約を締結してい

る場合に限り行使できます。ただし、定年退職その他取締役会が正当な理由があると認めた場合は、この限りではありません。

- (2)新株予約権者又はその相続人は、次の割合の数（ただし、計算した株式数が1単位の株式数の整数倍でない場合は、1単位の整数倍に切り上げた株式数とする。）を上回らない場合に行使できます。

割当日から2年間経過以降（3年目）	20%
割当日から3年間経過以降（4年目）	40%
割当日から4年間経過以降（5年目）	60%
割当日から5年間経過以降（6年目）	80%
割当日から6年間経過以降（7年目）	100%

- (3)その他の条件は、当社と新株予約権者との間で締結する新株予約権割当契約に定めるところによります。

6. 新株予約権の譲渡、担保権の設定をすることができません。

7. 当社が合併（当社が合併により消滅する場合に限る。）、吸収分割、新設分割、株式交換又は株式移転（以上を総称して以下、「組織再編成行為」という。）をする場合において、組織再編成行為の効力発生の直前において残存する募集新株予約権の新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号のイからホまでに掲げる株式会社（以下、「再編成対象会社」という。）の新株予約権を以下の条件に基づきそれぞれ交付することとします。この場合において、募集新株予約権は消滅するものとします。ただし、以下の条件に沿って再編成対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約又は株式移転計画において定めた場合に限るものとします。

①交付する再編成対象会社の新株予約権の数

組織再編成行為の効力発生の直前において残存する募集新株予約権の新株予約権者が保有する新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付するものとします。

②新株予約権の目的である再編成対象会社の株式の種類

再編成対象会社の普通株式とします。

③新株予約権の目的である再編成対象会社の株式の数

組織再編成行為の条件等を勘案の上、上記2. に準じて決定します。

④新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

交付される新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、組織再編成行為の条件等を勘案の上、調整した再編成後の払込金額に新株予約権の目的である株式の数を乗じて得られる金額とします。

⑤新株予約権を行使することができる期間

当初権利行使期間の開始日と組織再編成行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から、当初権利行使期間の満了日までとします。

⑥新株予約権の行使の条件

上記5. に準じて決定します。

⑦譲渡による新株予約権の取得の制限

譲渡による新株予約権の取得については、再編成対象会社の承認を要するものとします。

⑧再編成対象会社による新株予約権の取得事由及び取得の条件

イ. 当社は、新株予約権者又はその相続人が新株予約権の行使の条件に該当しなくなった場合は、当該新株予約権を無償で取得します。

ロ. 当社は、当社取締役会が取得する日を定めたときは、当該日が到来することをもって、当該新株予約権を無償で取得します。

第10回新株予約権（平成24年11月6日臨時株主総会決議）

	事業年度末現在 (平成28年3月31日)	提出日の前月末現在 (平成28年5月31日)
新株予約権の数（個）	500	500
新株予約権のうち自己新株予約権の数（個）	—	—
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式（注1）	同左
新株予約権の目的となる株式の数（株）	50,000（注2、4）	50,000（注2、4）
新株予約権の行使時の払込金額（円）	1,030（注3）	同左
新株予約権の行使期間	自 平成26年12月1日 至 平成34年9月5日	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額（円）	発行価格 1,030 資本組入額 515	同左
新株予約権の行使の条件	（注5）	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	（注6）	同左
代用払込みに関する事項	—	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	（注7）	同左

（注）1. 株式の内容は「(1) 株式の総数等 ②発行済株式」の内容と同一であります。

2. 当社が株式分割（株式無償割当てを含む。）又は株式併合を行う場合、次の算式により目的となる株式の数を調整するものとします。ただし、かかる調整は、新株予約権のうち、当該時点で権利行使されていない新株予約権の目的となる株式の数について行われ、調整の結果生じる1株未満の端数については、これを切り捨てます。

調整後株式数＝調整前株式数×分割・併合の比率

また、当社が合併、会社分割、株式交換又は株式移転（以下、総称して「合併等」という。）を行う場合、株式無償割当てを行う場合、その他目的となる株式の数の調整を必要とする場合には、合併等、株式無償割当ての条件等を勘案のうえ、合理的な範囲内で目的となる株式の数を調整することができます。

3. 新株予約権発行日以降、下記の事由が生じた場合は、行使価格を調整します。

(1) 当社が株式分割又は株式併合を行う場合、次の算式により行使価額を調整し、調整の結果生じる1円未満の端数は切り上げます。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

(2) 当社が時価を下回る価額で新株の発行又は自己株式を処分する場合（ただし、当社普通株式の交付と引換えに当社に取得される証券若しくは当社に対して取得を請求できる証券、当社普通株式の交付を請求できる新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。）及び商法等の一部を改正する法律（平成13年法律第128号）施行前の商法に基づき付与されたストック・オプションによる新株引受権の行使ならびに転換社債の転換の場合は除く。）は次の算式により行使価額を調整し、調整の結果生じる1円未満の端数は切り上げます。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times \text{1株当たり払込金額}}{\text{1株当たり時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

上記算式において「既発行株式数」とは、当社の発行済株式総数から当社が保有する自己株式数を控除した数とし、自己株式の処分を行う場合には「新規発行」を「自己株式の処分」、「1株あたり払込金額」を「1株あたり処分金額」と読み替えるものとします。

- (3) 当社が合併等を行う場合、株式無償割当てを行う場合、その他行使価額の調整を必要とする場合には、合併等の条件、株式無償割当ての条件等を勘案のうえ、当社は合理的な範囲内で行使価額を調整することができます。調整の結果生じる1円未満の端数は切り上げます。
4. 新株予約権の目的となる株式の数は、臨時株主総会決議における新株発行予定数から、退職により権利を喪失した者の新株予約権の数を減じております。
5. 新株予約権の行使の条件に関する事項は次のとおりであります。

(1) 新株予約権の割当てを受けた者（以下、「新株予約権者」という。）は、権利行使時において当社又は当社子会社の取締役、監査役もしくは従業員いずれかの地位を保有していること、あるいは、当社と顧

間契約を締結している場合に限り行使できます。ただし、定年退職その他取締役会が正当な理由があると認めた場合は、この限りではありません。

- (2)新株予約権者又はその相続人は、次の割合の数（ただし、計算した株式数が1単位の株式数の整数倍でない場合は、1単位の整数倍に切り上げた株式数とする。）を上回らない場合に行使できます。

割当日から2年間経過以降（3年目）	20%
割当日から3年間経過以降（4年目）	40%
割当日から4年間経過以降（5年目）	60%
割当日から5年間経過以降（6年目）	80%
割当日から6年間経過以降（7年目）	100%

- (3)その他の条件は、当社と新株予約権者との間で締結する新株予約権割当契約に定めるところによります。

6. 新株予約権の譲渡、担保権の設定をすることができません。
7. 当社が合併（当社が合併により消滅する場合に限る。）、吸収分割、新設分割、株式交換又は株式移転（以上を総称して以下、「組織再編成行為」という。）をする場合において、組織再編成行為の効力発生の直前において残存する募集新株予約権の新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号のイからホまでに掲げる株式会社（以下、「再編成対象会社」という。）の新株予約権を以下の条件に基づきそれぞれ交付することとします。この場合において、募集新株予約権は消滅するものとします。ただし、以下の条件に沿って再編成対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約又は株式移転計画において定めた場合に限るものとします。
- ①交付する再編成対象会社の新株予約権の数
組織再編成行為の効力発生の直前において残存する募集新株予約権の新株予約権者が保有する新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付するものとします。
- ②新株予約権の目的である再編成対象会社の株式の種類
再編成対象会社の普通株式とします。
- ③新株予約権の目的である再編成対象会社の株式の数
組織再編成行為の条件等を勘案の上、上記2. に準じて決定します。
- ④新株予約権の行使に際して出資される財産の価額
交付される新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、組織再編成行為の条件等を勘案の上、調整した再編成後の払込金額に新株予約権の目的である株式の数を乗じて得られる金額とします。
- ⑤新株予約権を行使することができる期間
当初権利行使期間の開始日と組織再編成行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から、当初権利行使期間の満了日までとします。
- ⑥新株予約権の行使の条件
上記5. に準じて決定します。
- ⑦譲渡による新株予約権の取得の制限
譲渡による新株予約権の取得については、再編成対象会社の承認を要するものとします。
- ⑧再編成対象会社による新株予約権の取得事由及び取得の条件
イ. 当社は、新株予約権者又はその相続人が新株予約権の行使の条件に該当しなくなった場合は、当該新株予約権を無償で取得します。
ロ. 当社は、当社取締役会が取得する日を定めたときは、当該日が到来することをもって、当該新株予約権を無償で取得します。

第11回新株予約権（平成25年6月21日定時株主総会決議）

	事業年度末現在 (平成28年3月31日)	提出日の前月末現在 (平成28年5月31日)
新株予約権の数（個）	9	9
新株予約権のうち自己新株予約権の数（個）	—	—
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式（注1）	同左
新株予約権の目的となる株式の数（株）	900（注2、4）	900（注2、4）
新株予約権の行使時の払込金額（円）	1,157（注3）	同左
新株予約権の行使期間	自平成27年7月1日 至平成35年5月14日	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額（円）	発行価格 1,157 資本組入額 579	同左
新株予約権の行使の条件	（注5）	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	（注6）	同左
代用払込みに関する事項	—	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	（注7）	同左

（注）1. 株式の内容は「(1) 株式の総数等 ②発行済株式」の内容と同一であります。

2. 当社が株式分割（株式無償割当てを含む。）又は株式併合を行う場合、次の算式により目的となる株式の数を調整するものとします。ただし、かかる調整は、新株予約権のうち、当該時点で権利行使されていない新株予約権の目的となる株式の数について行われ、調整の結果生じる1株未満の端数については、これを切り捨てます。

調整後株式数＝調整前株式数×分割・併合の比率

また、当社が合併、会社分割、株式交換又は株式移転（以下、総称して「合併等」という。）を行う場合、株式無償割当てを行う場合、その他目的となる株式の数の調整を必要とする場合には、合併等、株式無償割当ての条件等を勘案のうえ、合理的な範囲内で目的となる株式の数を調整することができます。

3. 新株予約権発行日以降、下記の事由が生じた場合は、行使価格を調整します。

(1) 当社が株式分割又は株式併合を行う場合、次の算式により行使価額を調整し、調整の結果生じる1円未満の端数は切り上げます。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

(2) 当社が時価を下回る価額で新株の発行又は自己株式を処分する場合（ただし、当社普通株式の交付と引換えに当社に取得される証券若しくは当社に対して取得を請求できる証券、当社普通株式の交付を請求できる新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。）及び商法等の一部を改正する法律（平成13年法律第128号）施行前の商法に基づき付与されたストック・オプションによる新株引受権の行使ならびに転換社債の転換の場合は除く。）は次の算式により行使価額を調整し、調整の結果生じる1円未満の端数は切り上げます。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times \text{1株当たり払込金額}}{\text{1株当たり時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

上記算式において「既発行株式数」とは、当社の発行済株式総数から当社が保有する自己株式数を控除した数とし、自己株式の処分を行う場合には「新規発行」を「自己株式の処分」、「1株当たり払込金額」を「1株当たり処分金額」と読み替えるものとします。

- (3) 当社が合併等を行う場合、株式無償割当てを行う場合、その他行使価額の調整を必要とする場合には、合併等の条件、株式無償割当ての条件等を勘案のうえ、当社は合理的な範囲内で行使価額を調整することができます。調整の結果生じる1円未満の端数は切り上げます。
4. 新株予約権の目的となる株式の数は、定時株主総会決議における新株発行予定数から、退職により権利を喪失した者の新株予約権の数を減じております。
5. 新株予約権の行使の条件に関する事項は次のとおりであります。
- (1) 新株予約権の割当てを受けた者（以下、「新株予約権者」という。）は、権利行使時において当社又は当社子会社の取締役、監査役もしくは従業員いずれかの地位を保有していること、あるいは、当社と顧

間契約を締結している場合に限り行使できます。ただし、定年退職その他取締役会が正当な理由があると認めた場合は、この限りではありません。

- (2)新株予約権者又はその相続人は、次の割合の数（ただし、計算した株式数が1単位の株式数の整数倍でない場合は、1単位の整数倍に切り上げた株式数とする。）を上回らない場合に行使できます。

割当日から2年間経過以降（3年目）	20%
割当日から3年間経過以降（4年目）	40%
割当日から4年間経過以降（5年目）	60%
割当日から5年間経過以降（6年目）	80%
割当日から6年間経過以降（7年目）	100%

- (3)その他の条件は、当社と新株予約権者との間で締結する新株予約権割当契約に定めるところによります。

6. 新株予約権の譲渡、担保権の設定をすることができません。

7. 当社が合併（当社が合併により消滅する場合に限る。）、吸収分割、新設分割、株式交換又は株式移転（以上を総称して以下、「組織再編成行為」という。）をする場合において、組織再編成行為の効力発生の直前において残存する募集新株予約権の新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号のイからホまでに掲げる株式会社（以下、「再編成対象会社」という。）の新株予約権を以下の条件に基づきそれぞれ交付することとします。この場合において、募集新株予約権は消滅するものとします。ただし、以下の条件に沿って再編成対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約又は株式移転計画において定めた場合に限るものとします。

①交付する再編成対象会社の新株予約権の数

組織再編成行為の効力発生の直前において残存する募集新株予約権の新株予約権者が保有する新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付するものとします。

②新株予約権の目的である再編成対象会社の株式の種類

再編成対象会社の普通株式とします。

③新株予約権の目的である再編成対象会社の株式の数

組織再編成行為の条件等を勘案の上、上記2. に準じて決定します。

④新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

交付される新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、組織再編成行為の条件等を勘案の上、調整した再編成後の払込金額に新株予約権の目的である株式の数を乗じて得られる金額とします。

⑤新株予約権を行使することができる期間

当初権利行使期間の開始日と組織再編成行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から、当初権利行使期間の満了日までとします。

⑥新株予約権の行使の条件

上記5. に準じて決定します。

⑦譲渡による新株予約権の取得の制限

譲渡による新株予約権の取得については、再編成対象会社の承認を要するものとします。

⑧再編成対象会社による新株予約権の取得事由及び取得の条件

イ. 当社は、新株予約権者又はその相続人が新株予約権の行使の条件に該当しなくなった場合は、当該新株予約権を無償で取得します。

ロ. 当社は、当社取締役会が取得する日を定めたときは、当該日が到来することをもって、当該新株予約権を無償で取得します。

第12回新株予約権（平成26年6月24日定時株主総会決議）

	事業年度末現在 (平成28年3月31日)	提出日の前月末現在 (平成28年5月31日)
新株予約権の数（個）	288	288
新株予約権のうち自己新株予約権の数（個）	—	—
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式（注1）	同左
新株予約権の目的となる株式の数（株）	28,800（注2、4）	28,800（注2、4）
新株予約権の行使時の払込金額（円）	1,330（注3）	同左
新株予約権の行使期間	自 平成28年7月3日 至 平成36年4月30日	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額（円）	発行価格 1,330 資本組入額 665	同左
新株予約権の行使の条件	（注5）	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	（注6）	同左
代用払込みに関する事項	—	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	（注7）	同左

（注）1. 株式の内容は「(1) 株式の総数等 ②発行済株式」の内容と同一であります。

2. 当社が株式分割（株式無償割当てを含む。）又は株式併合を行う場合、次の算式により目的となる株式の数を調整するものとします。ただし、かかる調整は、新株予約権のうち、当該時点で権利行使されていない新株予約権の目的となる株式の数について行われ、調整の結果生じる1株未満の端数については、これを切り捨てます。

調整後株式数＝調整前株式数×分割・併合の比率

また、当社が合併、会社分割、株式交換又は株式移転（以下、総称して「合併等」という。）を行う場合、株式無償割当てを行う場合、その他目的となる株式の数の調整を必要とする場合には、合併等、株式無償割当ての条件等を勘案のうえ、合理的な範囲内で目的となる株式の数を調整することができます。

3. 新株予約権発行日以降、下記の事由が生じた場合は、行使価格を調整します。

(1) 当社が株式分割又は株式併合を行う場合、次の算式により行使価額を調整し、調整の結果生じる1円未満の端数は切り上げます。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

(2) 当社が時価を下回る価額で新株の発行又は自己株式を処分する場合（ただし、当社普通株式の交付と引換えに当社に取得される証券若しくは当社に対して取得を請求できる証券、当社普通株式の交付を請求できる新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。）及び商法等の一部を改正する法律（平成13年法律第128号）施行前の商法に基づき付与されたストック・オプションによる新株引受権の行使ならびに転換社債の転換の場合は除く。）は次の算式により行使価額を調整し、調整の結果生じる1円未満の端数は切り上げます。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times \text{1株当たり払込金額}}{\text{1株当たり時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

上記算式において「既発行株式数」とは、当社の発行済株式総数から当社が保有する自己株式数を控除した数とし、自己株式の処分を行う場合には「新規発行」を「自己株式の処分」、「1株当たり払込金額」を「1株当たり処分金額」と読み替えるものとします。

(3) 当社が合併等を行う場合、株式無償割当てを行う場合、その他行使価額の調整を必要とする場合には、合併等の条件、株式無償割当ての条件等を勘案のうえ、当社は合理的な範囲内で行使価額を調整することができます。調整の結果生じる1円未満の端数は切り上げます。

4. 新株予約権の目的となる株式の数は、定時株主総会決議における新株発行予定数から、退職により権利を喪失した者の新株予約権の数を減じております。

5. 新株予約権の行使の条件に関する事項は次のとおりであります。

(1) 新株予約権の割当てを受けた者（以下、「新株予約権者」という。）は、権利行使時において当社又は当社子会社の取締役、監査役もしくは従業員いずれかの地位を保有していること、あるいは、当社と顧

間契約を締結している場合に限り行使できます。ただし、定年退職その他取締役会が正当な理由があると認めた場合は、この限りではありません。

- (2)新株予約権者又はその相続人は、次の割合の数（ただし、計算した株式数が1単位の株式数の整数倍でない場合は、1単位の整数倍に切り上げた株式数とする。）を上回らない場合に行使できます。

割当日から2年間経過以降（3年目）	20%
割当日から3年間経過以降（4年目）	40%
割当日から4年間経過以降（5年目）	60%
割当日から5年間経過以降（6年目）	80%
割当日から6年間経過以降（7年目）	100%

- (3)その他の条件は、当社と新株予約権者との間で締結する新株予約権割当契約に定めるところによります。

6. 新株予約権の譲渡、担保権の設定をすることができません。

7. 当社が合併（当社が合併により消滅する場合に限る。）、吸収分割、新設分割、株式交換又は株式移転（以上を総称して以下、「組織再編成行為」という。）をする場合において、組織再編成行為の効力発生の直前において残存する募集新株予約権の新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号のイからホまでに掲げる株式会社（以下、「再編成対象会社」という。）の新株予約権を以下の条件に基づきそれぞれ交付することとします。この場合において、募集新株予約権は消滅するものとします。ただし、以下の条件に沿って再編成対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約又は株式移転計画において定めた場合に限るものとします。

①交付する再編成対象会社の新株予約権の数

組織再編成行為の効力発生の直前において残存する募集新株予約権の新株予約権者が保有する新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付するものとします。

②新株予約権の目的である再編成対象会社の株式の種類

再編成対象会社の普通株式とします。

③新株予約権の目的である再編成対象会社の株式の数

組織再編成行為の条件等を勘案の上、上記2. に準じて決定します。

④新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

交付される新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、組織再編成行為の条件等を勘案の上、調整した再編成後の払込金額に新株予約権の目的である株式の数を乗じて得られる金額とします。

⑤新株予約権を行使することができる期間

当初権利行使期間の開始日と組織再編成行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から、当初権利行使期間の満了日までとします。

⑥新株予約権の行使の条件

上記5. に準じて決定します。

⑦譲渡による新株予約権の取得の制限

譲渡による新株予約権の取得については、再編成対象会社の承認を要するものとします。

⑧再編成対象会社による新株予約権の取得事由及び取得の条件

イ. 当社は、新株予約権者又はその相続人が新株予約権の行使の条件に該当しなくなった場合は、当該新株予約権を無償で取得します。

ロ. 当社は、当社取締役会が取得する日を定めたときは、当該日が到来することをもって、当該新株予約権を無償で取得します。

第13回新株予約権（平成27年6月22日定時株主総会決議）

	事業年度末現在 （平成28年3月31日）	提出日の前月末現在 （平成28年5月31日）
新株予約権の数（個）	291	291
新株予約権のうち自己新株予約権の数（個）	—	—
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式（注1）	同左
新株予約権の目的となる株式の数（株）	29,100（注2、4）	29,100（注2、4）
新株予約権の行使時の払込金額（円）	966（注3）	同左
新株予約権の行使期間	自 平成29年7月2日 至 平成37年4月30日	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額（円）	発行価格 966 資本組入額 483	同左
新株予約権の行使の条件	（注5）	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	（注6）	同左
代用払込みに関する事項	—	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	（注7）	同左

（注）1. 株式の内容は「(1) 株式の総数等 ②発行済株式」の内容と同一であります。

2. 当社が株式分割（株式無償割当てを含む。）又は株式併合を行う場合、次の算式により目的となる株式の数を調整するものとします。ただし、かかる調整は、新株予約権のうち、当該時点で権利行使されていない新株予約権の目的となる株式の数について行われ、調整の結果生じる1株未満の端数については、これを切り捨てます。

調整後株式数＝調整前株式数×分割・併合の比率

また、当社が合併、会社分割、株式交換又は株式移転（以下、総称して「合併等」という。）を行う場合、株式無償割当てを行う場合、その他目的となる株式の数の調整を必要とする場合には、合併等、株式無償割当ての条件等を勘案のうえ、合理的な範囲内で目的となる株式の数を調整することができます。

3. 新株予約権発行日以降、下記の事由が生じた場合は、行使価格を調整します。

(1) 当社が株式分割又は株式併合を行う場合、次の算式により行使価額を調整し、調整の結果生じる1円未満の端数は切り上げます。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

(2) 当社が時価を下回る価額で新株の発行又は自己株式を処分する場合（ただし、当社普通株式の交付と引換えに当社に取得される証券若しくは当社に対して取得を請求できる証券、当社普通株式の交付を請求できる新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。）及び商法等の一部を改正する法律（平成13年法律第128号）施行前の商法に基づき付与されたストック・オプションによる新株引受権の行使ならびに転換社債の転換の場合は除く。）は次の算式により行使価額を調整し、調整の結果生じる1円未満の端数は切り上げます。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times \text{1株当たり払込金額}}{\text{1株当たり時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

上記算式において「既発行株式数」とは、当社の発行済株式総数から当社が保有する自己株式数を控除した数とし、自己株式の処分を行う場合には「新規発行」を「自己株式の処分」、「1株当たり払込金額」を「1株当たり処分金額」と読み替えるものとします。

(3) 当社が合併等を行う場合、株式無償割当てを行う場合、その他行使価額の調整を必要とする場合には、合併等の条件、株式無償割当ての条件等を勘案のうえ、当社は合理的な範囲内で行使価額を調整することができます。調整の結果生じる1円未満の端数は切り上げます。

4. 新株予約権の目的となる株式の数は、定時株主総会決議における新株発行予定数から、退職により権利を喪失した者の新株予約権の数を減じております。

5. 新株予約権の行使の条件に関する事項は次のとおりであります。

(1) 新株予約権の割当てを受けた者（以下、「新株予約権者」という。）は、権利行使時において当社又は当社子会社の取締役、監査役もしくは従業員いずれかの地位を保有していること、あるいは、当社と顧

間契約を締結している場合に限り行使できます。ただし、定年退職その他取締役会が正当な理由があると認めた場合は、この限りではありません。

(2) 新株予約権者又はその相続人は、次の割合の数（ただし、計算した株式数が1単位の株式数の整数倍でない場合は、1単位の整数倍に切り上げた株式数とする。）を上回らない場合に行使できます。

割当日から2年間経過以降（3年目） 20%

割当日から3年間経過以降（4年目） 40%

割当日から4年間経過以降（5年目） 60%

割当日から5年間経過以降（6年目） 80%

割当日から6年間経過以降（7年目） 100%

(3) その他の条件は、当社と新株予約権者との間で締結する新株予約権割当契約に定めるところによります。

6. 新株予約権の譲渡、担保権の設定をすることができません。

7. 当社が合併（当社が合併により消滅する場合に限る。）、吸収分割、新設分割、株式交換又は株式移転（以上を総称して以下、「組織再編成行為」という。）をする場合において、組織再編成行為の効力発生の直前において残存する募集新株予約権の新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号のイからホまでに掲げる株式会社（以下、「再編成対象会社」という。）の新株予約権を以下の条件に基づきそれぞれ交付することとします。この場合において、募集新株予約権は消滅するものとします。ただし、以下の条件に沿って再編成対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約又は株式移転計画において定めた場合に限るものとします。

① 交付する再編成対象会社の新株予約権の数

組織再編成行為の効力発生の直前において残存する募集新株予約権の新株予約権者が保有する新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付するものとします。

② 新株予約権の目的である再編成対象会社の株式の種類

再編成対象会社の普通株式とします。

③ 新株予約権の目的である再編成対象会社の株式の数

組織再編成行為の条件等を勘案の上、上記2. に準じて決定します。

④ 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

交付される新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、組織再編成行為の条件等を勘案の上、調整した再編成後の払込金額に新株予約権の目的である株式の数を乗じて得られる金額とします。

⑤ 新株予約権を行使することができる期間

当初権利行使期間の開始日と組織再編成行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から、当初権利行使期間の満了日までとします。

⑥ 新株予約権の行使の条件

上記5. に準じて決定します。

⑦ 譲渡による新株予約権の取得の制限

譲渡による新株予約権の取得については、再編成対象会社の承認を要するものとします。

⑧ 再編成対象会社による新株予約権の取得事由及び取得の条件

イ. 当社は、新株予約権者又はその相続人が新株予約権の行使の条件に該当しなくなった場合は、当該新株予約権を無償で取得します。

ロ. 当社は、当社取締役会が取得する日を定めたときは、当該日が到来することをもって、当該新株予約権を無償で取得します。

(3) 【行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の行使状況等】

該当事項はありません。

(4) 【ライツプランの内容】

該当事項はありません。

(5) 【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式総数 増減数 (株)	発行済株式総 数残高 (株)	資本金増減額 (千円)	資本金残高 (千円)	資本準備金増 減額 (千円)	資本準備金残 高 (千円)
平成23年4月1日～ 平成24年3月31日 (注) 1.	31,800	2,195,000	2,670	388,317	750	295,437
平成24年4月1日～ 平成25年3月31日 (注) 1.	36,000	2,231,000	3,050	391,367	250	295,687
平成25年8月19日 (注) 2.	120,000	2,351,000	91,260	482,627	91,260	386,947
平成25年4月1日～ 平成26年3月31日 (注) 1.	73,000	2,424,000	8,220	490,847	3,500	390,447
平成26年4月1日～ 平成27年3月31日 (注) 1.	34,000	2,458,000	6,135	496,982	4,935	395,382

(注) 1. 新株予約権の行使による増加であります。

2. 有償第三者割当

割当価格 1,521円

資本組入額 760.5円

割当先 カルチュア・コンビニエンス・クラブ(株)

(6) 【所有者別状況】

平成28年3月31日現在

区分	株式の状況 (1単元の株式数 100株)								単元未満 株式の状 況 (株)
	政府及び地 方公共団体	金融機関	金融商品 取引業者	その他の法 人	外国法人等		個人その他	計	
					個人以外	個人			
株主数 (人)	—	4	11	17	5	5	666	708	—
所有株式数 (単元)	—	1,032	681	7,544	68	59	15,181	24,565	1,500
所有株式数の 割合 (%)	—	4.20	2.77	30.71	0.28	0.24	61.80	100	—

(注) 自己株式24,448株は、「個人その他」に244単元及び「単元未満株式の状況」に48株を含めて記載しております。

(7) 【大株主の状況】

平成28年3月31日現在

氏名又は名称	住所	所有株式数 (株)	発行済株式総数に 対する所有株式数 の割合 (%)
浦部 浩司	東京都世田谷区	761,000	30.96
カルチュア・コンビニエンス・ クラブ株式会社	大阪府大阪市北区梅田二丁目5番25号	240,000	9.76
KDDI株式会社	東京都新宿区西新宿二丁目3番2号	240,000	9.76
株式会社フェイス	京都府京都市中京区烏丸通御池下る虎屋 町566番1号 井門明治安田生命ビル	145,000	5.89
株式会社メガチップス	大阪府大阪市淀川区宮原一丁目1番1号	95,000	3.86
山本 大助	大阪府大阪市北区	63,000	2.56
伊草 雅幸	東京都世田谷区	61,000	2.48
芳林 知仁	東京都豊島区	53,100	2.16
日本トラスティ・サービス信託 銀行株式会社 (信託口)	東京都中央区晴海一丁目8番11号	37,400	1.52
日本マスタートラスト信託銀行 株式会社 (信託口)	東京都港区浜松町二丁目11番3号	35,000	1.42
計	—	1,730,500	70.40

(注) 当社は自己株式を24,448株を保有しておりますが、上記大株主からは除外しております。

(8) 【議決権の状況】

① 【発行済株式】

平成28年3月31日現在

区分	株式数 (株)	議決権の数 (個)	内容
無議決権株式	—	—	—
議決権制限株式 (自己株式等)	—	—	—
議決権制限株式 (その他)	—	—	—
完全議決権株式 (自己株式等)	普通株式 24,400	—	—
完全議決権株式 (その他)	普通株式 2,432,100	24,321	—
単元未満株式	普通株式 1,500	—	—
発行済株式総数	2,458,000	—	—
総株主の議決権	—	24,321	—

(注) 「単元未満株式」欄には、当社所有の自己株式48株が含まれております。

② 【自己株式等】

平成28年3月31日現在

所有者の氏名又は 名称	所有者の住所	自己名義所有株 式数 (株)	他人名義所有株 式数 (株)	所有株式数の合 計 (株)	発行済株式総数に 対する所有株式数 の割合 (%)
株式会社ソケット	東京都渋谷区千駄ヶ 谷四丁目23番5号	24,400	—	24,400	0.99
計	—	24,400	—	24,400	0.99

(注) 上記のほか、当社所有の単元未満自己株式48株があります。

(9) 【ストックオプション制度の内容】

当社は、ストックオプション制度を採用しております。当該制度は、会社法第236条、第238条及び第239条に基づき、新株予約権を発行する方法によるものであります。

当該制度の内容は、以下のとおりであります。

(平成19年3月12日臨時株主総会決議)

会社法に基づき、平成19年3月30日時点で在任する当社取締役、監査役及び同日現在在籍する当社従業員に対して特に有利な条件をもって新株予約権を発行することを、平成19年3月12日の臨時株主総会において特別決議されたものであります。

決議年月日	平成19年3月12日
付与対象者の区分及び人数(名)	当社取締役 2 当社監査役 1 当社従業員 14(注)
新株予約権の目的となる株式の種類	「(2)新株予約権等の状況」に記載しております。
株式の数(株)	同上
新株予約権の行使時の払込金額(円)	同上
新株予約権の行使期間	同上
新株予約権の行使の条件	同上
新株予約権の譲渡に関する事項	同上
代用払込みに関する事項	同上
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	同上

(注) 付与対象者の退職等による権利の喪失により、平成28年6月22日現在の付与対象者の区分及び人数は、従業員2名となっております。

(平成20年3月31日臨時株主総会決議)

会社法に基づき、平成20年3月31日時点で在任する当社取締役、監査役及び同日現在在籍する当社従業員に対して特に有利な条件をもって新株予約権を発行することを、平成20年3月31日の臨時株主総会において特別決議されたものであります。

決議年月日	平成20年3月31日
付与対象者の区分及び人数(名)	当社取締役 1 当社監査役 1 当社従業員 16(注)
新株予約権の目的となる株式の種類	「(2)新株予約権等の状況」に記載しております。
株式の数(株)	同上
新株予約権の行使時の払込金額(円)	同上
新株予約権の行使期間	同上
新株予約権の行使の条件	同上
新株予約権の譲渡に関する事項	同上
代用払込みに関する事項	同上
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	同上

(注) 付与対象者の退職等による権利の喪失により、平成28年6月22日現在の付与対象者の区分及び人数は、監査役1名及び従業員1名の合計2名となっております。

(平成20年11月13日臨時株主総会決議)

会社法に基づき、平成20年11月13日時点で在任する当社監査役及び同日現在在籍する当社従業員に対して特に有利な条件をもって新株予約権を発行することを、平成20年11月13日の臨時株主総会において特別決議されたものであります。

決議年月日	平成20年11月13日
付与対象者の区分及び人数(名)	当社監査役 1 当社従業員 24(注)
新株予約権の目的となる株式の種類	「(2)新株予約権等の状況」に記載しております。
株式の数(株)	同上
新株予約権の行使時の払込金額(円)	同上
新株予約権の行使期間	同上
新株予約権の行使の条件	同上
新株予約権の譲渡に関する事項	同上
代用払込みに関する事項	同上
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	同上

(注) 付与対象者の退職等による権利の喪失により、平成28年6月22日現在の付与対象者の区分及び人数は、監査役1名及び従業員4名の合計5名となっております。

(平成21年6月22日定時株主総会決議)

会社法に基づき、平成21年6月22日時点で在籍する当社従業員に対して特に有利な条件をもって新株予約権を発行することを、平成21年6月22日の定時株主総会において特別決議されたものであります。

決議年月日	平成21年6月22日
付与対象者の区分及び人数(名)	当社従業員 19(注)
新株予約権の目的となる株式の種類	「(2)新株予約権等の状況」に記載しております。
株式の数(株)	同上
新株予約権の行使時の払込金額(円)	同上
新株予約権の行使期間	同上
新株予約権の行使の条件	同上
新株予約権の譲渡に関する事項	同上
代用払込みに関する事項	同上
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	同上

(注) 付与対象者の退職等による権利の喪失により、平成28年6月22日現在の付与対象者の区分及び人数は、従業員3名となっております。

(平成22年6月22日定時株主総会決議)

会社法に基づき、平成22年6月22日時点で在籍する当社従業員に対して特に有利な条件をもって新株予約権を発行することを、平成22年6月22日の定時株主総会において特別決議されたものであります。

決議年月日	平成22年6月22日
付与対象者の区分及び人数(名)	当社従業員 20(注)
新株予約権の目的となる株式の種類	「(2)新株予約権等の状況」に記載しております。
株式の数(株)	同上
新株予約権の行使時の払込金額(円)	同上
新株予約権の行使期間	同上
新株予約権の行使の条件	同上
新株予約権の譲渡に関する事項	同上
代用払込みに関する事項	同上
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	同上

(注) 付与対象者の退職等による権利の喪失により、平成28年6月22日現在の付与対象者の区分及び人数は、従業員5名となっております。

(平成23年6月22日定時株主総会決議)

会社法に基づき、平成23年6月22日時点で在籍する当社従業員に対して特に有利な条件をもって新株予約権を発行することを、平成23年6月22日の定時株主総会において特別決議されたものであります。

決議年月日	平成23年6月22日
付与対象者の区分及び人数(名)	当社従業員 29(注)
新株予約権の目的となる株式の種類	「(2)新株予約権等の状況」に記載しております。
株式の数(株)	同上
新株予約権の行使時の払込金額(円)	同上
新株予約権の行使期間	同上
新株予約権の行使の条件	同上
新株予約権の譲渡に関する事項	同上
代用払込みに関する事項	同上
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	同上

(注) 付与対象者の退職等による権利の喪失により、平成28年6月22日現在の付与対象者の区分及び人数は、従業員8名となっております。

(平成24年6月22日定時株主総会決議)

会社法に基づき、平成24年6月22日時点で在籍する当社従業員に対して特に有利な条件をもって新株予約権を発行することを、平成24年6月22日の定時株主総会において特別決議されたものであります。

決議年月日	平成24年6月22日
付与対象者の区分及び人数(名)	当社従業員 12(注)
新株予約権の目的となる株式の種類	「(2)新株予約権等の状況」に記載しております。
株式の数(株)	同上
新株予約権の行使時の払込金額(円)	同上
新株予約権の行使期間	同上
新株予約権の行使の条件	同上
新株予約権の譲渡に関する事項	同上
代用払込みに関する事項	同上
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	同上

(注) 付与対象者の退職等による権利の喪失により、平成28年6月22日現在の付与対象者の区分及び人数は、従業員6名となっております。

(平成24年11月6日臨時株主総会決議)

会社法に基づき、平成24年11月6日時点で在籍する当社取締役及び監査役並びに当社子会社の取締役に対して特に有利な条件をもって新株予約権を発行することを、平成24年11月6日の臨時株主総会において特別決議されたものであります。

決議年月日	平成24年11月6日
付与対象者の区分及び人数(名)	当社取締役 2 当社監査役 1 当社子会社取締役 3
新株予約権の目的となる株式の種類	「(2)新株予約権等の状況」に記載しております。
株式の数(株)	同上
新株予約権の行使時の払込金額(円)	同上
新株予約権の行使期間	同上
新株予約権の行使の条件	同上
新株予約権の譲渡に関する事項	同上
代用払込みに関する事項	同上
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	同上

(注) 平成28年6月22日現在の付与対象者の区分及び人数は、取締役2名、元取締役1名、元子会社取締役1名、監査役1名、従業員1名の合計6名となっております。

(平成25年6月21日定時株主総会決議)

会社法に基づき、平成25年6月21日時点で在籍する当社従業員及び当社子会社の従業員に対して特に有利な条件をもって新株予約権を発行することを、平成25年6月21日定時株主総会において特別決議されたものであります。

決議年月日	平成25年6月21日
付与対象者の区分及び人数(名)	当社従業員 9 当社子会社従業員 7
新株予約権の目的となる株式の種類	「(2)新株予約権等の状況」に記載しております。
株式の数(株)	同上
新株予約権の行使時の払込金額(円)	同上
新株予約権の行使期間	同上
新株予約権の行使の条件	同上
新株予約権の譲渡に関する事項	同上
代用払込みに関する事項	同上
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	同上

(注) 付与対象者の退職等による権利の喪失により、平成28年6月22日現在の付与対象者の区分及び人数は、従業員7名となっております。

(平成26年6月24日定時株主総会決議)

会社法に基づき、平成26年6月24日時点で在籍する当社の取締役及び従業員並びに当社子会社の従業員に対して特に有利な条件をもって新株予約権を発行することを、平成26年6月24日の定時株主総会において特別決議されたものであります。

決議年月日	平成26年6月24日
付与対象者の区分及び人数(名)	当社取締役 3 当社従業員 14 当社子会社従業員 3
新株予約権の目的となる株式の種類	「(2)新株予約権等の状況」に記載しております。
株式の数(株)	同上
新株予約権の行使時の払込金額(円)	同上
新株予約権の行使期間	同上
新株予約権の行使の条件	同上
新株予約権の譲渡に関する事項	同上
代用払込みに関する事項	同上
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	同上

(注) 付与対象者の退職等による権利の喪失により、平成28年6月22日現在の付与対象者の区分及び人数は、取締役2名、元取締役1名、従業員9名の合計12名となっております。

(平成27年6月22日定時株主総会決議)

会社法に基づき、平成27年6月22日時点で在籍する当社の取締役及び従業員並びに当社子会社の従業員に対して特に有利な条件をもって新株予約権を発行することを、平成27年6月22日の定時株主総会において特別決議されたものであります。

決議年月日	平成27年6月22日
付与対象者の区分及び人数(名)	当社取締役 1 当社従業員 15
新株予約権の目的となる株式の種類	「(2)新株予約権等の状況」に記載しております。
株式の数(株)	同上
新株予約権の行使時の払込金額(円)	同上
新株予約権の行使期間	同上
新株予約権の行使の条件	同上
新株予約権の譲渡に関する事項	同上
代用払込みに関する事項	同上
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	同上

(注) 付与対象者の退職等による権利の喪失により、平成28年6月22日現在の付与対象者の区分及び人数は、元取締役1名、従業員12名の合計13名となっております。

2 【自己株式の取得等の状況】

【株式の種類等】 普通株式

- (1) 【株主総会決議による取得の状況】
該当事項はありません。
- (2) 【取締役会決議による取得の状況】
該当事項はありません。
- (3) 【株主総会決議又は取締役会決議に基づかないものの内容】
該当事項はありません。
- (4) 【取得自己株式の処理状況及び保有状況】

区分	当事業年度		当期間	
	株式数 (株)	処分価額の総額 (円)	株式数 (株)	処分価額の総額 (円)
引き受ける者の募集を行った取得自己株式	—	—	—	—
消却の処分を行った取得自己株式	—	—	—	—
合併、株式交換、株式分割に係る移転を行った取得自己株式	—	—	—	—
その他 (—)	—	—	—	—
保有自己株式数	24,448	—	24,448	—

(注) 当期間における保有自己株式数には、平成28年6月1日からこの有価証券報告書提出日までの単元未満株式の買取及び売渡による株式は含まれておりません。

3 【配当政策】

当社は、利益配分につきましては、株主の皆様に対する利益還元を経営上の重要な課題のひとつと認識しており、経営成績及び財政状態を勘案しながら長期的な視点にたった安定的な配当を継続することを基本方針としております。

当社は、中間配当と期末配当の年2回の剰余金の配当を行うことを基本方針としており、これらの配当の決定機関は、期末配当については定時株主総会、中間配当については取締役会であります。

上記の方針のもと、当事業年度の期末配当は、足元の状況及び経営環境並びに配当金額の規模等を総合的に勘案した結果、誠に遺憾ながら無配とすることを決定いたしました。

収益の回復状況を踏まえて今後の配当について検討して参りたいと考えております。

内部留保につきましては、今後予想される経営環境の変化に対応すべく、技術優位性及びコスト競争力を高め、市場ニーズに応える技術及びサービス開発体制や企画営業体制を強化するための人材採用やMSD Bやサービスエンジンの開発など、将来の事業拡大への投資に有効に活用して参りたいと考えております。

当社は会社法第454条第5項の規定に基づき、中間配当を行うことができる旨を定款に定めております。

4 【株価の推移】

(1) 〔最近5年間の事業年度別最高・最低株価〕

回次	第12期	第13期	第14期	第15期	第16期
決算年月	平成24年3月	平成25年3月	平成26年3月	平成27年3月	平成28年3月
最高(円)	1,820	1,389	4,570	1,778	990
最低(円)	1,062	703	764	877	509

(注) 最高・最低株価は、東京証券取引所マザーズにおけるものであります。

(2) 〔最近6月間の月別最高・最低株価〕

月別	平成27年10月	平成27年11月	平成27年12月	平成28年1月	平成28年2月	平成28年3月
最高(円)	637	650	649	655	650	615
最低(円)	584	583	580	575	509	530

(注) 最高・最低株価は、東京証券取引所マザーズにおけるものであります。

5 【役員の状況】

男性 7名 女性 1名 (役員のうち女性の比率-%)

役名	職名	氏名	生年月日	略歴	任期	所有株式数(株)
代表取締役		浦部 浩司	昭和43年5月18日生	平成4年4月 日本合同ファイナンス(株)(現(株)ジャフコ)入社 平成11年10月 (株)ビジュアルコミュニケーション入社 執行役員就任 平成12年6月 当社設立、代表取締役就任 (現任)	(注3)	761,000
取締役		石川 鉄男	昭和40年1月9日生	平成7年4月 (株)スマイルカンパニー入社 取締役就任 平成19年6月 (株)T. C. FACTORY取締役就任 平成25年7月 当社技術開発部フェロー 平成27年11月 当社R&Dセクターリーダー就任 平成28年4月 当社テクノロジー本部本部長兼R&Dマーケティンググループリーダー就任 (現任) 平成28年6月 当社取締役就任 (現任)	(注3)	-
取締役		鵜飼 幸弘 (注1)	昭和34年2月19日生	昭和56年4月 シャープ(株)入社 平成元年2月 (株)リコー入社 平成2年9月 (株)メガチップス入社 平成10年6月 同社取締役就任 平成12年6月 当社取締役就任 (現任) 平成13年2月 (株)メガチップス常務取締役就任 平成20年1月 同社代表取締役副社長就任 平成20年6月 同社代表取締役社長就任 平成23年7月 (株)テクノロジーハブ代表取締役社長就任(現任)	(注3)	15,000
取締役		佐藤 明 (注1)	昭和40年3月17日生	昭和62年4月 野村証券(株)入社 平成13年5月 (株)バリュークリエイイト代表取締役 (現任) 平成17年12月 富士製薬工業(株)監査役 (現任) 平成24年11月 当社取締役就任 (現任)	(注3)	-
常勤監査役		山本 実 (注2)	昭和23年9月16日生	昭和46年4月 (株)埼玉銀行 (現(株)埼玉りそな銀行) 入行 平成8年4月 (株)ランシステム出向 平成12年9月 (株)ランシステム専務取締役就任 平成20年5月 (株)ランシステム代表取締役社長就任 平成21年11月 (株)オフィス・シューエイ監査役就任 平成22年11月 ピーエムアール(株)監査役就任 平成23年7月 ピーエムアール(株) (現スマイキー(株)) 取締役就任 平成24年6月 スマイキー(株)取締役辞任 平成24年6月 当社監査役就任 (現任)	(注4)	-
監査役		大塚 一郎 (注2)	昭和28年4月20日生	昭和56年4月 弁護士登録、竹内澄夫法律事務所 昭和63年1月 ニューヨーク州弁護士登録 昭和63年9月 キル・パトリック・アンド・コーディ法律事務所入所 平成2年9月 アレン・アンド・オーヴェリー法律事務所入所 平成4年10月 ブレークモア法律事務所入所 平成11年12月 メリルリンチ日本証券(株)監査役就任 (現任) 平成14年6月 リシュモンジャパン(株)監査役就任 (現任) 平成14年10月 東京六本木法律事務所 (現東京六本木法律特許事務所) 設立、パートナー就任 (現任) 平成20年1月 当社監査役就任 (現任)	(注4)	-

役名	職名	氏名	生年月日	略歴	任期	所有株式数(株)
監査役		今西 浩之 (注2)	昭和41年9月22日生	平成3年10月 太田昭和監査法人(現新日本有限責任監査法人)入所 平成10年7月 公認会計士今西浩之事務所所長(現任) 平成13年10月 ㈱ランシステム取締役就任 平成15年3月 イマニシ税理士法人 社員(現任) 平成17年3月 ㈱朝日ネット監査役就任(現任) 平成17年6月 ㈱バイオラックス監査役就任(現任) 平成20年6月 当社監査役就任(現任)	(注4)	—
					計	776,000

- (注) 1. 取締役鶴飼幸弘氏、取締役佐藤明氏は、社外取締役であります。
2. 監査役山本実氏、大塚一郎氏及び今西浩之氏は、社外監査役であります。
3. 平成28年6月22日選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結のときまでであります。
4. 平成28年6月22日選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結のときまでであります。

6 【コーポレート・ガバナンスの状況等】

(1) 【コーポレート・ガバナンスの状況】

①コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方

当社は、企業価値の継続的な向上のため、コーポレート・ガバナンス体制の強化を経営の最重要課題と考えております。その実現に向け、透明性が高く、かつ柔軟性に優れた組織及びシステムを構築し、株主並びに当社サービスのユーザーに対する責務を果たしていくという認識のもと、以下のとおりコーポレート・ガバナンスの強化に取り組んでおります。

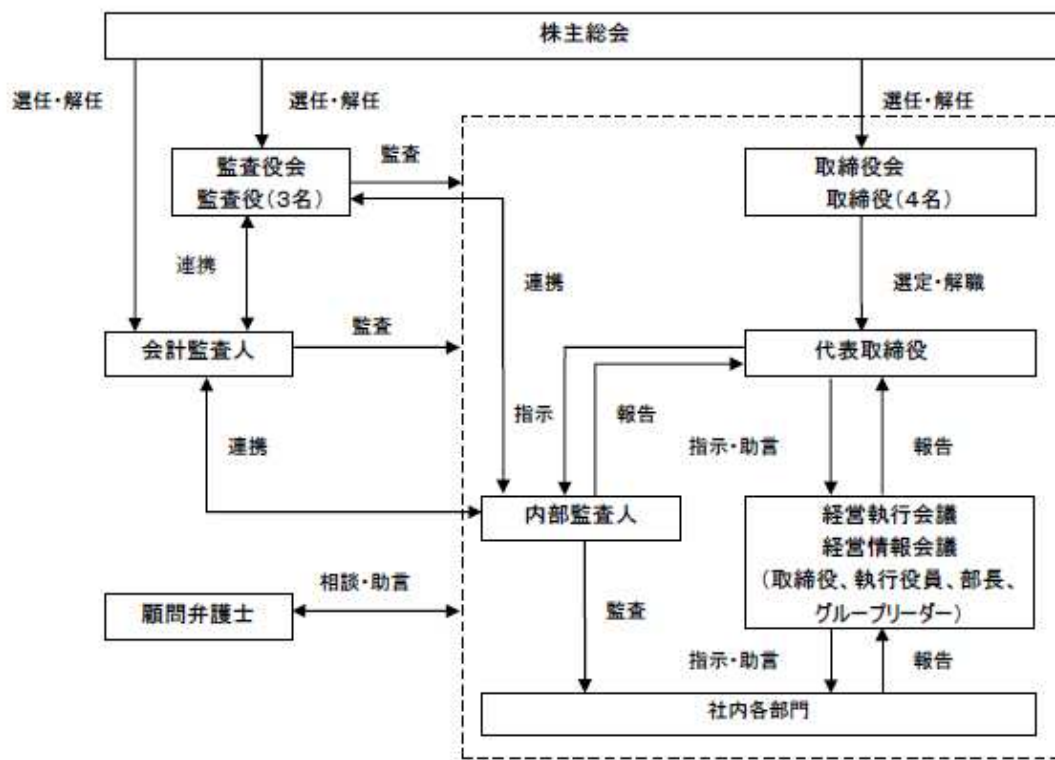
②コーポレート・ガバナンス体制の概要・当該体制を採用する理由

当社は、監査役会制度を採用しており、取締役会及び監査役会を設置しております。社外取締役（2名）及び社外監査役（3名）を選任し、上場企業としての企業経営や会計・税務・法務・内部統制等に知見をもって他の取締役の業務執行の監視や提言等を行うことで信頼性の高いガバナンス体制を構築しております。

現在のガバナンス体制は、当社の現在の規模、企業としての成長段階及び技術開発等のスピードを勘案して、他のガバナンス体制より意思決定のスピードや透明性等において最も効率が良く、最適な体制であると判断しております。

③会社の機関の内容及び内部統制システムの整備の状況等

当社のコーポレート・ガバナンスの状況を図示すると以下のとおりであります。



(i) 取締役会

当社の取締役会は、社外取締役2名を含めた4名の取締役で構成されており、取締役会規程に基づき、監査役出席の下、経営上の重要な意思決定を討議し決定及び取締役の業務執行の監督を行っております。当社では原則月1回の定例取締役会のほか、必要に応じて臨時取締役会を開催しており、取締役会においては権限に基づいた意思決定の他、業績の進捗状況等、その他の業務上の報告を行行情報の共有を図っております。また、会計監査人からの指導事項についての改善案も同会において検討し、業務改善に努めるよう関連部署の部門長に指示をしております。

(ii) 監査役会

監査役会の構成は、常勤社外監査役1名と2名の社外監査役であり、各監査役の経験と見識に基づいた客観的な視点から監査を行っております。具体的には、毎月1回の監査役会を開催するとともに、取締役会に出席、常勤監査役については取締役会の他、経営情報会議への出席や重要書類の閲覧等により、取締役の職務執行について監査しております。なお、社外監査役今西浩之は、財務及び会計に関する相当程度の知見を有する監査役であります。今西氏は、公認会計士及び税理士であり会計・税務の専門家として高い知見、経験を持ち、他の上場企業での監査役経験も豊富なことから、会計・税務及び開示面での監査機能強化に適任であると判断し、選任しております。

(iii) 経営執行会議

業務執行を効果的かつ迅速に行うため、執行役員4名が、各部門の状況報告や課題を共有し議論する、また、物品・サービスの購入や一部の規程類の制改定等権限に基づいた決裁を行う目的で、2週間に1度、経営執行会議を開催しております。

加えて、毎月の取締役会への付議事項の検討を行う機関としております。

(iv) 経営情報会議

全社方針の伝達、共有、月次決算結果の検討に対する各部門での問題点の検討、各グループ単位での業務運営状況報告及び情報交換等を行うため、取締役、執行役員、部長及びグループリーダーによって2週間に1度開催されております。本書提出日現在の構成人数は、取締役2名、執行役員3名（取締役兼務者除く）、グループリーダー2名、監査役1名の計8名であります。

(v) 内部監査及び監査役監査

当社では内部統制の有効性及び実際の業務の執行状況については、内部監査人（2名）による監査・調査を定期的実施しております。具体的に、内部監査は、経営管理部以外の部長が担当し、監査実施結果の報告及び改善案の提出を代表取締役へ、内部監査実施の都度行うこととしております。被監査部門に対しては、改善事項を指示するとともに、改善の進捗状況を報告させた後、フォローアップ内部監査を実施することによりその実効性を確保しております。

監査役監査については、会計、法律及びリスクマネジメントに精通した公認会計士資格を有する者の他、弁護士資格を有する者を社外監査役として選任しており、経営監視機能が有効に機能する体制を構築しております。

また、監査役監査、会計監査人による監査及び内部監査が有機的に連携するよう、内部監査結果については、監査の都度、内部監査人が監査役会に報告し、適宜意見交換を行っております。加えて、月に1回の内部監査人と常勤監査役のミーティングを開催し、意見・情報交換を行っております。会計監査人との連携につきましては、会計監査人に報告を行うとともに、会計監査人の期中の監査結果報告会に出席しております。監査役会と会計監査人とは、期中の監査役等に報告を受ける他適宜意見交換を行っております。

なお、社外取締役・社外監査役と内部統制部門との連携につきましては、監査役会と内部監査人との定期的な意見・情報交換に加え、コーポレート本部が社外取締役及び社外監査役のサポートにあたっており、取締役会関係資料等を事前に配布するとともに、必要に応じて事前説明を行っております。その他、社外取締役、社外監査役から問合せ等があった場合には、コーポレート本部が迅速に対応する体制となっております。

(vi) 弁護士

当社は、顧問弁護士と顧問契約を締結しており、重要な契約、法的判断及びコンプライアンスに関する事項について相談し、助言ないし指導を受けております。

(vii) 会計監査人

当社は、新日本有限責任監査法人と監査契約を結び、監査を受けております。当事業年度における、業務を執行した公認会計士の氏名及び監査業務に係る補助者の構成については以下のとおりです。

業務を執行した公認会計士の氏名

指定有限責任社員 業務執行社員 松本 正一郎

指定有限責任社員 業務執行社員 板谷 秀穂

継続監査年数につきましては、両名とも7年以内であるため、記載を省略しております。

監査業務に係る補助者の構成

公認会計士3名、その他15名

(viii)内部統制システムの整備の状況

当社は、業務運営を適切かつ効率的に遂行するため、会社業務の意思決定や業務実施に関する各種社内規程を定め、職務権限、業務分掌等の明確化と適切な内部統制が機能する体制を整備しております。さらに、これらの内部統制が有効に機能していることを確認するために、内部監査人（内部監査担当及び他部門のリーダー）による内部監査を、内部監査計画書に従った定期監査他必要に応じて特命監査を実施しております。

④業務の適正を確保するための体制の運用状況

当社は上記の業務の適正を確保するための体制について、「内部統制システムの基本方針」に基づき、内部統制システムの運用上見出された問題点等の是正・改善状況ならびに、講じられた再発防止策への取り組み状況を取締役会へ報告することにより、適切な内部統制システムの構築・運用に努めております。

⑤リスク管理体制の整備の状況

当社では、取締役会、経営執行会議及びリスク管理委員会において、代表取締役をはじめ、取締役が情報の収集、共有を図ることにより、リスクの早期発見と未然防止に努めております。また、経営情報会議の結果を各部門長から各部門へ伝達し、問題解決に向けた指揮、命令を行うことで、リスク管理の有効性向上を図っております。コンプライアンスについては、コンプライアンス委員会を主管として推進しております。従業員への説明会実施や、ホットライン制度を通じ、周知・徹底を図っております。また、コンプライアンス体制の確立・強化のため顧問弁護士、顧問社会保険労務士、顧問税理士等社外の専門家へのアドバイスやチェックの依頼を行っております。加えて、情報に係るセキュリティ体制を強化するため、関連する規程の整備を行いプライバシーマークの取得を行っております。

⑥役員報酬の内容及び方針

当社は、平成28年3月期において、取締役及び監査役に対する役員報酬は次のとおりであります。

役員区分	報酬等の総額 (千円)	報酬等の種類別の総額（千円）		対象となる 役員の員数 (人)
		基本報酬	役員賞与引当金 繰入額	
取締役 (社外取締役を除く)	45,532	45,532	—	5
社外役員	21,115	21,115	—	5

(注) 平成19年6月25日開催の第7回定時株主総会決議に基づき、取締役の報酬額総額を年額300百万円以内、監査役の報酬額総額を年額50百万円以内と改定しております。

なお、当社の役員報酬の決定に際しては、会社の業績及び各取締役の貢献度等に基づき報酬金額を決定しております。

⑦社外取締役及び社外監査役の状況

イ. 社外取締役及び社外監査役の員数

当社の社外取締役は2名、社外監査役は3名であります。

ロ. 会社の社外取締役及び社外監査役の人的関係、資金的関係又は取引関係その他利害関係の概要

社外取締役鶴飼幸弘は、当社株式及び新株予約権を保有している他は、当社との人的関係、資金的関係又は取引関係その他利害関係はございません。本書提出日現在の保有数は以下のとおりです。

鶴飼 幸弘 株式 15,000株

社外取締役佐藤明は、当社新株予約権を保有している他は、当社との人的関係、資金的関係又は取引関係その他利害関係はございません。本書提出日現在の保有数は以下のとおりです。

佐藤 明 70個 (7,000株)

社外監査役山本実及び大塚一郎並びに今西浩之は、当社新株予約権を保有している他は、当社との人的関係、資金的関係又は取引関係その他利害関係はございません。本書提出日現在の保有数は以下のとおりです。

山本 実 50個 (5,000株)

大塚 一郎 5個 (5,000株)

今西 浩之 5個 (5,000株)

ハ. 社外取締役又は社外監査役が提出会社の企業統治において果たす機能及び役割

社外取締役には、それぞれ上場企業経営者、証券アナリストとしての豊富な経験・知識に基づいた助言や監視を受け、経営意思決定に役立っています。

社外監査役は、企業経営、会計、法務等に関する豊富な知識・経験に基づいた発言を取締役会、監査役会等で行なっており、その立場から適正な監査を実施しております。

- ニ、社外取締役又は社外監査役を選任するための提出会社からの独立性に関する基準又は方針の内容
当社は、社外取締役及び社外監査役を選任するための独立性の基準として、東京証券取引所の定める独立役員
の要件を満たすことを選任の要件としております。
- ホ、社外取締役及び社外監査役の選任状況に関する提出会社の考え方
社外取締役鶴飼幸弘は、上場企業運営における経験が当社にとって有益であるとの判断から選任して
おります。
社外取締役佐藤明は、証券アナリストとして数多くの企業分析に携われた豊富な経験及び企業運営にか
かる幅広い見識が当社にとって有益であるとの判断から選任してしております。
社外監査役山本実は、同氏の長年にわたる経営者としての豊富な経験や見識を活かし、経営全般に
対する監査と有効な助言をいただけるとの判断から選任してしております。
社外監査役大塚一郎は、弁護士としての法務面での高い専門的見地及び提言が的確であり、また、他
社での監査役経験も豊富なことから、コンプライアンス及びリスク管理面での監査役機能強化のため
に適任であると判断し、選任してしております。
社外監査役今西浩之は、会計・税務の専門家として高い知見、経験を持ち、他の上場企業での監査
役経験も豊富なことから、会計・税務及び開示面での監査機能強化に適任であると判断し、選任して
おります。
- ヘ、社外監査役による監査と内部監査、監査役監査及び会計監査との相互連携並びに内部統制部門との
関係
上記③会社の機関の内容及び内部統制システムの整備の状況等(v)内部監査及び監査役監査に記載
してあります。

⑧責任限定契約の内容の概要

当社と社外取締役である鶴飼幸弘及び佐藤明並びに社外監査役である大塚一郎及び今西浩之は、会社法第427条
第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結してあります。同契約に基づ
く損害賠償責任の限度額は、法令が規定する金額です。

なお、当該責任限定が認められるのは、当該社外取締役及び社外監査役が責任の原因となった職務の遂行につ
いて、善意でかつ重大な過失がないときに限られます。

⑨取締役の定数

当社の取締役の定数は7名以内とする旨を定款で定めてあります。

⑩取締役の選任の要件

当社は、取締役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席
し、その議決権の過半数をもって行う旨及び累積投票によらない旨を定款で定めてあります。

⑪自己株式に関する要件

当社は、自己の株式の取得について、経営環境の変化に対応した機動的な資本政策を図るため、会社法第165条
第2項の規定により、取締役会の決議によって自己の株式を取得することができる旨を定款で定めてあります。

⑫株式の保有状況

投資株式のうち保有目的が純投資目的以外の目的であるものの銘柄数及び貸借対照表計上額の合計額
1銘柄 10,000千円

⑬株主総会の特別議決要件の変更

当社は、会社法第309条第2項の定めによる決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以
上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって行う旨を定款で定めてあります。これは、株主総会
における特別議決要件を緩和することにより、円滑な株主総会の運営を図る目的であります。

⑭中間配当に関する事項

当社は、株主への機動的な利益還元を実施するため、会社法第454条第5項の規定に基づく中間配当を取締役会
の決議で行うことができる旨を定款で定めてあります。

(2) 【監査報酬の内容等】

① 【監査公認会計士等に対する報酬の内容】

前事業年度		当事業年度	
監査証明業務に基づく報酬 (千円)	非監査業務に基づく報酬 (千円)	監査証明業務に基づく報酬 (千円)	非監査業務に基づく報酬 (千円)
13,800	400	17,000	—

② 【その他重要な報酬の内容】

該当事項はありません。

③ 【監査公認会計士等の提出会社に対する非監査業務の内容】

前事業年度は、公認会計士法第2条第1項の業務以外の業務（非監査業務）の内容は、「監査人の異動に関する業務」であります。

当事業年度は、該当事項はありません。

④ 【監査報酬の決定方針】

当社の新日本有限責任監査法人に対する監査報酬の決定については、代表取締役が監査役会の同意を得て定める旨を定款に定めており、取締役会にて監査日数等を検討したうえで監査役会の同意を得て決定しております。

第5【経理の状況】

1. 財務諸表の作成方法について

当社の財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号）に基づいて作成しております。なお、前事業年度（平成26年4月1日から平成27年3月31日）は連結財務諸表を作成しており、キャッシュ・フロー計算書を作成していないため、キャッシュ・フロー計算書に係る比較情報は記載しておりません。

2. 監査証明について

当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、事業年度（平成27年4月1日から平成28年3月31日まで）の財務諸表について、新日本有限責任監査法人により監査を受けております。

3. 連結財務諸表について

当社は、平成27年10月1日付で連結子会社である株式会社T. C. FACTORYを吸収合併したことにより、連結子会社が存在しなくなったため、当事業年度より連結財務諸表を作成しておりません。

4. 財務諸表等の適正性を確保するための特段の取組みについて

当社は、財務諸表等の適正性を確保するための特段の取組みを行っております。具体的には、会計基準等の内容を適切に把握し、又は会計基準等の変更等についての確に対応することができる体制を整備するため、公益財団法人財務会計基準機構へ加入しております。

1 【財務諸表等】
 (1) 【財務諸表】
 ① 【貸借対照表】

(単位：千円)

	前事業年度 (平成27年3月31日)	当事業年度 (平成28年3月31日)
資産の部		
流動資産		
現金及び預金	513,779	582,293
売掛金	290,590	291,842
仕掛品	157,772	43,028
前払費用	27,551	15,550
その他	22,054	810
貸倒引当金	△530	△150
流動資産合計	1,011,218	933,376
固定資産		
有形固定資産		
建物	31,934	16,866
減価償却累計額	△31,934	△1,755
建物(純額)	-	15,110
工具、器具及び備品	30,824	44,274
減価償却累計額	△30,002	△37,663
工具、器具及び備品(純額)	821	6,610
リース資産	5,580	3,564
減価償却累計額	△2,232	△643
リース資産(純額)	3,348	2,920
建設仮勘定	7,905	-
有形固定資産合計	12,075	24,642
無形固定資産		
ソフトウェア	431,641	258,648
ソフトウェア仮勘定	-	43,041
電話加入権	72	72
無形固定資産合計	431,714	301,762
投資その他の資産		
投資有価証券	10,000	10,000
関係会社株式	114,046	49,000
敷金及び保証金	175,936	81,738
その他	-	967
貸倒引当金	-	△967
投資その他の資産合計	299,982	140,738
固定資産合計	743,772	467,142
資産合計	1,754,991	1,400,518

(単位：千円)

	前事業年度 (平成27年3月31日)	当事業年度 (平成28年3月31日)
負債の部		
流動負債		
買掛金	136,327	88,976
短期借入金	100,000	100,000
1年内返済予定の長期借入金	149,964	137,455
リース債務	1,171	641
未払金	10,535	20,557
未払費用	17,930	37,505
未払法人税等	2,399	4,826
未払消費税等	17,398	34,922
預り金	4,930	6,988
賞与引当金	24,605	33,890
受注損失引当金	131,479	-
その他	348	230
流動負債合計	597,089	465,994
固定負債		
リース債務	2,636	2,619
長期借入金	212,545	75,090
退職給付引当金	37,491	35,336
固定負債合計	252,672	113,045
負債合計	849,762	579,039
純資産の部		
株主資本		
資本金	496,982	496,982
資本剰余金		
資本準備金	395,382	395,382
資本剰余金合計	395,382	395,382
利益剰余金		
利益準備金	4,295	4,295
その他利益剰余金		
繰越利益剰余金	21,744	△69,635
利益剰余金合計	26,039	△65,340
自己株式	△31,873	△31,873
株主資本合計	886,530	795,150
新株予約権	18,698	26,328
純資産合計	905,228	821,478
負債純資産合計	1,754,991	1,400,518

②【損益計算書】

(単位：千円)

	前事業年度 (自 平成26年4月1日 至 平成27年3月31日)	当事業年度 (自 平成27年4月1日 至 平成28年3月31日)
売上高	1,801,069	1,756,857
売上原価	1,647,346	1,330,370
売上総利益	153,722	426,486
販売費及び一般管理費	※1 575,258	※1,※2 489,338
営業損失(△)	△421,535	△62,851
営業外収益		
受取利息	0	6
受取配当金	-	597
為替差益	-	505
助成金収入	-	2,176
雑収入	241	253
営業外収益合計	241	3,538
営業外費用		
支払利息	3,875	8,435
為替差損	1,540	-
営業外費用合計	5,415	8,435
経常損失(△)	△426,709	△67,748
特別損失		
固定資産除却損	4,659	-
子会社株式評価損	49,522	-
減損損失	※3 18,301	※3 2,221
構造改革費	36,676	-
抱合せ株式消滅差損	-	※4 19,119
特別損失合計	109,159	21,341
税引前当期純損失(△)	△535,868	△89,090
法人税、住民税及び事業税	723	2,289
法人税等合計	723	2,289
当期純損失(△)	△536,592	△91,380

【売上原価明細書】

区分	注記 番号	前事業年度 (自 平成26年4月1日 至 平成27年3月31日)		当事業年度 (自 平成27年4月1日 至 平成28年3月31日)	
		金額 (千円)	構成比 (%)	金額 (千円)	構成比 (%)
I 労務費	※1	364,757	19.4	279,470	21.6
II 外注費		571,541	30.4	452,756	35.1
III 経費		945,619	50.2	558,630	43.3
当期総製造費用		1,881,918	100.0	1,290,856	100.0
期首仕掛品たな卸高		31,479		157,772	
合併による仕掛品受入高		—	8,578		
合計		1,913,397		1,457,207	
期末仕掛品たな卸高	※2	157,772		43,028	
他勘定振替高		108,324		83,807	
当期売上原価		1,647,300		1,330,370	

(注)

区分	前事業年度 (自 平成26年4月1日 至 平成27年3月31日)		当事業年度 (自 平成27年4月1日 至 平成28年3月31日)	
	金額 (千円)		金額 (千円)	
※1 経費の主な内訳				
ライセンス使用料	145,302		89,604	
減価償却費	235,296		197,371	
コンテンツ制作費	17,718		18,231	
支払手数料	376,709		328,090	
地代家賃	62,218		32,271	
通信費	10,836		8,408	
旅費交通費	15,830		10,144	
※2 他勘定振替高の内訳				
ソフトウェア仮勘定	63,515		61,715	
研究開発費	44,809		22,092	

(原価計算の方法)

原価計算の方法は、プロジェクト別の個別原価計算を採用しております。

③【株主資本等変動計算書】

前事業年度（自 平成26年4月1日 至 平成27年3月31日）

（単位：千円）

	株主資本							自己株式	株主資本合計
	資本金	資本剰余金		利益剰余金					
		資本準備金	資本剰余金 合計	利益準備金	その他利益 剰余金	利益剰余金 合計			
					繰越利益剰 余金				
当期首残高	490,847	390,447	390,447	4,295	573,664	577,959	△52,341	1,406,911	
当期変動額									
新株の発行	6,135	4,935	4,935					11,070	
剰余金の配当					△11,919	△11,919		△11,919	
当期純損失（△）					△536,592	△536,592		△536,592	
自己株式の取得							△13	△13	
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）					△3,408	△3,408	20,481	17,073	
当期変動額合計	6,135	4,935	4,935	-	△551,919	△551,919	20,468	△520,380	
当期末残高	496,982	395,382	395,382	4,295	21,744	26,039	△31,873	886,530	

	新株予約権	純資産合計
当期首残高	12,758	1,419,670
当期変動額		
新株の発行		11,070
剰余金の配当		△11,919
当期純損失（△）		△536,592
自己株式の取得		△13
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）	5,939	23,012
当期変動額合計	5,939	△514,441
当期末残高	18,698	905,228

当事業年度（自 平成27年4月1日 至 平成28年3月31日）

（単位：千円）

	株主資本							自己株式	株主資本合計
	資本金	資本剰余金		利益剰余金					
		資本準備金	資本剰余金 合計	利益準備金	その他利益 剰余金 繰越利益剰 余金	利益剰余金 合計			
当期首残高	496,982	395,382	395,382	4,295	21,744	26,039	△31,873	886,530	
当期変動額									
新株の発行								—	
剰余金の配当								—	
当期純損失（△）					△91,380	△91,380		△91,380	
自己株式の取得								—	
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）								—	
当期変動額合計	—	—	—	—	△91,380	△91,380	—	△91,380	
当期末残高	496,982	395,382	395,382	4,295	△69,635	△65,340	△31,873	795,150	

	新株予約権	純資産合計
当期首残高	18,698	905,228
当期変動額		
新株の発行		—
剰余金の配当		—
当期純損失（△）		△91,380
自己株式の取得		—
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）	7,630	7,630
当期変動額合計	7,630	△83,750
当期末残高	26,328	821,478

④【キャッシュ・フロー計算書】

(単位：千円)

	当事業年度 (自 平成27年4月1日 至 平成28年3月31日)
営業活動によるキャッシュ・フロー	
税引前当期純損失 (△)	△89,090
減価償却費	202,420
減損損失	2,221
株式報酬費用	7,630
貸倒引当金の増減額 (△は減少)	△380
賞与引当金の増減額 (△は減少)	9,285
退職給付引当金の増減額 (△は減少)	△2,155
受注損失引当金の増減額 (△は減少)	△131,479
受取利息及び受取配当金	△603
支払利息	8,435
抱合せ株式消滅差損益 (△は益)	19,119
売上債権の増減額 (△は増加)	6,190
たな卸資産の増減額 (△は増加)	123,322
仕入債務の増減額 (△は減少)	△52,383
未払金の増減額 (△は減少)	△159
未払消費税等の増減額 (△は減少)	16,816
その他	41,656
小計	160,848
利息及び配当金の受取額	480
利息の支払額	△8,435
法人税等の支払額	△765
営業活動によるキャッシュ・フロー	152,128
投資活動によるキャッシュ・フロー	
有形固定資産の取得による支出	△13,350
無形固定資産の取得による支出	△62,505
敷金及び保証金の回収による収入	95,050
敷金及び保証金の差入による支出	△21
投資活動によるキャッシュ・フロー	19,173
財務活動によるキャッシュ・フロー	
長期借入金の返済による支出	△152,381
配当金の支払額	△25
ファイナンス・リース債務の返済による支出	△670
財務活動によるキャッシュ・フロー	△153,076
現金及び現金同等物の増減額 (△は減少)	18,224
現金及び現金同等物の期首残高	513,779
連結子会社の合併による現金及び現金同等物の増減額 (△は減少)	※2 50,289
現金及び現金同等物の期末残高	※1 582,293

【注記事項】

(重要な会計方針)

1. 有価証券の評価基準及び評価方法

(1) 関連会社株式

移動平均法による原価法を採用しております。

(2) その他有価証券(市場価格のないもの)

移動平均法による原価法を採用しております。

2. たな卸資産の評価基準及び評価方法

仕掛品

個別法による原価法(収益性の低下に基づく簿価切下げの方法)を採用しております。

3. 固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産(リース資産を除く)

定率法を採用しております。

ただし、平成10年4月1日以降に取得した建物(建物附属設備を除く)については定額法によっております。

なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物 10～22年

工具、器具及び備品 3～8年

(2) 無形固定資産(リース資産を除く)

定額法を採用しております。

なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間(取得時に費用化もしくは2年～5年)に基づいております。

(3) リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。

4. 引当金の計上基準

(1) 貸倒引当金

債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

(2) 賞与引当金

従業員の賞与の支給に備えるため、当事業年度に負担すべき支給見込額を計上しております。

(3) 役員賞与引当金

役員の賞与の支給に備えるため、当事業年度に負担すべき支給見込額を計上しております。

(4) 退職給付引当金

退職給付引当金及び退職給付費用の計算に、退職給付に係る期末自己都合要支給額を退職給付債務とする方法を用いた簡便法を適用しております。

(5) 受注損失引当金

受注契約に係る将来の損失に備えるため、当事業年度末における受注案件のうち、損失の発生が見込まれ、かつ、その金額を合理的に見積ることができるものについて、その損失見込額を受注損失引当金に計上しております。

5. 売上の計上基準

コンテンツビジネスにおいては、当社サーバーにて把握した会員数の異動状況等に基づき売上計上し、後日通信事業者からの支払通知書の到着時点で当社計上額との差額につき売上調整しております。

メディアビジネスにおいては、主にアプリケーション開発に係るプロジェクトの収益の計上基準について、当事業年度末までの進捗部分についての成果の確実性が認められるプロジェクトについては工事進行基準(工事の進捗率の見積りは原価比例法)を、その他のプロジェクトについては工事完成基準に基づき計上しております。

6. キャッシュ・フロー計算書における資金の範囲

手許現金、随時引き出し可能な預金及び容易に換金可能であり、かつ、価値の変動について僅少なりリスクか負わない取得日から3ヶ月以内に償還期限の到来する短期投資からなっております。

7. その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項

消費税等の会計処理

消費税及び地方消費税の会計処理は税抜方式によっております。

(会計方針の変更)

(企業結合に関する会計基準等の適用)

「企業結合に関する会計基準」(企業会計基準第21号 平成25年9月13日。以下「企業結合会計基準」という。)及び「事業分離等に関する会計基準」(企業会計基準第7号 平成25年9月13日。以下「事業分離等会計基準」という。)等を当事業年度から適用し、取得関連費用を発生した事業年度の費用として計上する方法に変更しております。また、当事業年度の期首以後実施される企業結合については、暫定的な会計処理の確定による取得原価の配分額の見直しを企業結合日の属する事業年度の財務諸表に反映させる方法に変更しております。

企業結合会計基準等の適用については、企業結合会計基準第58-2項(4)及び事業分離等会計基準第57-4項(4)に定める経過的な取扱いに従っており、当事業年度の期首時点から将来にわたって適用しております。

これによる財務諸表に与える影響はありません。

(未適用の会計基準等)

「繰延税金資産の回収可能性に関する適用指針」(企業会計基準適用指針第26号 平成28年3月28日)

(1) 概要

「繰延税金資産の回収可能性に関する適用指針」は、日本公認会計士協会における税効果会計に関する会計上の実務指針及び監査上の実務指針(会計処理に関する部分)を企業会計基準委員会に移管するに際して、企業会計基準委員会が、当該実務指針のうち主に日本公認会計士協会監査委員会報告第66号「繰延税金資産の回収可能性の判断に関する監査上の取扱い」において定められている繰延税金資産の回収可能性に関する指針について、企業を5つに分類し、当該分類に応じて繰延税金資産の計上額を見積るという取扱いの枠組みを基本的に踏襲した上で、分類の要件及び繰延税金資産の計上額の取扱いの一部について必要な見直しを行ったもので、繰延税金資産の回収可能性について、「税効果会計に係る会計基準」(企業会計審議会)を適用する際の指針を定めたものであります。

(2) 適用予定日

平成28年4月1日以後開始する事業年度の期首から適用します。

(3) 当該会計基準等の適用による影響

「繰延税金資産の回収可能性に関する適用指針」の適用による財務諸表に与える影響額については、現時点で評価中であります。

(表示方法の変更)

(貸借対照表関係)

前事業年度において「建物附属設備」と表示しておりました本社の建物附属設備は、本社移転により「建物」を新たに取得したことに伴い、当事業年度より「建物」に含めて表示しております。この表示方法の変更を反映させるため、前事業年度の財務諸表の組替えを行っております。

この結果、前事業年度の貸借対照表において「建物附属設備」に表示していた31,934千円は、「建物」31,934千円として組替えております。

(損益計算書関係)

※1 販売費に属する費用のおおよその割合は前事業年度8%、当事業年度8%、一般管理費に属する費用のおおよその割合は前事業年度92%、当事業年度92%であります。

販売費及び一般管理費のうち主要な費目及び金額は次のとおりであります。

	前事業年度 (自 平成26年4月1日 至 平成27年3月31日)	当事業年度 (自 平成27年4月1日 至 平成28年3月31日)
役員報酬	67,939千円	62,717千円
賃金給料及び諸手当	167,916	141,435
法定福利費	31,855	26,013
支払手数料	90,192	80,039
回収代行手数料	11,808	8,076
広告宣伝費	23,706	21,840
賞与引当金繰入額	4,739	14,672
退職給付費用	7,073	5,011
貸倒引当金繰入額	52	△111
減価償却費	5,714	5,048
地代家賃	55,170	30,995

※2 一般管理費に含まれる研究開発費の総額

	当事業年度 (自 平成27年4月1日 至 平成28年3月31日)
	29,097千円

※3 減損損失

前事業年度において、当社は、以下の資産グループについて減損損失を計上しております。

(1) 減損損失を認識した資産

場所	用途	種類	減損損失(千円)
東京都渋谷区	事業用資産	ソフト仮勘定	18,301

(2) グルーピングの方法及び減損損失を認識するに至った経緯

当社は管理会計上の区分及び投資の意思決定を基礎として継続的に収支の把握がなされている単位でグルーピングを実施しております。

当事業年度において上記事業用資産の一部に減損の兆候が把握されたことから、回収可能性を慎重に検証した結果、将来キャッシュ・フローの見積もり総額が当該資産グループの帳簿価額を下回ることとなったため、帳簿価額を回収可能額まで減額し、当該減少額を減損損失として特別損失に計上しております。

また、回収可能額は使用価値により測定しており、将来キャッシュ・フローが見込まれないためゼロとして評価しております。

当事業年度において、当社は、以下の資産グループについて減損損失を計上しております。

(1) 減損損失を認識した資産

場所	用途	種類	減損損失(千円)
東京都渋谷区	事業用資産	ソフトウェア	2,221

(2) グルーピングの方法及び減損損失を認識するに至った経緯

当社は管理会計上の区分及び投資の意思決定を基礎として継続的に収支の把握がなされている単位でグルーピングを実施しております。

当事業年度において上記事業用資産の一部に減損の兆候が把握されたことから、回収可能性を慎重に検証した結果、将来キャッシュ・フローの見積もり総額が当該資産グループの帳簿価額を下回ることとなったため、帳簿価額を回収可能額まで減額し、当該減少額を減損損失として特別損失に計上しております。

また、回収可能額は使用価値により測定しており、将来キャッシュ・フローが見込まれないためゼロとして評価しております。

※4 抱合せ株式消滅差損

抱合せ株式消滅差損19,119千円は、平成27年10月1日をもって当社の連結子会社であった株式会社T. C. FACTORYを吸収合併したことに伴い、特別損失として計上したものです。

(株主資本等変動計算書関係)

前事業年度は連結財務諸表を作成しているため、記載しておりません。

当事業年度(自平成27年4月1日至平成28年3月31日)

1. 発行済株式の種類及び総数並びに自己株式の種類及び株式数に関する事項

	当事業年度期首株式数(株)	当事業年度増加株式数(株)	当事業年度減少株式数(株)	当事業年度末株式数(株)
発行済株式				
普通株式	2,458,000	—	—	2,458,000
合計	2,458,000	—	—	2,458,000
自己株式				
普通株式	24,448	—	—	24,448
合計	24,448	—	—	24,448

2. 新株予約権及び自己新株予約権に関する事項

区分	新株予約権の内訳	新株予約権の目的となる株式の種類	新株予約権の目的となる株式の数(株)				当事業年度末残高(千円)
			当事業年度期首	当事業年度増加	当事業年度減少	当事業年度末	
提出会社	ストック・オプションとしての新株予約権	—	—	—	—	—	26,328
	合計	—	—	—	—	—	26,328

3. 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

該当事項はありません。

(2) 基準日が当事業年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌事業年度となるもの

該当事項はありません。

(キャッシュ・フロー計算書関係)

※1 現金及び現金同等物の期末残高と貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係

	当事業年度 (自 平成27年4月1日 至 平成28年3月31日)
現金及び預金勘定	582,293千円
現金及び現金同等物	582,293

(注) 前事業年度は連結財務諸表を作成しているため、記載しておりません。

※2 当事業年度に合併した株式会社T. C. FACTORYより引き継いだ資産及び負債の主な内訳は次のとおりであります。また、合併により増加した資本金及び資本準備金はありません。

流動資産	66,526千円
固定資産	2,513
資産合計	69,040
流動負債	26,376
固定負債	2,171
負債合計	28,547

(リース取引関係)

リース資産総額の重要性が乏しいため注記を省略しております。

(金融商品関係)

1. 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当社は、資金運用調達計画に照らして、必要な資金を金融機関からの借入により調達しております。また、デリバティブ取引は行っておりません。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク

営業債権である売掛金は、顧客の信用リスクに晒されております。

営業債務である買掛金はそのほとんどが1ヶ月以内の支払期日となっております。

借入金のうち変動金利の借入金は、金利の変動リスクに晒されております。

(3) 金融商品に係るリスク管理体制

①信用リスク（取引先の契約不履行に係るリスク）の管理

当社は、与信管理規定に従い、役職者が日常的、定期的な取引先の情報の把握に努め、取引相手ごとの期日及び残高管理を行うとともに、各部と連携し、財務状況等の悪化等による回収懸念の早期把握や軽減を図っております。

②資金調達に係る流動性リスク（支払期日に支払を実行できなくなるリスク）の管理

当社は各部からの報告に基づき経営管理部が適時に資金繰計画を作成・更新するとともに、手許流動性の維持等により流動性リスクを管理しております。

2. 金融商品の時価等に関する事項

貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは含まれておりません。

前事業年度は、連結財務諸表を作成しているため、記載しておりません。

当事業年度（平成28年3月31日）

	貸借対照表計上額 (千円)	時価 (千円)	差額 (千円)
(1) 現金及び預金	582,293	582,293	—
(2) 売掛金	291,842	291,842	—
(3) 敷金及び保証金	81,738	81,835	97
資産計	955,874	955,971	97
(1) 買掛金	88,976	88,976	—
(2) 未払金	20,557	20,557	—
(3) 未払法人税等	4,826	4,826	—
(4) 短期借入金	100,000	100,000	—
(5) 長期借入金	212,545	211,227	△1,317
負債計	426,905	425,588	△1,317

※1年内返済予定の長期借入金は、長期借入金に含めております。

(注) 1. 金融商品の時価の算定方法に関する事項

資産

(1) 現金及び預金 (2) 売掛金

これらは短期間で決済されるものであるため、時価は帳簿価額とほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(3) 敷金及び保証金

この時価は、貸借期間の将来キャッシュ・フローをリスクフリーレートで割り引いた現在価値により算定しております。

負債

(1) 買掛金 (2) 未払金 (3) 未払法人税等 (4) 短期借入金

これらは短期間で決済されるものであるため、時価は帳簿価額とほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(5) 長期借入金

長期借入金の時価については、元利金の合計額を同様の新規借入を行った場合に想定される利率で割り引いて算定する方法によっております。

2. 時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品

(単位：千円)

区分	当事業年度 (平成28年3月31日)
非上場株式	10,000
関係会社株式	49,000

これらについては、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから金融商品の時価等には含めておりません。

3. 満期のある金銭債権については、全て1年以内に償還されるものとなっております。

4. 長期借入金の決算日後の返済予定額

当事業年度 (平成28年3月31日)

	1年以内 (千円)	1年超 2年以内 (千円)	2年超 3年以内 (千円)	3年超 4年以内 (千円)	4年超 5年以内 (千円)	5年超 (千円)
長期借入金	137,455	75,090	—	—	—	—

(有価証券関係)

前事業年度は連結財務諸表を作成していましたが、当事業年度は個別財務諸表のみを作成しております。したがって、「2. その他有価証券」は、前事業年度の記載はしていません。

前事業年度

1. 子会社株式及び関連会社株式

子会社株式及び関連会社株式 (貸借対照表計上額 子会社株式 65,046千円、関連会社株式 49,000千円) については、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから、記載していません。

当事業年度

1. 子会社株式及び関連会社株式

子会社株式及び関連会社株式 (貸借対照表計上額 関連会社株式 49,000千円) については、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから、記載していません。

2. その他有価証券

非上場株式 (貸借対照表計上額 投資有価証券 10,000千円) については、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから、記載していません。

(デリバティブ取引関係)

当社はデリバティブ取引を全く行っておりませんので、該当事項はありません。

(退職給付関係)

前事業年度は連結財務諸表を作成しているため、記載していません。

1. 採用している退職給付制度の概要

当社は、退職金支給規定に基づく退職一時金制度を採用しており、簡便法により退職給付引当金及び退職給付費用を計算しております。

2. 確定給付制度

(1) 簡便法を適用した制度の、退職給付引当金の期首残高と期末残高の調整表

	当事業年度 (自 平成27年4月1日 至 平成28年3月31日)
退職給付引当金の期首残高	37,491 千円
退職給付費用	11,427
退職給付の支払額	△13,582
退職給付引当金の期末残高	35,336

(2) 退職給付債務及び年金資産の期末残高と貸借対照表に計上された退職給付引当金の調整表

	当事業年度 (自 平成27年4月1日 至 平成28年3月31日)
非積立型制度の退職給付債務	35,336 千円
貸借対照表に計上された負債と資産の純額	35,336
退職給付引当金	35,336
貸借対照表に計上された負債と資産の純額	35,336

(3) 退職給付費用

簡便法で計算した退職給付費用 当事業年度 11,427千円

(ストック・オプション等関係)

1. スtock・オプションに係る費用計上額及び科目名

(単位：千円)

	当事業年度 (自 平成27年4月1日 至 平成28年3月31日)
販売費及び一般管理費の株式報酬費用	7,630

2. ストック・オプションの内容、規模及びその変動状況

(1) ストック・オプションの内容

	第3回 新株予約権	第4回 新株予約権	第5回 新株予約権	第6回 新株予約権	第7回 新株予約権	第8回 新株予約権
付与対象者の区分及び人数	当社取締役2名、 監査役1名、 従業員14名	当社取締役1名、 監査役1名、 従業員16名	当社監査役1名、 従業員24名	当社従業員19名	当社従業員20名	当社従業員29名
株式の種類及び付与数 (注)	普通株式 103,000株	普通株式 76,000株	普通株式 33,000株	普通株式 8,000株	普通株式 2,600株	普通株式 10,000株
付与日	平成19年3月30日	平成20年3月31日	平成20年11月14日	平成21年6月30日	平成22年6月30日	平成23年6月30日
権利確定条件	権利行使時に当社又は当社子会社の取締役、監査役又は従業員いずれかの地位にあること、あるいは、当社と顧問契約を締結している場合。 株式公開日から1年間経過することを行使期間開始の条件とする。	権利行使時に当社又は当社子会社の取締役、監査役又は従業員いずれかの地位にあること、あるいは、当社と顧問契約を締結している場合。 株式公開日から1年間経過することを行使期間開始の条件とする。	権利行使時に当社又は当社子会社の取締役、監査役又は従業員いずれかの地位にあること、あるいは、当社と顧問契約を締結している場合。 株式公開日から1年間経過することを行使期間開始の条件とする。	権利行使時に当社又は当社子会社の取締役、監査役又は従業員いずれかの地位にあること、あるいは、当社と顧問契約を締結している場合。 発行日から2年間経過することを行使期間開始の条件とする。	権利行使時に当社の取締役、監査役又は従業員いずれかの地位にあること、あるいは、当社と顧問契約を締結している場合。 発行日から2年間経過することを行使期間開始の条件とする。	権利行使時に当社の取締役、監査役又は従業員いずれかの地位にあること、あるいは、当社と顧問契約を締結している場合。 発行日から2年間経過することを行使期間開始の条件とする。
対象勤務期間	—	—	—	自平成21年6月30日 至平成23年6月30日	自平成22年6月30日 至平成24年6月30日	自平成23年6月30日 至平成25年6月30日
権利行使期間	自平成21年4月1日 至平成29年2月21日	自平成22年4月1日 至平成30年3月31日	自平成22年11月15日 至平成30年10月31日	自平成23年7月1日 至平成31年5月28日	自平成24年7月1日 至平成32年5月13日	自平成25年7月1日 至平成33年4月26日

	第9回 新株予約権	第10回 新株予約権	第11回 新株予約権	第12回 新株予約権	第13回 新株予約権
付与対象者の区分及び人数	当社従業員12名	当社取締役2名 当社監査役1名 当社子会社取締役3名	当社従業員9名 当社子会社従業員7名	当社取締役3名 当社従業員14名 当社子会社従業員3名	当社取締役1名 当社従業員15名
株式の種類及び付与数 (注)	普通株式 1,300株	普通株式 50,000株	普通株式 1,600株	普通株式 36,500株	普通株式 29,200株
付与日	平成24年6月29日	平成24年11月30日	平成25年6月30日	平成26年7月2日	平成27年7月1日
権利確定条件	権利行使時に当社の取締役、監査役又は従業員いずれかの地位にあること、あるいは、当社と顧問契約を締結している場合。発行日から2年間経過することを行使期間開始の条件とする。	権利行使時に当社又は当社子会社の取締役、監査役又は従業員いずれかの地位にあること、あるいは、当社と顧問契約を締結している場合。発行日から2年間経過することを行使期間開始の条件とする。	権利行使時に当社又は当社子会社の取締役、監査役又は従業員いずれかの地位にあること、あるいは、当社と顧問契約を締結している場合。発行日から2年間経過することを行使期間開始の条件とする。	権利行使時に当社又は当社子会社の取締役、監査役又は従業員いずれかの地位にあること、あるいは、当社と顧問契約を締結している場合。発行日から2年間経過することを行使期間開始の条件とする。	権利行使時に当社又は当社子会社の取締役、監査役又は従業員いずれかの地位にあること、あるいは、当社と顧問契約を締結している場合。発行日から2年間経過することを行使期間開始の条件とする。
対象勤務期間	自 平成24年6月29日 至 平成26年6月29日	自 平成24年11月30日 至 平成26年11月30日	自 平成25年6月30日 至 平成27年6月30日	自 平成26年7月2日 至 平成28年7月2日	自 平成27年7月1日 至 平成29年7月1日
権利行使期間	自 平成26年7月1日 至 平成34年4月25日	自 平成26年12月1日 至 平成34年9月5日	自 平成27年7月1日 至 平成35年5月14日	自 平成28年7月3日 至 平成36年4月30日	自 平成29年7月2日 至 平成37年4月30日

(注) 株式数に換算して記載しております。

(2) ストック・オプションの規模及びその変動状況

当事業年度（平成28年3月期）において存在したストック・オプションを対象とし、ストック・オプションの数については、株式数に換算して記載しております。

① ストック・オプションの数

	第3回 新株予約権	第4回 新株予約権	第5回 新株予約権	第6回 新株予約権	第7回 新株予約権	第8回 新株予約権
権利確定前(株)						
前事業年度末	—	—	—	—	—	—
付与	—	—	—	—	—	—
失効	—	—	—	—	—	—
権利確定	—	—	—	—	—	—
未確定残	—	—	—	—	—	—
権利確定後(株)						
前事業年度末	3,000	8,000	16,000	1,800	1,000	6,600
権利確定	—	—	—	—	—	—
権利行使	—	—	—	—	—	—
失効	—	—	7,000	1,200	500	3,000
未行使残	3,000	8,000	9,000	600	500	3,600

	第9回 新株予約権	第10回 新株予約権	第11回 新株予約権	第12回 新株予約権	第13回 新株予約権
権利確定前(株)					
前事業年度末	—	—	1,300	36,200	—
付与	—	—	—	—	29,200
失効	—	—	200	7,400	100
権利確定	—	—	1,100	—	—
未確定残	—	—	—	28,800	29,100
権利確定後(株)					
前事業年度末	700	50,000	—	—	—
権利確定	—	—	1,100	—	—
権利行使	—	—	—	—	—
失効	—	—	200	—	—
未行使残	700	50,000	900	—	—

② 単価情報

	第3回 新株予約権	第4回 新株予約権	第5回 新株予約権	第6回 新株予約権	第7回 新株予約権	第8回 新株予約権
権利行使価格(円)	500	870	980	3,500	2,110	1,785
行使時平均株価 (円)	—	—	—	—	—	—
付与日における 公正な評価単価 (円)	—	—	—	1,696	885	673

	第9回 新株予約権	第10回 新株予約権	第11回 新株予約権	第12回 新株予約権	第13回 新株予約権
権利行使価格(円)	911	1,030	1,157	1,330	960
行使時平均株価 (円)	—	—	—	—	—
付与日における 公正な評価単価 (円)	293	357	357	521	355

3. ストック・オプションの公正な評価単価の見積方法

当事業年度（平成28年3月期）に付与された第13回新株予約権の公正な評価単価の見積方法は以下のとおりであります。

①使用した評価技法 ブラック・ショールズ式

②主な基礎数値及び見積方法

	第13回新株予約権
株価変動性（注） 1	42.8%
予想残存期間（注） 2	5.92年
予想配当（注） 3	0円/株
無リスク利率（注） 4	0.192%

（注） 1. 第13回新株予約権は75ヶ月（平成21年4月から平成27年6月まで）の株価実績に基づき算定しております。

2. 合理的な見積りにより、第13回新株予約権については5.92年間としております。

3. 平成27年3月期の配当実績額で算定しております。

4. 予想残存期間に対応する期間の国債利回りを用いて算定しております。

4. ストック・オプションの権利確定数の見積方法

基本的には、将来の失効数の合理的な見積りは困難であるため、実績の失効数のみ反映させる方法を採用しております。

(税効果会計関係)

1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

	前事業年度 (平成27年3月31日)	当事業年度 (平成28年3月31日)
繰延税金資産 (流動)		
賞与引当金	8,769千円	10,377千円
未払費用	3,286	11,138
未払事業税	314	827
未払事業所税	514	0
貸倒引当金	53	342
受注損失引当金	46,859	—
工事進行基準に係る申告調整額	14,154	—
その他	—	17
小計	73,952	22,703
評価性引当額	△51,250	△22,703
繰延税金資産 (流動) 合計	22,701	—
繰延税金負債 (流動)		
工事進行基準に係る申告調整額	△22,701	—
繰延税金負債 (流動) 合計	△22,701	—
繰延税金資産 (流動) の純額	—	—
繰延税金資産 (固定)		
減価償却超過額	80,878	76,225
減損損失	72,115	50,210
退職給付引当金	12,475	10,819
関係会社株式評価損	25,486	8,966
投資有価証券評価損	3,258	3,084
資産除去債務	641	306
一括償却資産超過額	453	258
繰越欠損金	193,647	355,921
その他	239	291
小計	389,196	506,085
評価性引当額	△389,196	△506,085
繰延税金資産 (固定) 合計	—	—
繰延税金資産合計	—	—

2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との差異の原因となった主な項目別の内訳
前事業年度及び当事業年度については、税引前当期純損失のため記載を省略しております。

3. 法人税率の変更等による繰延税金資産の金額の修正

「所得税法等の一部を改正する法律」(平成28年法律第15号)及び「地方税法等の一部を改正する等の法律」(平成28年法律第13号)が平成28年3月29日に国会で成立し、平成28年4月1日以後に開始する事業年度から法人税率等の引下げ等が行われることとなりました。

これに伴い、繰延税金資産の計算に使用する法定実効税率は、従来の32.3%から平成28年4月1日に開始する事業年度及び平成29年4月1日に開始する事業年度に解消が見込まれる一時差異については、30.9%に、平成30年4月1日に開始する事業年度以降に解消が見込まれる一時差異については、30.6%となります。

この税率変更による財務諸表への影響はありません。

(持分法損益等)

1. 関連会社に対する投資に関する事項

	当事業年度 (自 平成27年4月1日 至 平成28年3月31日)
関連会社に対する投資の金額	49,000千円
持分法を適用した場合の投資の金額	55,959
持分法を適用した場合の投資損失(△)の金額	△763

2. 開示対象特別目的会社に関する事項

当社は開示対象特別目的会社を有していません。

(企業結合等関係)

(共通支配下の取引等)

当社は、平成27年5月22日開催の取締役会において、当社の連結子会社である株式会社T. C. FACTORYを吸収合併することを決議し、平成27年10月1日付で吸収合併致しました。

1. 取引の概要

(1) 結合当事企業の名称及びその事業の内容

結合当事企業の名称：株式会社T. C. FACTORY（当社の連結子会社）

事業の内容：インターネットを活用したサービス、アプリケーション、データベースの開発・提供を行っております。

(2) 企業結合日

平成27年10月1日

(3) 企業結合の法的形式

当社を存続会社とする吸収合併方式で、株式会社T. C. FACTORYは、解散致しました。

(4) 結合後企業の名称

変更ありません。

(5) その他取引の概要に関する事項

人名データベースを保有しております株式会社T. C. FACTORYを当社に集約させることで、データベースサービスの品質向上及び企業提案の強化、新しいサービスの創出、また、より一層の経営資源の効率化等を推し進めることを目的としております。

2. 実施した会計処理の概要

「企業結合に関する会計基準」（企業会計基準第21号 平成25年9月13日）及び「企業結合会計基準及び事業分離等会計基準に関する適用指針」（企業会計基準適用指針第10号 平成25年9月13日）に基づき、共通支配下の取引として処理を行っております。

(セグメント情報等)

【セグメント情報】

当社は、携帯電話等向けのアプリケーション開発、データベースの構築及びそれらを組み合わせたサービスの開発と提供を行う単一セグメントであるため、記載を省略しております。

【関連情報】

前事業年度は連結財務諸表を作成していましたが、当事業年度は個別財務諸表のみを作成してありますが、前事業年度の記載はしていません。

当事業年度（自 平成27年4月1日 至 平成28年3月31日）

1. 製品及びサービスごとの情報

単一の製品・サービスの区分の外部顧客への売上高が損益計算書の売上高であるため、記載を省略しております。

2. 地域ごとの情報

(1) 売上高

本邦の外部顧客への売上高が損益計算書の売上高であるため、記載を省略しております。

(2) 有形固定資産

本邦に所在している有形固定資産の金額が貸借対照表の有形固定資産の金額であるため、記載を省略しております。

3. 主要な顧客ごとの情報

(単位：千円)

顧客の氏名又は名称	売上高
KDD I 株式会社	1,156,964

(注) 当社は単一セグメントとしているため、関連するセグメント名は記載を省略しております。

なお、売上高には、KDD I 株式会社の情報料回収代行サービスを利用して、一般ユーザーに有料情報サービスを提供するものが含まれております。

【報告セグメントごとの固定資産の減損損失に関する情報】

前事業年度は連結財務諸表を作成しておりますが、当事業年度は個別財務諸表のみを作成しております。したがって、前事業年度の記載はしていません。

当事業年度は、単一セグメントであるため、記載を省略しております。

【報告セグメントごとののれんの償却額及び未償却残高に関する情報】

該当事項はありません。

【報告セグメントごとの負ののれん発生益に関する情報】

該当事項はありません。

【関連当事者情報】

前事業年度は連結財務諸表を作成しておりますが、当事業年度は個別財務諸表の実を作成しております。したがって、前事業年度の記載はしていません。

また、当事業年度ですが、該当事項はありません。

(1株当たり情報)

	前事業年度 (自 平成26年4月1日 至 平成27年3月31日)	当事業年度 (自 平成27年4月1日 至 平成28年3月31日)
1株当たり純資産額	364.30円	326.74円
1株当たり当期純損失金額(△)	△222.04円	△37.55円

(注) 1. 潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額については、潜在株式は存在するものの、1株当たり当期純損失金額であるため記載していません。

2. 1株当たり純資産額の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

	前事業年度 (自 平成26年4月1日 至 平成27年3月31日)	当事業年度 (自 平成27年4月1日 至 平成28年3月31日)
純資産の部の合計額 (千円)	905,228	821,478
純資産の部の合計額から控除する金額 (千円)	18,698	26,328
(うち新株予約権 (千円))	(18,698)	(26,328)
普通株式に係る期末の純資産額 (千円)	886,530	795,150
1株当たり純資産額の算定に用いられた期末の 普通株式の数 (株)	2,433,552	2,433,552

3. 1株当たり当期純損失金額及び潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

	前事業年度 (自 平成26年4月1日 至 平成27年3月31日)	当事業年度 (自 平成27年4月1日 至 平成28年3月31日)
当期純損失金額 (△) (千円)	△536,592	△91,380
普通株主に帰属しない金額 (千円)	—	—
普通株式に係る当期純損失金額 (△) (千円)	△536,592	△91,380
普通株式の期中平均株式数 (株)	2,433,552	2,433,552
希薄化効果を有しないため潜在株式調整後1株 当たり当期純利益金額の算定に含めなかった潜 在株式の概要	—	

(重要な後発事象)

該当事項はありません。

⑤【附属明細表】

【有形固定資産等明細表】

資産の種類	当期首残高 (千円)	当期増加額 (千円)	当期減少額 (千円)	当期末残高 (千円)	当期末減価 償却累計額 又は償却累 計額(千円)	当期償却額 (千円)	差引当期 末残高 (千円)
有形固定資産							
建物	31,934	16,866	31,934	16,866	1,755	1,742	15,110
工具、器具及び備品	30,824	20,457	7,007	44,274	37,663	2,406	6,610
リース資産	5,580	3,564	5,580	3,564	643	643	2,920
建設仮勘定	7,905	—	7,905	—	—	—	—
有形固定資産計	76,244	40,887	52,427	64,704	40,062	4,791	24,642
無形固定資産							
ソフトウェア	958,811	26,953	204,111	781,653	523,005	199,946 (2,221)	258,648
ソフトウェア仮勘定	—	61,715	18,673	43,041	—	—	43,041
電話加入権	72	—	—	72	—	—	72
無形固定資産計	958,884	88,668	222,785	824,767	523,005	199,946 (2,221)	301,762

(注) 1. 「当期償却額」欄の () は内数で、当期の減損損失計上額であります。

また、減損損失累計額については「期末減価償却累計額又は償却累計額」欄に含めております。

2. 当期増加額の主なものは以下のとおりであります。

建物	新オフィス内装工事など	16,866千円
工具器具備品	連結子会社との合併による受入	20,457千円
ソフトウェア	自社利用ソフトウェア	26,953千円
ソフトウェア仮勘定	自社利用ソフトウェア	61,715千円

3. 当期減少額の主なものは以下のとおりであります。

建物	旧オフィス内装工事など	31,934千円
ソフトウェア	償却完了による減少	204,111千円
ソフトウェア仮勘定	ソフトウェア完成による減少	18,673千円

【借入金等明細表】

区分	当期首残高 (千円)	当期末残高 (千円)	平均利率 (%)	返済期限
短期借入金	100,000	100,000	1.475	—
1年以内に返済予定の長期借入金	149,964	137,455	1.367	—
長期借入金（1年以内に返済予定のものを除く。）	212,545	75,090	1.475	平成29年4月～ 平成29年12月
合計	462,509	312,545	—	—

(注) 1. 「平均利率」については、期末借入金残高に対する加重平均利率を記載しております。

2. 長期借入金（1年以内に返済予定のものを除く。）の決算日後5年間の返済予定額は以下のとおりであります。

	1年超2年以内 (千円)	2年超3年以内 (千円)	3年超4年以内 (千円)	4年超5年以内 (千円)
長期借入金	75,090	—	—	—

【引当金明細表】

区 分	当期首残高 (千円)	当期増加額 (千円)	当期減少額 (目的使用) (千円)	当期減少額 (その他) (千円)	当期末残高 (千円)
貸倒引当金	530	1,117	530	—	1,117
賞与引当金	24,605	33,890	24,605	—	33,890
受注損失引当金	131,479	1,911	133,390	—	—

【資産除去債務明細表】

当事業年度期首及び当事業年度末における資産除去債務の金額が当事業年度期首及び当事業年度末における負債及び純資産の合計額の100分の1以下であるため、資産除去債務明細表の作成を省略しております。

(2) 【主な資産及び負債の内容】

①流動資産

1) 現金及び預金

区分	金額 (千円)
現金	127
預金	
普通預金	581,297
別段預金	867
小計	582,165
合計	582,293

2) 売掛金

相手先別内訳

相手先	金額 (千円)
KDDI(株)	135,916
(株)レコチョク	67,181
(株)NTTドコモ	31,085
KKBOX Japan 合同会社	9,125
(株)KADOKAWA	7,098
その他	41,436
合計	291,842

売掛金の発生及び回収並びに滞留状況

当期首残高 (千円)	当期発生高 (千円)	当期回収高 (千円)	当期末残高 (千円)	回収率 (%)	滞留期間 (日)
(A)	(B)	(C)	(D)	$\frac{(C)}{(A) + (B)} \times 100$	$\frac{(A) + (D)}{2}$ $\frac{(B)}{366}$
290,590	2,000,786	1,999,533	291,842	87.2	53.2

(注) 上記金額には消費税等を含めております。

3) 仕掛品

品目	金額 (千円)
ソフトウェア及びアプリケーション	43,028
合計	43,028

②固定資産

1) 敷金及び保証金

相手先	金額 (千円)
本社	80,614
その他	1,123
合計	81,738

③流動負債

1) 買掛金

相手先	金額 (千円)
KDDI(株)	20,187
Amazon Web Services, Inc	8,100
メルコ・パワー・システムズ(株)	7,091
(株)デジタルハーツ	5,481
カドルウェア(株)	4,320
その他	43,795
合計	88,976

2) 短期借入金

相手先	金額 (千円)
(株)三菱東京UFJ銀行	100,000
合計	100,000

④固定負債

1) 長期借入金

相手先	金額 (千円)
(株)りそな銀行	175,050 (99,960)
(株)三井住友銀行	37,495 (37,495)
合計	212,545

(注) () 内は内数であり、1年以内の返済予定額につき、貸借対照表の流動負債の部に計上しております。

(3) 【その他】

当事業年度における四半期情報等

(累計期間)	第1四半期	第2四半期	第3四半期	当事業年度
売上高(千円)	—	—	1,312,665	1,756,857
税引前四半期(当期)純損失金額(△)(千円)	—	—	△151,718	△89,090
四半期(当期)純損失金額(△)(千円)	—	—	△152,115	△91,380
1株当たり四半期(当期)純利損失金額(△)(円)	—	—	△62.51	△37.55

(会計期間)	第1四半期	第2四半期	第3四半期	第4四半期
1株当たり四半期純利益金額又は1株当たり四半期純損失金額(△)(円)	—	—	△27.27	24.96

(注) 当第2四半期までは連結財務諸表を作成しておりましたので、記載していません。

第6【提出会社の株式事務の概要】

事業年度	毎年4月1日から翌年3月31日まで
定時株主総会	毎事業年度終了後3ヶ月以内
基準日	3月31日
剰余金の配当の基準日	9月30日 3月31日
1単元の株式数	100株
単元未満株式の買取り 取扱場所 株主名簿管理人 取次所 買取手数料	東京都千代田区丸の内一丁目4番5号 三菱UFJ信託銀行株式会社 証券代行部 東京都千代田区丸の内一丁目4番5号 三菱UFJ信託銀行株式会社 — 株式の売買の委託に係る手数料相当額として別途定める金額
公告掲載方法	電子公告の方法により行う。 やむを得ない事由により、電子公告によることができない場合は、日本経済新聞に掲載する方法により行う。 公告掲載URL http://www.sockets.co.jp/ir/
株主に対する特典	該当事項はありません。

(注) 当社定款の定めにより、単元未満株式株主は、会社法第189条第2項各号に掲げる権利、株主の有する株式数に応じて募集株式の割当て及び募集新株予約権の割当てを受ける権利並びに単元未満株式の売渡請求をする権利以外の権利を有していません。

第7【提出会社の参考情報】

1【提出会社の親会社等の情報】

当社は、金融商品取引法第24条の7第1項に規定する親会社等はありません。

2【その他の参考情報】

当事業年度の開始日から有価証券報告書提出日までの間に、次の書類を提出しております。

- (1) 有価証券報告書及びその添付書類並びに確認書
事業年度（第15期）（自 平成26年4月1日 至 平成27年3月31日）平成27年6月22日関東財務局長に提出
- (2) 内部統制報告書及びその添付書類
平成27年6月22日関東財務局長に提出
- (3) 四半期報告書及び確認書
（第16期第1四半期）（自 平成27年4月1日 至 平成27年6月30日）平成27年8月5日関東財務局長に提出
（第16期第2四半期）（自 平成27年7月1日 至 平成27年9月30日）平成27年11月5日関東財務局長に提出
（第16期第3四半期）（自 平成27年10月1日 至 平成27年12月31日）平成28年2月5日関東財務局長に提出
- (4) 臨時報告書
平成27年6月23日関東財務局長に提出
企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2（株主総会における議決権行使の結果）に基づく臨時報告書であります。

第二部【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

独立監査人の監査報告書及び内部統制監査報告書

平成28年6月22日

株式会社 ソケッツ

取締役会 御中

新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 松本正一郎 ㊞

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 板谷秀穂 ㊞

<財務諸表監査>

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社ソケッツの平成27年4月1日から平成28年3月31日までの第16期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、キャッシュ・フロー計算書、重要な会計方針、その他の注記及び附属明細表について監査を行った。

財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、財務諸表の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社ソケッツの平成28年3月31日現在の財政状態並びに同日をもって終了する事業年度の経営成績及びキャッシュ・フローの状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

<内部統制監査>

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第2項の規定に基づく監査証明を行うため、株式会社ソケットの平成28年3月31日現在の内部統制報告書について監査を行った。

内部統制報告書に対する経営者の責任

経営者の責任は、財務報告に係る内部統制を整備及び運用し、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の評価の基準に準拠して内部統制報告書を作成し適正に表示することにある。

なお、財務報告に係る内部統制により財務報告の虚偽の記載を完全には防止又は発見することができない可能性がある。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した内部統制監査に基づいて、独立の立場から内部統制報告書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の監査の基準に準拠して内部統制監査を行った。財務報告に係る内部統制の監査の基準は、当監査法人に内部統制報告書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき内部統制監査を実施することを求めている。

内部統制監査においては、内部統制報告書における財務報告に係る内部統制の評価結果について監査証拠を入手するための手続が実施される。内部統制監査の監査手続は、当監査法人の判断により、財務報告の信頼性に及ぼす影響の重要性に基づいて選択及び適用される。また、内部統制監査には、財務報告に係る内部統制の評価範囲、評価手続及び評価結果について経営者が行った記載を含め、全体としての内部統制報告書の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、株式会社ソケットが平成28年3月31日現在の財務報告に係る内部統制は有効であると表示した上記の内部統制報告書が、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の評価の基準に準拠して、財務報告に係る内部統制の評価結果について、すべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

※1. 上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社（有価証券報告書提出会社）が別途保管しております。

2. XBR Lデータは監査の対象には含まれていません。

【表紙】

【提出書類】	内部統制報告書
【根拠条文】	金融商品取引法第24条の4の4第1項
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	平成28年6月22日
【会社名】	株式会社ソケット
【英訳名】	Sockets Inc.
【代表者の役職氏名】	代表取締役 兼 社長執行役員 浦部 浩司
【最高財務責任者の役職氏名】	該当事項はありません。
【本店の所在の場所】	東京都渋谷区千駄ヶ谷四丁目23番5号
【縦覧に供する場所】	株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町2番1号)

1 【財務報告に係る内部統制の基本的枠組みに関する事項】

代表取締役浦部浩司は、当社の財務報告に係る内部統制の整備及び運用に責任を有しており、企業会計審議会の公表した「財務報告に係る内部統制の評価及び監査の基準並びに財務報告に係る内部統制の評価及び監査に関する実施基準の設定について（意見書）」に示されている内部統制の基本的枠組みに準拠して財務報告に係る内部統制を整備及び運用し、財務報告における記載内容の適正性と信頼性を確保することに努めております。

なお、内部統制は、内部統制の各基本的要素が有機的に結びつき、一体となって機能することで、その目的を合理的な範囲で達成しようとするものであります。このため、財務報告に係る内部統制により財務報告の虚偽の記載を完全には防止又は発見することができない可能性を含んでおります。

2 【評価の範囲、基準日及び評価手続に関する事項】

財務報告に係る内部統制の評価は、当事業年度の末日である平成28年3月31日を基準日として実施しており、当該評価に当たっては、一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の評価の基準に準拠しております。

本評価においては、財務報告全体に重要な影響を及ぼす内部統制（全社的な内部統制）の評価を行った上で、その結果を踏まえて、評価対象とする業務プロセスを選定しております。当該業務プロセスにおける評価においては、選定された業務プロセスを分析した上で、財務報告の信頼性に重要な影響を及ぼす統制上の要点を識別し、当該統制上の要点について整備及び運用状況を評価することによって、内部統制の有効性に関する評価を行いました。

財務報告に係る内部統制の評価の範囲は、財務報告の信頼性に及ぼす影響の重要性の観点から必要な範囲を決定しております。財務報告の信頼性に及ぼす影響の重要性は、金額的及び質的影響の重要性を考慮して決定しており、全社的な内部統制の評価結果を踏まえ、業務プロセスに係る内部統制の評価範囲を合理的に決定いたしました。

業務プロセスに係る内部統制の評価範囲については、当社の事業拠点が単一であることから全社を「重要な事業拠点」とし、企業の事業目的に大きく係る勘定科目として「売上高」、「売掛金」、「仕掛品」、「ソフトウェア」及び「ソフトウェア仮勘定」に至る業務プロセスを評価の対象といたしました。さらに、重要な虚偽記載の発生可能性が高く、見積りや予測を伴う重要な勘定科目に係る業務プロセスを財務報告への影響を勘案して重要性の大きい業務プロセスとして評価対象に追加しております。

3 【評価結果に関する事項】

上記の評価の結果、当事業年度末日である平成28年3月31日時点において、当社の財務報告に係る内部統制は有効であると判断いたしました。

4 【付記事項】

付記すべき事項はありません。

5 【特記事項】

特記すべき事項はありません。

【表紙】

【提出書類】	確認書
【根拠条文】	金融商品取引法第24条の4の2第1項
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	平成28年6月22日
【会社名】	株式会社ソケット
【英訳名】	Sockets Inc.
【代表者の役職氏名】	代表取締役 兼 社長執行役員 浦部 浩司
【最高財務責任者の役職氏名】	該当事項はありません。
【本店の所在の場所】	東京都渋谷区千駄ヶ谷四丁目23番5号 J P R 千駄ヶ谷ビル3 F
【縦覧に供する場所】	株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町2番1号)

1 【有価証券報告書の記載内容の適正性に関する事項】

当社代表取締役浦部浩司は、当社の第16期（自 平成27年4月1日 至 平成28年3月31日）の有価証券報告書の記載内容が金融商品取引法令に基づき適正に記載されていることを確認いたしました。

2 【特記事項】

特記すべき事項はありません。